０４．０４

その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済について

１．その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済規定

特許法等においては、次に掲げる手続に関し、「その責めに帰することができない理由」による期間徒過後の救済規定が設けられている。

（１） 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（特３０条４項※1、意４条４項）

（２） パリ条約による優先権主張に係る優先権証明書類等の提出（特４３条８項※2）

（３） 特許出願の分割（特４４条７項※1 ）

（４） 実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更（特４６条５項）

（５）実用新案登録に基づく特許出願（特４６条の２第３項）

（６）特許権の存続期間の延長登録出願（特６７条の２第３項括弧書き、特６７条の５第３項（改正前特６７条の２第３項注1）、特施令３条ただし書（改正前特施令３条ただし書注1））

（７）特許法第６７条の６第１項（改正前特６７条の２の２第１項注1）の規定による書面の提出（特６７条の６第４項（改正前特６７条の２の２第４項注1））

（８）特許（登録）料の納付（特１０８条４項、実３２条４項、意４３条４項、商４１条４項、４１条の２第４項、６５条の８第５項）

（９）既納の特許（登録）料の返還請求（特１１１条３項※3、実３４条３項、商４２条３項、商６５条の１０第３項）

（１０）割増特許料（登録料）の免除（特１１２条２項、実３３条２項、意４４条２項、商４３条１項から３項）

（１１）拒絶査定不服審判の請求（特１２１条２項、意４６条２項、商４４条２項）

（１２）再審の請求（特１７３条２項※4）

（１３）出願審査の請求の手数料又は過誤納の手数料の返還請求（特１９５条１３項※5、実５４条の２第１２項、意６７条９項、商７６条９項）

（１４）実用新案登録の明細書等の訂正（実１４条の２第６項）

（１５）実用新案登録無効審判請求の取下げ（実３９条の２第５項）

（１６）参加申請手数料の返還に係る参加申請の取下げ（実５４条の２第６項）

（１７）補正却下決定不服審判の請求（意４７条２項において準用する意４６条２項、商４５条２項において準用する商４４条２項）

（１８）意匠法第６０条の６第１項の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願（以下「国際意匠登録出願」という。）に係る個別指定手数料の返還請求（意６０条の２２第３項）

（１９）商標出願時の特例の規定による証明書の提出（商９条４項）
（２０）国際登録の取消し後の商標登録出願（商６８条の３２第６項）
（２１）マドリッド協定議定書の廃棄後の商標登録出願（商６８条の３３第２項で準用する商６８条の３２第６項）
（２２）国際特許出願における発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（特施規３８条の６の３※6）
（２３）国際特許出願又は特許法第１８４条の２０第１項の申出をする場合におけるパリ条約による優先権主張に係る優先権証明書類等の提出（特施規３８条の１４第１項※7）
（２４）国際意匠登録出願における意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（意施規１条の２）
（２５）回復手数料の免除（特別表第１１号中欄括弧書、実別表第７号中欄括弧書、意別表第３号中欄括弧書、商別表第５号中欄括弧書）（→０４．０５「１．」、「５．」）

なお、特許法等においては、「その責めに帰することができない理由」による期間徒過後の救済規定のほかに、「故意によるものでないこと」による期間徒過後の救済規定が設けられている（→０４．０５）。

２．救済されるための要件

救済が認められるためには、以下の二つの要件が満たされていることが必要である。

（１）手続をすることができる期間（以下「所定の期間」という。）内に手続をすることができなかったことについて、出願人、権利者、申請者又はその代理人（以下「出願人等」という。）の「責めに帰することができない理由」があること
（２）所定の期間内にすることができなかった手続を救済手続期間内にすること

なお、上記（１）の「出願人等の責めに帰することができない理由」とは、「天災地変のような客観的な理由にもとづいて手続をすることができない場合」注2のほか、「通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由」注3をいうものと解されている。

３．救済を受けるための手続

（１）救済手続期間

ア．上記１．（１）、（３）から（５）まで、（８）、（９）、（１１）から（２１）まで及び（２３）の手続の場合

その責めに帰することができない理由がなくなった日から１４日（在外者にあっては、２月）以内で所定の期間の経過後６月以内である（特３０条４項※1、４４条７項※1、４６条５項、４６条の２第３項、１０８条４項、１１１条３項※3、１２１条２項、１７３条２項※4、１９５条１３項※5、実１４条の２第６項、３２条４項、３４条３項、３９条の２第５項、５４条の２第６項、１２項、意４条４項、４３条４項、４６条２項※8、６０条の２２第３項、６７条９項、商９条４項、４１条４項、４１条の２第４

項、４２条３項、４４条２項※9、６５条の８第５項、６５条の１０第３項、６８条の３２第６項※10、７６条９項、特施規３８条の１４第１項)。

イ．上記１．（２）の手続の場合

パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書類等を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出することができなかった場合、その者が当該書類を入手した日から１月（在外者にあっては２月）以内である（特施規２７条の３の３第６項１号※11、商施規７条の２第３項１号)。

上記以外の場合、パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書類等又は特許法第４３条第５項に規定する書面を提出することができなかった理由がなくなった日から１４日（在外者にあっては２月）以内で所定の期間の経過後６月以内である（特施規２７条の３の３第６項２号※11、商施規７条の２第３項２号)。

ウ．上記１．（６）の手続の場合

特許権の存続期間の延長登録出願の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなった日から１４日（在外者にあっては、２月）を経過する日までの期間（特許法第６７条第２項の延長登録出願においては設定登録の日、特許法第６７条第４項の延長登録出願においては特許法施行令第２条（改正前特許法施行令第２条注1）に規定する処分を受けた日からその理由がなくなった日までの期間が９月を超えるときは、９月）である（特６７条の２第３項括弧書~~き~~、特６７条の５第３項（改正前特６７条の２第３項注1)、特施令３条ただし書（改正前特施令３条ただし書注1))。

エ．上記１．（７）の手続の場合

特許法第６７条の６第１項（改正前特許法第６７条の２の２第１項注1）の規定による書面の提出は、その責めに帰することができない理由がなくなった日から１４日（在外者にあっては、１月）以内で同条第１項に規定する日（特許権の存続期間の満了前６月の前日）の後２月以内である（特第６７条の６第４項（改正前特６７条の２の２第４項注1))。

オ．上記１．（１０）の手続の場合

次に掲げる「a.特許料（登録料）の納付の期間又は納付の猶予の期間」の経過後６月以内又は「b.故意によるものでないことによる期間徒過後の救済期間」内である（特１１２条２項、実３３条２項、意４４条２項、商４３条１項から３項)。

ａ．特許料（登録料）の納付の期間又は納付の猶予の期間

ｉ）特許法第１０８条第２項に規定する期間

ⅱ）特許法第１０９条又は第１０９条の２に規定する納付の猶予後の期間

ⅲ）実用新案法第３２条第２項に規定する期間

ⅳ）実用新案法第３２条の２に規定する納付の猶予後の期間

ｖ）意匠法第４３条第２項に規定する期間

ⅵ）商標法第２０条第２項、第４１条の２第５項又は第８項に規定する期間

ｂ．故意によるものでないことによる期間徒過後の救済期間

ⅰ）特許法第１１２条の２第１項（特施規６９条の２第１項）に規定する期間

ⅱ）実用新案法第３３条の２第１項に規定する期間

ⅲ）意匠法第４４条の２第１項に規定する期間

ⅳ）商標法第２１条第１項（商施規１０条３項）又は第４１条の３第１項（商施規１８条の２第１項）に規定する期間

カ．上記１．（２２）の手続の場合

国際特許出願における発明の新規性喪失の例外適用を受ける際の証明書提出の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなった日から１４日（在外者にあっては、２月）を経過する日までの期間（当該期間が国内処理基準時の属する日後７月を超えるときは、７月）である（特１８４条の１４、特施規３８条の６の３[※6]）。

キ．上記１．（２４）の手続の場合

国際意匠登録出願における意匠の新規性喪失の例外規定を受ける際の証明書提出の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなった日から１４日（在外者にあっては、２月）を経過する日までの期間（当該期間が国際公表があった日後７月を超えるときは、７月）である（意６０条の７第１項、意施規１条の２）。

ク．上記１．（２５）の手続の場合

回復手数料の免除の場合は、故意によるものでないことによる期間徒過後の救済期間内（→０４．０５「３．」）

なお、上記ア．からク．までの救済手続期間は、延長することができず、附加期間を定めることもできない。

（２）手続の方法

上記（１）の救済手続期間内に、所定の期間を徒過した手続を行う。その際、上申書又は手続書面に設けた【その他】欄（以下「上申書等」という。）において、当該手続をすることができなかった理由が「出願人等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類[注4]を提出しなければならない。ただし、その記載した事実を裏付ける証拠書類は、特許庁長官がその添付の必要がないと認めるときは、添付を要さない。

ア．上記（１）イ．の手続の場合

パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書類等を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出することができなかった場合については、方式審査便覧２８．２１「優先権証明書類等発行事務の遅延による提出期間徒過に関する取扱い」により手続をする。

イ．上記（１）オ．の手続の免除

割増特許料（登録料）の免除の手続の場合については、上申書等は特許料（登録料）納付書の提出と同時に提出しなければならず（特施規６９条４項、実施規２１条３項、意施規１８条３項、商施規１８条８項）、証拠書類は上記手続をした日から２月以内に提出しなければならない（特施規６９条５項、実施規２１条４項、意施規１８条４項、商施規１８条９項）。

ウ．上記１．（２５）の手続の場合

回復手数料の免除の手続の場合については、上申書等は回復理由書の提出と同時に提出しなければならず（特施規２５条の７第８項、２７条の４の２第６項※12、３１条の２第７項、３８条の２第５項※13、３８条の６の２第６項※14、３８条の１４第５項※15、６９条の２第４項、実施規２１条の４第３項、意施規１８条の６第３項、商施規２条１２項、１０条６項、１８条の２第４項、２０条５項）、証拠書類は上記手続をした日から２月以内に提出しなければならない（特施規２５条の７第９項、２７条の４の２第７項※12、３１条の２第８項、３８条の２第６項※13、３８条の６の２第７項※14、３８条の１４第６項※15、６９条の２第５項、実施規２１条の４第４項、意施規１８条の６第４項、商施規２条１３項、１０条７項、１８条の２第５項、２０条６項）。

４．救済の認否の判断

期間徒過後の手続が要件を満たすものか否かの判断は、上申書等の記載に基づき、特許庁長官又は審判長により行われる。

（１）救済が認められる場合

上申書等の記載に基づき、救済の要件を満たすものと判断した場合には、期間徒過後の手続は許容され、手続をした者に対し、救済が認められた旨の通知書が送付される。ただし、１．（１０）の割増特許料（登録料）の免除の場合は、年金領収書（割増特許料（登録料）を免除した額面のもの）の送付をもって通知書に代える。

（２）　救済が認められない場合

上申書等の記載に基づき、救済の要件を満たさないと判断した場合には、手続をした者に対し、期間徒過後の手続について、救済の要件を満たさないと判断した理由を記載した却下理由通知注5が送付され、弁明する機会が与えられる。特許庁長官は、当該弁明を踏まえて、救済の認否を判断し、救済が認められないと判断したときは、期間徒過後の手続について出願却下又は手続却下注5する。ただし、１．（１０）の割増特許料（登録料）の免除の場合は年金補充指令を送付することで、不足額の補充及び弁明の機会が与えられる。特許庁長官は、当該弁明を踏まえて、救済の認否を判断し、救済が認められないと判断したときは、特許料（登録料）納付書を手続却下する（ただし、不足額が納付されているときは年金領収書（割増特許料（登録料）を含む額面のもの）を送付する）。１．（１１）の拒絶査定不服審判の請求及び

１．（１７）の補正却下決定不服審判の請求については、却下理由通知が送付されることなく、審決をもって却下される（特１３５条※16）。また、１．（２０）の国際登録の取消し後の商標登録出願及び１．（２１）のマドリッド協定議定書の廃棄後の商標登録出願については、当該出願は却下されないが、拒絶の理由が通知される（商６８条の３４第１項）。また、１．（２５）の回復手数料の免除においては、回復の理由が故意によるものでないと認められる場合であって、その責めに帰することができない理由がないと認められるときは、回復理由書に手続補正指令を送付することで、手数料の補正又はその責めに帰することができない理由を補足する機会が与えられる。特許庁長官は、当該補足を踏まえても、その責めに帰することができない理由がないと認められ、かつ手数料の補正がないときは救済が認められないとして、手続を却下する。（ただし、手数料の補正がされているときは、故意によるものでないと認められた旨の通知書を送付する。）

（改訂令和~~5~~6・~~4~~1）

※1 特３０条４項、特４４条７項：実１１条１項において準用
※2 特４３条８項：特４３条の２第２項（特４３条の３第３項、実１１条１項、意１５条１項において準用）、特４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項、商１３条１項（商６８条１項において準用）において準用）、実１１条１項、意１５条１項、６０条の１０第２項、商１３条１項（商６８条１項において準用）において準用
注1 令和２年３月９日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成２８年法律第１０８号）附則第２条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。
※3 特１１１条３項：意４５条において準用
※4 特１７３条２項：実４５条１項、意５８条１項、商６１条において準用
※5 特１９５条１３項：国際出願法１８条３項、国際出願法施規８２条２項において準用
※6 特施規３８条の６の３：実施規２３条４項において準用
※7 特施規３８条の１４第１項：実施規２３条７項において準用
注2 例えば、「大地震、洪水、豪雨、台風、火災等の災害等」、「公共インフラ、通信等の障害等」が該当する。
特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説」特１２１条〔字句の解釈〕参照
注3 平成２２年９月２２日知的財産高等裁判所判決、平成２２年（行コ）第１０００２号
※8 意４６条２項：意４７条２項において準用
※9 商４４条２項：商４５条２項において準用
※10 商６８条の３２第６項：商６８条の３３第２項において準用
※11 特施規２７条の３の３第６項：実施規２３条２項、意施規２条の２第１２項及び１９条３項において準用
注4 証拠書類の例としては、災害に係るり災証明書等の公的な証明書又は疾病等に係る診断書等の当事者以外の第三者が証明した書類がある。
※12 特施規２７条の４の２第６項、７項：特施規２７条の４の２第９項（実施規２３条２項、意施規２条の２第１２項及び第１９条３項において準用）、実施規２３条２項、意

施規２条の２第１２項及び１９条３項において準用

※13 特施規３８条の２第５項、６項：実施規２３条３項において準用

※14 特施規３８条の６の２第６項、７項：実施規２３条４項において準用

※15 特施規３８条の１４第５項、６項：特施規３８条の１４第８項、実施規２３条７項において準用

注5 国際出願法又は国際出願法施行規則において準用する特許法第１９５条第１３項の規定による過誤納返還請求の場合は、却下理由通知及び手続却下の処分書は送付されないが、これらに相当する通知書が送付される。

※16 特１３５条：実４１条、意５２条、商５６条１項において準用

０４．０５

故意によるものでないことによる期間徒過後の救済について

１．故意によるものでないことによる期間徒過後の救済規定

特許法等においては、次に掲げる（１）から（１０）までの手続に関し、「故意によるものでない」ことによる期間徒過後の救済規定が設けられている。

また、（１１）及び（１２）において、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に出願できなかったことが「故意によるものでない」場合に優先権の主張（以下「優先権の回復」という。）をすることができる旨の救済規定が設けられている。

（１）外国語書面出願の翻訳文の提出（特３６条の２第６項）
（２）出願審査の請求（特４８条の３第５項※1）
（３）特許料（登録料）及び割増特許料（登録料）の追納（特１１２条の２第１項、実３３条の２第１項、意４４条の２第１項）
（４）外国語特許出願の翻訳文の提出（特１８４条の４第４項）
（５）国際特許出願における在外者の特許管理人の選任（特１８４条の１１第６項※2）
（６）外国語実用新案登録出願の翻訳文の提出（実４８条の４第４項）
（７）商標権の存続期間の更新登録の申請（商２１条１項）
（８）後期分割登録料及び割増登録料の追納（商４１条の３第１項※3）
（９）防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願（商６５条の３第３項）
（１０）書換登録の申請（商附則３条３項※4）
（１１）特許出願等に基づく優先権主張（特４１条１項１号括弧書、実８条１項１号括弧書）
（１２）パリ条約の例による優先権主張（特４３条の２第１項※5）

２．救済されるための要件

救済が認められるためには、以下の二つの要件が満たされていることが必要である。

（１）期間徒過後の手続
ア．出願人、申請人若しくは権利者又はその代理人が、手続をすることができる期間（以下「所定の期間」という。）内に手続をすることができなかったことが「故意によるものでない」こと
イ．救済手続期間内に所定の期間内にすることができなかった手続をすること

（２）優先権の回復
ア．出願人又はその代理人が、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に出願

することができなかったことが「故意によるものでない」こと

イ．優先権の回復期間内に遅れた出願及び優先権の主張をすること

３．救済を受けるための手続期間

（１）期間徒過後の手続

ア．上記１．（１）から（６）までの手続の場合

手続をすることができるようになった日から２月以内で所定の期間の経過後１年以内（特施規２５条の７第５項、３１条の２第４項、３８条の２第２項、３８条の６の２第３項、６９条の２第１項、実３３条の２第１項、４８条の４第４項、意４４条の２第１項）。

イ．上記１．（７）から（１０）までの手続の場合

手続をすることができるようになった日から２月以内で所定の期間の経過後６月以内（商施規２条９項、１０条３項、１８条の２第１項、２０条２項）。

（２）優先権の回復（特・実・意）

特許出願が故意に先の出願の日から１年以内にされなかったものでないと認められない場合における優先権の主張を伴う出願をすることができる期間の経過後２月（特施規２７条の４の２第１項※6~~6~~、第２項※7~~7~~、第３項３号※6、４号※7~~7~~）。

なお、（１）及び（２）の期間は、延長することができず、附加期間を定めることもできない。

４．手続の方法

（１）期間徒過後の手続

救済手続期間内に手続を行うとともに、その救済手続期間内に、所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものでないことを表明し、所定の期間内に手続をすることができなかった理由及び手続をすることができるようになった日を簡明に記載した回復理由書を提出しなければならない。特許庁長官は、回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる（特施規２５条の７第６項、７項、３１条の２第５項、６項、３８条の２第３項※8~~8~~、４項※8~~8~~、３８条の６の２第４項、５項、６９条の２第２項、３項、実施規２１条の４第１項、２項、意施規１８条の６第１項、２項、商施規２条１０項、１１項、１０条４項、５項、１８条の２第２項、３項、２０条３項、４項）。

（２）優先権の回復

優先権の回復期間内に遅れた出願及び優先権主張をするとともに、その優先権の回復期間内に、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に出願しなかったことが故意によるものでないことを表明し、当該期間内に出願をすることができなかった理由を簡明に記載した回復理由書を提出しなければならない。また、期間徒過後の手続と同様に、特許庁長官は回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる（特施規２７条の４の２第４項※9~~9~~、５項※9）。

なお、国際特許出願又は特許法第１８４条の２０第４項の規定により特許出願とみなされた国際出願について先の出願に基づく優先権の主張（同法第４１条第１項第１号に規定する故意に先の出願の日から１年以内にされなかったものでないと認められる場合にするものに限る。）をした場合及び同法第４３条の２第１項（同法第４３条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張をした場合の回復理由書の提出期間は、国内書面提出期間（特許法第１８４条の４第１項ただし書の外国語特許出願にあっては、翻訳文提出特例期間）が満了する時の属する日後１月以内である。ただし、国内書面提出期間内に出願審査の請求をした場合にあっては、その請求の日から１月以内である。特許庁長官は、回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる（特施規３８条の１４第３項※10~~１０~~、４項※10~~１０~~）。

５．手数料

故意によるものでないことによる期間徒過後の救済については、所定の手数料の納付が必要である（特別表第１１号、実別表第７号、意別表第３号、商別表第５号、手数料令１条２項表１１号、２条２項表７号、３条２項表３号、４条２項表５号）。

ただし、その責めに帰することができない理由により１．（１）から（１２）までの手続をする場合は、当該手数料の納付を要しない（特別表第１１号中欄括弧書、実別表第７号中欄括弧書、意別表第３号中欄括弧書、商別表第５号中欄括弧書、手数料令１条２項表１１号中欄括弧書、２条２項表７号中欄括弧書、３条２項表３号中欄括弧書、４条２項表５号中欄括弧書）。（→０４．０４）

６．救済の認否の判断

期間徒過後の手続（優先権の回復の場合はその優先権主張。以下同じ。）が要件を満たすものか否かについての判断は、提出された回復理由書の記載に基づき、特許庁長官が行う。

（１）救済が認められる場合

回復理由書の記載に基づき、救済の要件を満たすものと判断した場合は、期間徒過後の手続は許容され、手続をした者に対し、救済が認められた旨の通知書が送付される。

（２）救済が認められない場合

回復理由書の記載に基づき、救済の要件を満たさないと判断した場合は、手続をした者に対し、期間徒過後の手続について、救済が認められないと判断した理由を記載した回復理由書に関する却下理由通知書が送付され、弁明の機会が与えられる。特許庁長官は、当該弁明を踏まえて、救済の認否を判断し、救済が認められないと判断したときは、回復理由書を却下し、その後、期間徒過後の手続に却下理由通知が送付される。

（３）その責めに帰することができない理由による回復（→０４．０４）

回復の理由が故意によるものでないと認められる場合であって、その責め

に帰することができない理由がないと認められるときは、回復理由書に関し手続補正指令を送付することで、手数料の補正又はその責めに帰することができない理由を補足する機会が与えられる。特許庁長官は、当該補足を踏まえても、その責めに帰することができない理由がないと判断した場合、手数料の補正があるときは故意によるものでないと認められる回復を認め、手数料の補正がないときは回復理由書を却下し、その後、期間徒過後の手続に却下理由通知が送付される。

（改訂令和~~5~~6・~~4~~1）

※1 特４８条の３第５項：特４８条の３第７項において準用
※2 特１８４条の１１第６項：実４８条の１５第２項において準用
※3 商４１条の３第１項：商４１条の３第３項において準用
※4 商附則３条３項：商附則２３条において準用
※5 特４３条の２第１項：特４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項において準用）、実１１条１項、意１５条１項において準用
※6 特施規２７条の４の２第１項、３項３号：実施規２３条２項において準用
※~~7~~7 特施規２７条の４の２第２項、３項４号：実施規２３条２項、意施規２条の２第１
２項（特施規２７条の４の２第３項４号を除く）及び１９条３項において準用
※~~8~~8 特施規３８条の２第３項、４項：実施規２３条３項において準用
※~~9~~9 特施規２７条の４の２第４項、５項：特施規２７条の４の２第９項、実施規２３条第２項、意施規２条の２第１２項及び１９条３項において準用
※~~10~~10 特施規３８条の１４第３項、４項：特施規３８条の１４第８項、実施規２３条７項において準用

０４．０９

主要期間一覧表

当事者系審判、異議申立、判定に関する期間は、審判便覧25-01から25-04までを参照。
25-01.1**主要期間一覧**(1)(**査定系審判、商標登録異議、判定**)
25-01.3**主要期間一覧**(2)(**無効･訂正･取消審判**)
25-01.5 **主要期間一覧**(3)(**特許異議**)

（特許（無効・訂正審判、特許異議申立、判定、再審を除く））

手　　続	根　拠　条　文	初　　日	起　算　日	期　間　（　延　長　）		備　考
			（第１日目）	国　内　居　住　者	在　外　者	
＜法定期間＞						
明細書・特許請求の範囲・図面の補正	特１７の２（１）	出願日	－	特許査定謄本の送達日まで（拒絶理由通知を受けた後を除く。）		
	特１７の２（１）①、③	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月☆）	３月 （期間満了前：求２月・１月 期間満了後：求２月☆）	・延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く ・左記は特５０の規定による指定期間
	特１７の２（１）①、③	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （求１月▲▼）	３月（求１月×３回▲▼）	・延長登録出願、拒絶査定不服審判 ・左記は特５０の規定による指定期間
	特１７の２（１）②	特許法４８条の７の通知の発送日	翌　　日	３０日又は４５日※ ただし拒絶理由通知と同時は６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	６０日 ただし拒絶理由通知と同時は３月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	・拒絶査定不服審判を除く ・左記は特５０の規定による指定期間
	特１７の２（１）②	特許法４８条の７の通知の発送日	翌　　日	３０日又は４５日※ ただし拒絶理由通知と同時は６０日又は７５日※	６０日 ただし拒絶理由通知と同時は３月	・拒絶査定不服審判 ・左記は特５０の規定による指定期間

	特１７の２（１）④	拒絶査定不服審判の請求と同時	－	－	－	
要約書の補正	特１７の３（特施規１１の２の２）	出願日又は優先権の主張を伴う出願は先の出願の日	翌　日	１年４月●		
優先権主張書の補正	特１７の４（特施規１１の２の３①）	ア．　優先日 イ．　新たな出願の日	翌　日 翌　日	１年４月 ４月 （上記のうちいずれか遅い日◎）		
	特１７の４（特施規１１の２の３②）	ア．　優先日 イ．　もとの出願の日 ウ．　新たな出願の日	翌　日 翌　日 翌　日	１年４月 ４月 １月 （上記のうちいずれか遅い日◎）		分割･変更･実用新案登録に基づく特許出願
新規性例外適用出願	特３０（１）、（２）	特許法２９条１項各号のいずれかに該当するに至った日	翌　日	１年◿	１年◿	
同上証明書の提出	特３０（３）	出願日	翌　日	３０日	３０日	
外国語書面出願に係る翻訳文	特３６の２（２）、~~３６の２~~（４）（特施規２５の７（４））	ア．　出願日又は優先権の主張を伴う出願は先の出願の日 イ．　新たな出願日（もとの出願の翻訳文提出期間経過後の場合） ウ．　翻訳文未提出の通知の発送日	翌　日 翌　日 翌　日	１年４月 ２月◆ ２月	１年４月 ２月◆ ２月	イ．は分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願 ウ．はア．及びイ．の期間に翻訳文が未提出の場合
手続補完書の提出	特３８の２（３）（特施規２７の７）、３８の２（９）（特施規２７の９）	ア．　補完をすることができる旨の通知の発送日 イ．　出願日	翌　日 翌　日	２月 ２月	２月 ２月	
明細書等提出書の提出	特３８の３（３）（特施規２７の１０（３））	出願日	翌　日	４月	４月	
先の特許出願の認証謄本等及び翻訳文の提出	特３８の３（３）（特施規２７の１０（３））	出願日	翌　日	４月	４月	
明細書等補完書の提出	特３８の４（２）（特施規２７の１１（１））、３８の４（９）（特施規２７の１１（１２））	ア．　明細書又は図面の一部の記載が欠けている旨の通知の発送日 イ．　出願日	翌　日 翌　日	２月 ２月	２月 ２月	

優先権主張基礎出願の写し及び翻訳文の提出	特３８の４（４）（特施規２７の１１（７））	ア．　明細書又は図面の一部の記載が欠けている旨の通知の発送日 イ．　出願日	翌　日 翌　日	２月 ２月	２月 ２月	
意見書の提出	特３８の４（４）（特施規２７の１１（４））	特許出願を明細書等補完書の提出時にしたものとみなした通知の発送日	翌　日	１月	１月	
明細書等補完書の取下げ	特３８の４（７）（特施規２７の１１（１０））	特許出願を明細書等補完書の提出時にしたものとみなした通知の発送日	翌　日	１月	１月	
国内優先権主張を伴う出願	特４１（１）	先の出願日	翌　日	１年	１年	
優先権主張書の提出	特４１（４）、４３（１）、４３の３（１）、（２）（特施規２７の４の２（３）①）	ア．　優先日 イ．　新たな出願の日	翌　日 翌　日	１年４月 ４月 （上記のうちいずれか遅い日◎）		
	特４１（４）、４３（１）、４３の３（１）、（２）（特施規２７の４の２（３）②）	ア．　優先日 イ．　もとの出願の日 ウ．　新たな出願の日	翌　日 翌　日 翌　日	１年４月 ４月 １月 （上記のうちいずれか遅い日◎）		分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願
国内優先権主張の取下げ	特４２（２）（特施規２８の４（２））	先の出願日	翌　日	１年４月	１年４月	
パリ優先権主張等を伴う出願	特４３（１）、４３の３（１）、（２）、パリ条約４条Ｃ（１）	第１国出願日	翌　日	特１２月	特１２月	
優先権証明書類等の提出＃	特４３（２）、４３の３（３）	優先日	翌　日	１年４月	１年４月	
	特４３（７）、４３の３（３）（特施規２７の３の３（５））	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌　日	２月	２月	優先権証明書類等が未提出の場合
	特４４（３）、４６（６）、４６の２（５）	ア．　優先日 イ．　新たな特許出願の日	翌　日 翌　日	１年４月 ３月 （上記のうちいずれか遅い日＊）	１年４月 ３月 （上記のうちいずれか遅い日＊）	分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願
優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出	特４３（５）	優先日	翌　日	１年４月	１年４月	
	特４３（７）	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌　日	２月	２月	優先権証明書類等が未提出の場合

分割出願	特４４（１）①	―	―	明細書・特許請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間	明細書・特許請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間	
	特４４（１）②	特許査定謄本の送達日	翌　　日	３０日（求３０日★）	３０日（求３０日★）	
	特４４（１）③	拒絶査定謄本の送達日	翌　　日	３月	３月（職１月■）	
出願変更（実→特）	特４６（１）	実願出願日	翌　　日	実願の係属中 ただし出願の日から３年	実願の係属中 ただし出願の日から３年	
出願変更（意→特）	特４６（２）	ア．意願出願日 イ．意願の拒絶査定謄本の送達日	翌　　日 翌　　日	意願の係属中 ただし出願の日から３年 ３月	意願の係属中 ただし出願の日から３年 ３月	最初の査定
実用新案登録に基づく特許出願	特４６の２（１）	ア．　実願出願日 イ．　第三者の技術評価請求に係る最初の通知を受けた日 ウ．　無効審判請求書の発送日	翌　　日 翌　　日 翌　　日	３年 ３０日（職１５日） ３０日又は４５日※	３年 ３０日（職６０日） ６０日	
出願審査の請求	特４８の３（１）	出願日	翌　　日	３年	３年	
	特４８の３（２）	新たな出願日（もとの出願の審査請求期間経過後の場合）	翌　　日	３０日	３０日	分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願
存続期間の延長登録出願	特６７の２（３）	設定の登録の日	翌　　日	３月	３月	
	特６７の５（３）（特施令３）（改正前特６７の２（３）㊟（改正前特施令３㊟））	政令で定める処分を受けた日	翌　　日	３月	３月	
特許料の納付（第１年から第３年分まで）	特１０８（１）、（３）	査定又は審決の謄本の送達日	翌　　日	３０日（求３０日）	３０日（求３０日）	
特許料の納付（第４年以後の各年分）	特１０８（２）	―	―	前年以前♭	前年以前♭	
特許料の追納	特１１２（１）、（２）	特許法１０８条２項に規定する期間の満了日	翌　　日	６月	６月	

既納特許料の返還請求	特１１１（２）	ア．　特許料の納付日 イ．　取消決定又は審決の確定日	翌　　日 当　　日∞	１年 ６月	１年 ６月	
拒絶査定不服審判の請求	特１２１（１）	拒絶査定謄本の送達日	翌　　日	３月	３月（職１月○）	
翻訳文の提出	特１８４の４（１）	ア．　優先日（特許協力条約２条） イ．　国内書面を提出した日	翌　　日 翌　　日	３０月 ２月	３０月 ２月	イ．は国内書面提出期間満了前２月から満了日までの間に提出した場合に限る
特許協力条約１９条補正の翻訳文提出	特１８４の４（６）	―	―	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇	
国内書面の提出	特１８４の５（１）	優先日（特許協力条約２条）	翌　　日	３０月	３０月	
特許協力条約１９条補正の写しの提出	特１８４の７（１）	―	―	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇	
特許協力条約３４条補正の翻訳文提出	特１８４の８（１）	―	―	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇	
特許協力条約３４条補正の写しの提出	特１８４の８（１）	―	―	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇	
特許管理人の選任	特１８４の１１（２）、（４）（特施規３８の６の２（１）、（２））	ア．　国内処理基準時の属する日◇ イ．　特許管理人の選任の届出がない旨の通知の発送日	翌　　日 翌　　日	― ―	３月 ２月	イ．はア．の国内処理基準時の属する日までに特許管理人の選任の届出が未提出の場合
新規性喪失の例外の適用書面及び証明書の提出	特１８４の１４（特施規３８の６の３）	国内処理基準時の属する日◇	翌　　日	３０日	３０日	
特許協力条約２５条に規定する検査の申出	特１８４の２０（１）（特施規３８の７）	国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言、国際出願日の認定の拒否又は　記録原本を期間内に国際事務局が受領しなかった旨の認定の通知をした日	翌　　日	２月	２月	
出願審査請求手数料の返還請求	特１９５（１０）	ア．　特許出願が放棄され、又は取り下げられた日 イ．　特許出願が取り下げられたものとみなされた日	翌　　日 当　　日∞	６月 ６月	６月 ６月	
過誤納手数料の返還請求	特１９５（１２）	手数料の納付日	翌　　日	１年	１年	

明細書、特許請求の範囲又は図面について、国際特許出願に含まれないものとする旨の請求書の提出	特施規３８の２の２（５）	通知書の発送日	翌　日	３０日	３０日	左記は特施規３８の２の２（３）の規定による指定期間
命令による登録申請の補正	特登令３８（１）（特登施規１３の２）	指令書の発送日	翌　日	２月	２月	
弁明書の提出	特登令３８（４）（特登施規１３の４（１））	却下理由通知の発送日	翌　日	２月	２月	
＜指定期間＞						
命令による方式補正	特１７（３）、１８４の５（２）	指令書の発送日	翌　日	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く
	特１７（３）、１３３（１）	指令書の発送日	翌　日	３０日	３０日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
弁明書の提出	特１８の２（２）	却下理由通知の発送日	翌　日	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く
	特１８の２（２）、１３３の２（２）	却下理由通知の発送日	翌　日	３０日	３０日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
命令による受継申立書	特２３（１）	受継命令書の発送日	翌　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
同一人から承継された同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	特３４（７）	協議命令書の発送日	翌　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月＝）	３月 （期間満了前：求３月 期間満了後：求２月＝） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	拒絶査定不服審判を除く
	特３４（７）	協議命令書の発送日	翌　日	６０日又は７５日※	３月（求３月） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	拒絶査定不服審判

同日に同一の発明に対する協議命令による届出	特３９（６）	協議命令書の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月＝）	３月 （期間満了前：求３月 期間満了後：求２月＝） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	拒絶査定不服審判を除く
	特３９（６）	協議命令書の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※	３月（求３月） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	拒絶査定不服審判
意見書の提出	特４８の７	通知書の発送日	翌　　日	３０日又は４５日※ ただし拒絶理由通知と同時は６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	６０日 ただし拒絶理由通知と同時は３月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	拒絶査定不服審判を除く
	特４８の７	通知書の発送日	翌　　日	３０日又は４５日※ ただし拒絶理由通知と同時は６０日又は７５日※	６０日 ただし拒絶理由通知と同時３月	拒絶査定不服審判
	特５０	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月☆）	３月 （期間満了前：求２月・１月 期間満了後：求２月☆） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く
	特５０、６７の４、６７の８（改正前特６７の４㊟）、１５９（２）、１６３（２）	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （求１月▲▼）	３月（求１月×３回▲▼） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
審尋に対する回答書の提出	特１３４（４）	審尋書の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （求１月▲）	３月（求１月×３回▲） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	拒絶査定不服審判
書留郵便物受領書等の提出	特１３４（４）	物件の提出を求める通知の発送日	翌　　日	１０日△	１０日△	
	特１９４（１）	物件の提出を求める通知の発送日	翌　　日	１０日△ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	１０日△ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
当事者による書類又は物件の提出	特１９４（１）	物件の提出を求める通知の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月＝）	３月 （期間満了前：求３月 期間満了後：求２月＝） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	
意見書の提出	特施規３８の２の２（３）	通知書の発送日	翌　　日	３０日	３０日	

意見書の提出	特施規３８の２の３（1）	通知書の発送日	翌　　日	３０日 ただし明細書、請求の範囲又は図面（それらの補充書等を含む）については６０日	３０日 ただし明細書、請求の範囲又は図面（それらの補充書等を含む）については３月	
命令による書面の提出	特登令３０、特登施規１３（2）	物件の提出を求める通知の発送日	翌　　日	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	

注１．　※は交通不便地居住者（→０４．１０「別表」）のため。
注２．　（職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間。
注３．　＃は国際特許出願の場合、国内書面提出期間満了日から２月以内に提出することができる（特施規３８条の１４）。
注４．　＊は原出願日が平成１０年１２月３１日以前の場合は、「１年４月」。
注５．　◇の国内処理基準時は、国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間が満了する時（国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間内に出願人が出願審査請求をするときは、その請求の時。）。
注６．　△は０３．１０を参照。
注７．　◆は、分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願が、原出願の出願日（原出願がパリ優先権主張出願等の場合は、優先日）から１年２月以上経過して出願された場合は、当該分割出願等の日から２月以内に翻訳文の提出を行うことができる。
注８．　★は登録料納付延長請求により延長された場合。
注９．　■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
注１０．▲は指定期間を延長する合理的理由がある時のみ（国内居住者は、引用文献との対比実験のために１月を１回。在外者は、引用文献との対比実験のために１月を１回、翻訳のために１月を３回まで）。
▼延長登録出願（特６７の４、６７の８（改正前特６７の４㊟））については、引用文献との対比実験のための延長は不可。
注１１．○延長登録出願に係る拒絶査定不服審判請求期間の職権による延長は行わない。
注１２．□翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求のあった国際特許出願であって国際公開されているものについては、出願審査の請求があった後を除く。
注１３．◎出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。
注１４．●特許出願（外国語でされた国際特許出願を除く）の場合、出願公開の請求があった後の期間を除き、外国語でされた国際特許出願で国際公開がされている場合、出願審査の請求があった後の期間を除く。
注１５．☆指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は２月、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は１回目で２月、２回目の請求により１月の合計２回、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書又は手続補正書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
注１６．▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により２月、指定期間経過後の請求により２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
注１７．＝指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は２月、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は３月、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
注１８．♭前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第４年の特許料は設定の登録の日から３年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。
注１９．◿特許法２９条１項各号のいずれかに該当するに至った日が平成２９年１２月８日以前の場合は、「６月」。
注２０．㊟令和２年３月９日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成２８年法律第１０８号）附則第２条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。
注２１．∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが（特３条１項１号本文）、出願が取り下げられたものとみなされた日及び所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後１２時（２４時）を経過した時（翌日午前零時）に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸１日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる（特３条１項１号ただし書）。

（実用新案（無効審判、判定を除く））

手　　続	根　拠　条　文	初　　日	起　算　日（第１日目）	期　間　（延長）国内居住者	期　間　（延長）在外者	備　考
＜法定期間＞						
明細書・実用新案登録請求の範囲図面・要約書・優先権主張書の補正	実２の２（１）（実施規１）	出願日	翌　日	１月	１月	
国内優先権主張を伴う出願	実８（１）	先の出願日	翌　日	１年	１年	
優先権主張書の提出	実８（４）（実施規２３（２））	出願日	翌　日	１月	１月	
国内優先権主張の取下げ	実９（２）（実施規２３（２））	先の出願日	翌　日	１年４月	１年４月	
出願変更（特→実）	実１０（１）	ア．特願出願日 イ．特願の拒絶査定謄本の送達日	翌　日 翌　日	９年６月 ３月	９年６月 ３月（職１月■）	最初の査定
出願変更（意→実）	実１０（２）	ア．意願出願日 イ．意願の拒絶査定謄本の送達日	翌　日 翌　日	９年６月 ３月	９年６月 ３月	最初の査定
新規性例外適用出願	実１１（１）（特３０（１）、（２））	実用新案法３条１項各号のいずれかに該当するに至った日	翌　日	１年◿	１年◿	
同上証明書の提出	実１１（１）（特３０（３））	出願日	翌　日	３０日	３０日	
パリ優先権主張等を伴う出願	実１１（１）（特４３（１）、４３の３（１）、（２））、パリ条約４条Ｃ（１）	第１国出願日	翌　日	特・実１２月	特・実１２月	
優先権証明書類等の提出＃	実１１（１）（特４３（２）、４３の３（３））	優先日	翌　日	１年４月	１年４月	
	実１１（１）（特４３（７）、４３の３（３））	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌　日	２月	２月	優先権証明書類等が未提出の場合
	実１０（４）、１１（１）（特４４（３）、）	優先日	翌　日	１年４月又は新たな出願の日から３月のいずれか遅い日＊		分割・変更出願の場合

優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出	実１１（１）（特４３（５））	優先日	翌　　日	１年４月	１年４月	
	実１１（１）（特４３（７））	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌　　日	２月	２月	優先権証明書類等が未提出の場合
分割出願	実１１（１）（特４４（１））	―		明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間	明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間	
明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の訂正	実１４の２（１）	ア．　最初の技術評価書の謄本の送達日 イ．　無効審判請求書の副本の送達日	翌　　日 翌　　日	２月（職１５日） ３０日又は４５日※	２月（職６０日） ６０日	
登録料の納付（第１年から第３年分まで）	実３２（１）、（３）	出願と同時	翌　　日	（求３０日）	（求３０日）	
登録料の納付（第４年以後の各年分）	実３２（２）	―	―	前年以前○	前年以前○	
登録料の追納	実３３（１）、（２）	実用新案法３２条２項に規定する期間の満了日	翌　　日	６月	６月	
既納登録料の返還請求	実３４（２）	ア．　登録料の納付日 イ．　処分又は審決の確定日	翌　　日 当　　日∞	１年 ６月	１年 ６月	
翻訳文の提出	実４８の４（１）	ア．　優先日（特許協力条約２条） イ．　国内書面を提出した日	翌　　日 翌　　日	３０月 ２月	３０月 ２月	イ．は国内書面提出期間満了前２月から満了日までの間に提出した場合に限る
国内書面の提出	実４８の５（１）	優先日（特許協力条約２条）	翌　　日	３０月	３０月	
特許協力条約１９条補正の翻訳文提出	実４８の４（６）	―	―	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇	
図面の提出	実４８の７（１）	―	―	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇	
登録料の納付（国際実用新案登録出願）	実４８の１２	ア．　優先日（特許協力条約２条） イ．　国内書面を提出した日	翌　　日 翌　　日	３０月 ２月	３０月 ２月	イ．は国内書面提出期間満了前２月から満了日までの間に提出した場合に限る

特許管理人の選任	実４８の１５（２）	ア．　国内処理基準時の属する日◇ イ．　特許管理人の選任の届出がない旨の通知の発送日	翌　　日 翌　　日	－ －	３月 ２月	イ．はア．の国内処理基準時の属する日までに特許管理人の選任の届出が未提出の場合
新規性喪失の例外の適用書面及び証明書の提出	実４８の１５（３）	国内処理基準時の属する日◇	翌　　日	３０日	３０日	
特許協力条約２５条に規定する検査の申出	実４８の１６（１）	国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言、国際出願日の認定の拒否又は記録原本を期間内に国際事務局が受領しなかった旨の認定の通知をした日	翌　　日	２月	２月	
過誤納手数料の返還請求	実５４の２（１１）	手数料の納付日	翌　　日	１年	１年	
明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について、国際実用新案登録出願に含まれないものとする旨の請求書の提出	実施規２３（４）（特施規３８の２の２（５））	通知書の発送日	翌　　日	３０日	３０日	左記は特施規３８の２の２（３）の規定による指定期間
命令による登録申請の補正	実登令７（実登施規３（３））（特登令３８（１）(特登施規１３の２))	指令書の発送日	翌　　日	２月	２月	
弁明書の提出	実登令７（実登施規３（３））（特登令３８（４）（特登施規１３の４（１）））	却下理由通知の発送日	翌　　日	２月	２月	
＜指定期間＞						
命令による方式補正	実２の２（４）、４８の５（２）	指令書の発送日	翌　　日	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
弁明書の提出	実２の５（２）（特１８の２（２））	却下理由通知の発送日	翌　　日	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
命令による受継申立書	実２の５（２）（特２３（１））	受継命令書の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	

命令による基礎的要件に係る補正	実６の２、１４の３	指令書の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月＝）	３月 （期間満了前：求３月 期間満了後：求２月＝） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	
同一人から承継された同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	実１１（２）（特３４（７））	協議命令書の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月＝）	３月 （期間満了前：求３月 期間満了後：求２月＝） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	
書留郵便物受領書等の提出	実５５（３）（特１９４（１））	物件の提出を求める通知の発送日	翌　　日	１０日△ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	１０日△ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
命令による図面の提出	実４８の７（２）	指令書の発送日	翌　　日	２月	２月	
意見書の提出	実施規２３（４）（特施規３８の２の２（３））	通知書の発送日	翌　　日	３０日	３０日	
意見書の提出	実施規２３（４）（特施規３８の２の３（１））	通知書の発送日	翌　　日	３０日 ただし明細書、請求の範囲又は図面（それらの補充書等を含む）については６０日	３０日 ただし明細書、請求の範囲又は図面（それらの補充書等を含む）については３月	
命令による書面の提出	実登令７条（実登施規３（３））（特登令３０（特登施規１３（２）））	物件の提出を求める通知の発送日	翌　　日	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	

注１．　※は交通不便地居住者（→０４．１０「別表」）のため。
注２．　（職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間。
注３．　＃は国際実用新案登録出願の場合、国内書面提出期間満了日から２月以内（実施規２３条７項で準用する特施規３８条の１４）。
注４．　＊は原出願日が平成１０年１２月３１日以前の場合は、「１年４月」。
注５．　◇の国内処理基準時は、国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間が満了する時（国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間内に出願人が国内処理の請求をするときは、その請求の時。）。
注６．　△は０３．１０を参照。
注７．　■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
注８．　＝指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は２月、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は３月、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
注９．　▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により２月、指定期間経過後の請求により２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
注１０．○前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第４年の登録料は設定の登録の日から３年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。
注１１．⊿実用新案法３条１項各号のいずれかに該当するに至った日が平成２９年１２月８日以前の場合は、「６月」。
注１２．∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが（実２条の５第１項で準用する特３条１項１号本文）、所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後１２時（２４時）を経過した時（翌日午前零時）に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸１日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる（実２条の５第１項で準用する特３条１項１号ただし書）。

（意匠（無効審判、判定、再審を除く））

手　　続	根　拠　条　文	初　　日	起　算　日（第１日目）	期間（延長）国内居住者	期間（延長）在外者	備　考
＜法定期間＞						
新規性例外適用出願	意４（１）、（２）	意匠法３条１項１号又は２号に該当するに至った日	翌　日	１年◿	１年◿	
同上証明書の提出	意４（３）	出願日	翌　日	３０日	３０日	国際意匠登録出願を除く
	意６０の７（１）（意施規１の２）	国際公表があった日	翌　日	３０日	３０日	国際意匠登録出願
出願変更（特→意）	意１３（１）	特許の拒絶査定謄本の送達日	翌　日	３月	３月（職１月■）	最初の査定
出願変更（実→意）	意１３（２）	実願が係属している間	－	－	－	
秘密意匠の請求	意１４（２）	出願と同時又は設定登録料の納付と同時	－	－	－	
優先権主張を伴う出願	意１５（１）（特４３（１）、４３の３（１）、（２）） パリ条約４条Ｃ（１）、Ｅ（１）	第１国出願日	翌　日	６月	６月	
優先権証明書類等の提出	意１５（１）（特４３（２）、４３の３（３））	出願日	翌　日	３月	３月	国際意匠登録出願を除く
	意１５（１）（特４３（７）、４３の３（３））、意６０の１０（２）（特４３（７））（意施規１９（３）（特施規２７の３の３（５）））	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌　日	２月	２月	優先権証明書類等が未提出の場合
	意６０の１０（２）（特４３（２）、意施規１２の２）	国際公表があった日	翌　日	３月	３月	国際意匠登録出願
優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出	意１５（１）（特４３（５））	出願日	翌　日	３月	３月	国際意匠登録出願を除く
	意１５（１）（特４３（７）、４３の３（３））、意６０の１０（２）（特４３（７））（意施規１９（３）（特施規２７の３の３（５）））	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌　日	２月	２月	優先権証明書類等が未提出の場合
	意６０の１０（２）（特４３（５）、意施規１２の２）	国際公表があった日	翌　日	３月	３月	国際意匠登録出願

補正却下後の新出願	意１７の３（1）	補正却下決定の謄本の送達日	翌　　日	３月	３月	
登録料の納付（第１年分）	意４３（1）、（3）	査定又は審決の謄本の送達日	翌　　日	３０日（求３０日）	３０日（求３０日）	
登録料の納付（第２年以後の各年分）	意４３（2）	—	—	前年以前○	前年以前○	
登録料の追納	意４４（1）、（2）	意匠法４３条２項に規定する期間の満了日	翌　　日	６月	６月	
既納登録料の返還請求	意４５（特１１１（2））	ア．　登録料の納付日 イ．　審決の確定日	翌　　日 当　　日∞	１年 ６月	１年 ６月	
拒絶査定不服審判の請求	意４６（1）	拒絶査定謄本の送達日	翌　　日	３月	３月	
補正却下決定不服審判の請求	意４７（1）	補正却下決定の謄本の送達日	翌　　日	３月	３月	
補正却下後の新出願（審判）	意５０（1）（意１７の３（1））	補正却下決定の謄本の送達日	翌　　日	３０日（職１５日）	３０日（職６０日）	
補正	意６０の２４	審査、審判又は再審に係属している間	－	－	－	
過誤納手数料の返還請求	意６７（8）	手数料の納付日	翌　　日	１年	１年	
個別指定手数料の返還請求	意６０の２２（2）	ア．出願の取下げ イ．拒絶の査定若しくは審決の確定日	翌　　日 当　　日∞	６月	６月	国際意匠登録出願
命令による登録申請の補正	意登令７（意登施規６（3））（特登令３８（1）(特登施規１３の2))	指令書の発送日	翌　　日	２月	２月	
弁明書の提出	意登令７（意登施規６（3））（特登令３８（4）(特登施規１３の4))	却下理由通知の発送日	翌　　日	２月	２月	

＜指定期間＞						
同日に同一又は類似の意匠に対する協議命令による届出	意９（４）	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※（期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	拒絶査定不服審判、国際意匠登録出願を除く
	意９（４）	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判
	意９（４）	協議命令（拒絶の通報に添付）の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	国際意匠登録出願
同一人から承継された同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	意１５（２）（特３４（７））	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	拒絶査定不服審判を除く
	意１５（２）（特３４（７））	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判
意見書の提出	意１９（特５０）	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月☆）	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月☆）	拒絶査定不服審判、国際意匠登録出願を除く
	意５０（３）（特５０）	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月（求１月） ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判
	意１９（特５０）	拒絶の通報の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月☆）	３月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月☆）	国際意匠登録出願
命令による方式補正	意６０の４（特１７（３）③）、６８（２）（特１７（３））	指令書の発送日	翌　　日	３０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	拒絶査定不服審判を除く
	意５２（特１３３（１））	指令書の発送日	翌　　日	３０日	３０日	拒絶査定不服審判
弁明書の提出	意６８（２）（特１８の２（２））	却下理由通知の発送日	翌　　日	３０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	拒絶査定不服審判を除く
	意５２（特１３３の２（２））	却下理由通知の発送日	翌　　日	３０日	３０日	拒絶査定不服審判

証拠調又は証拠保全したときの意見の申立て	意５２（特１５０（５））	証拠調又は証拠保全の結果の通知の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月（求１月）	
当事者等が申し立てない理由の審理に対する意見の申立て	意５２（特１５３（２））	審理結果の通知の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月（求１月）	
審尋に対する回答書の提出	意５２（特１３４（４））	審尋書の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月（求１月）	
当事者による書類又は物件の提出	意６８（２）（特１９４（１））	物件の提出を求める通知の日	翌　　日	４０日又は５５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
命令による受継申立書	意６８（２）（特２３（１））	受継命令書の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
書留郵便物受領証の提出	意６８（２）（特１９４（１））	物件の提出を求める通知の発送日	翌　　日	１０日△ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	１０日△ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
命令による書面の提出	意登令７（意登施規６（３））（特登令３０（特登施規１３（２）））	物件の提出を求める通知の発送日	翌　　日	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	

注１．　※は交通不便地居住者のため。
注２．　（職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間。
注３．　△は０３．１０を参照。
注４．　■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
注５　☆指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により２月、指定期間経過後の請求により２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間徒過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
注６．　▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により２月、指定期間経過後の請求により２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
注７．　○前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第２年の登録料は設定の登録の日から１年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。
注８．　◿意匠法３条１項１号又は２号に該当するに至った日が平成２９年１２月８日以前の場合は、「６月」。
注９．　∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが（意６８条１項で準用する特３条１項１号本文）、拒絶査定の確定日及び所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後１２時（２４時）を経過した時（翌日午前零時）に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸１日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる（意６８条１項で準用する特３条１項１号ただし書）。

（商標（無効・商標登録取消審判、商標異議申立、判定、再審を除く））

手　　続	根　拠　条　文	初　　日	起　算　日	期　間　（　延　長　）		備　考
			（第１日目）	国　内　居　住　者	在　外　者	
＜法定期間＞						
出願時の特例適用出願	商９（１）	博覧会等に出品又は出展した日	翌　　日	６月	６月	
同上証明書の提出	商９（２）、６８の１１	出願日、国際商標登録出願日	翌　　日	３０日▽	３０日▽	
優先権主張を伴う出願	商１３（１）（特４３（１）、４３の３（２））、６８（１）、パリ条約４条Ｃ（１）	第１国出願日	翌　　日	６月	６月	
優先権証明書類等の提出	商１３（１）（特４３（２）、４３の３（３））、６８（１）	出願日	翌　　日	３月□	３月□	
補正却下後の新出願	商１７の２（１）（意１７の３（１））、６８（２）	補正却下決定の謄本の送達日	翌　　日	３月	３月	
出願書類の縦覧	商１８（４）、６８（３）	公報発行の日	翌　　日	２月	２月	
登録料の納付	商４１（１）、（２）、４１の２（１）、（２）、６５の８（１）、（２）、（３）	査定又は審決の謄本の送達日	翌　　日	３０日（求３０日）＃	３０日（求３０日）＃	
商標権の存続期間の更新登録の申請	商２０（１）、（２）	商標権の存続期間の満了日前６月	－	存続期間満了前６月から満了の日まで	存続期間満了前６月から満了の日まで	
商標権の存続期間の更新登録の申請（存続期間満了日経過後）	商２０（１）、（３）、商施規１０（２）	商標権の存続期間の満了日	翌　　日	６月	６月	
商標権の存続期間の更新登録料の納付	商４１（５）	商標権の存続期間の更新登録の申請と同時	－	－	－	
割増登録料の納付	商４３（１）	商標権の存続期間の更新登録の申請（存続期間満了日経過後）と同時	－	－	－	
既納登録料の返還請求	商４２（２）	ア．　登録料の納付日 イ．　取消決定又は審決の確定日	翌　　日 当　　日∞	１年 ６月	１年 ６月	
拒絶査定不服審判の請求	商４４（１）、６８（４）、商附１３、２３	拒絶査定謄本の送達日	翌　　日	３月	３月	

補正却下決定不服審判の請求	商４５（１）、６８（４）	補正却下決定の謄本の送達日	翌　　日	３月	３月	
補正却下後の新出願（審判）	商５５の２（３）、６８（４）	補正却下決定の謄本の送達日	翌　　日	３０日（職１５日）	３０日（職６０日）	
防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願	商６５の３（２）	防護標章登録に基づく権利の存続期間満了前６月	－	防護標章登録に基づく権利の存続期間満了前６月から満了の日	防護標章登録に基づく権利の存続期間満了前６月から満了の日	
過誤納登録料の返還請求	商６５の１０（２）	登録料の納付日	翌　　日	１年	１年	
補正	商６８の２８	暫定的拒絶通報の発送日	翌　　日	審査、審判又は再審に係属している間	審査、審判又は再審に係属している間	国際商標登録出願
	商６８の４０（１）、商附２４	審査、登録異議の申立てについての審理、審判又は再審に係属している間	－	－	－	国際商標登録出願を除く
	商６８の４０（２）	商標の設定登録料の納付と同時（商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正）	－	－	－	国際商標登録出願を除く
過誤納手数料の返還請求	商７６（８）	手数料の納付日	翌　　日	１年	１年	
書換登録の申請	商附３（２）	存続期間満了前６月の初日	当　　日	存続期間満了日前６月から存続期間満了日後１年		
命令による登録申請の補正	商登令１０（商登施規１７（３））（特登令３８（１）（特登施規１３の２））	指令書の発送日	翌　　日	２月▲	２月▲	
弁明書の提出	商登令１０（商登施規１７（３））（特登令３８（４）（特登施規１３の４））	却下理由通知の発送日	翌　　日	２月▲	２月▲	
＜指定期間＞						
手続補完書の提出	商５の２（２）、商６８（１）	指令書の発送日	翌　　日	１月又は１月＋１５日※ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	２月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	
同日に同一又は類似の商品又は役務に対する協議命令による届出	商８（４）	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞ ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判、国際商標登録出願を除く

	商８（４）	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判
	商８（４）	協議命令（暫定的拒絶通報に添付）の発送日	翌　　日	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	国際商標登録出願
同一人から承継された同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	商１３（２）（特３４（７））	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞ ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判を除く
	商１３（２）（特３４（７））	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判
意見書の提出	商１５の２、１５の３（１）、６５の５、６８（２）、商附７	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月☆＞	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月☆＞ ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	国際商標登録出願を除く
	商１５の２、１５の３（１）、６５の５、６８（２）、商附７	暫定的拒絶通報の発送日	翌　　日	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月☆＞	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月☆＞	国際商標登録出願
	商５５の２（１）、商附１６、１９	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月（求１月） ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判
証拠調又は証拠保全したときの意見の申立て	商５６（１）（特１５３（２））、６８（４）、商附１７（１）	証拠調又は証拠保全の結果の通知の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月（求１月）	
弁明書の提出	商５６（１）（特１３３の２（２））、６８（４）、商附１７（１）、２３、（特１８の２（２））	却下理由通知の発送日	翌　　日	３０日	３０日	
	商７７（２）、商附２７（２）、２３（特１８の２（２））	却下理由通知の発送日	翌　　日	３０日 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	３０日 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	
審尋を受けた者又は当事者による書類又は物件の提出	商７７（２）、商附１７（１）、２７（２）	物件の提出を求める通知の日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月（求１月）	

命令による方式補正	商７７（２）（特１７（３））、商附２３、２７（２）	指令書の発送日	翌　日	１月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	２月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	国際商標登録出願を除く
	商７７（２）（特１７（３））	指令書の発送日	翌　日	２月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	２月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	国際商標登録出願
	商５６（１）（特１３３（１））、商６８（４）、商附１７（１）	指令書の発送日	翌　日	３０日	３０日	
当事者等が申し立てない理由の審理に対する意見の申立て	商５６（１）（特１５３（２））、６８（４）	審理結果の通知の発送日	翌　日	４０日又は５５日※	３月（求１月）	
書留郵便物受領証の提出	商７７（２）（特１９４（１））、商附２３、２７（２）	物件の提出を求める通知の発送日	翌　日	１０日△ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	１０日△ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	
当事者による書類又は物件の提出	商７７（２）（特１９４（１））、商附２３、２７（２）	物件の提出を求める通知の発送日	翌　日	４０日又は５５日※ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞ ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	
命令による受継申立書	商７７（２）（特２３（１））、商附２３、２７（２）	受継命令書の発送日	翌　日	６０日又は７５日※ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	
命令による書面の提出	商登令１０（商登施規１７（３））（特登令３０（特登施規１３（２）））	物件の提出を求める通知の発送日	翌　日	２月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	２月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	

注１．　※は交通不便地居住者のため。
注２．　（職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間。
注３．　★「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」の応答期間の延長請求は不可。
ただし、協議命令に対する応答期間の延長請求が認められた場合にあっては、当該主張書の提出期間も延長される。
注４．　△は０３．１０を参照。
注５．　■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
注６．　☆指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前に請求した場合は１月、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合であっても、指定期間経過後の再度の延長請求が可能。また、当初の指定期間内又は指定期間内に延長請求した場合の延長された指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
注７．　◎指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前に請求した場合は１月、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合であっても、指定期間経過後の再度の延長請求が可能。
注８．　▽書面を提出する者が期間内に書面を提出することができないときは、期間の経過後２月以内に限り、期間延長請求書（期間徒過）を提出することにより、その書面を特許庁長官に提出することができる（商９条３項、商施規６条の２第２項、３項）。
注９．　□優先権証明書類等を提出する者は、期間の経過後２月以内に限り、期間延長請求書（期間徒過）を提出することにより、優先権証明書類等を提出することができる（商１３条１項（商６８条１項において準用）、商施規７条の２第１項）。
注１０．＃登録料（前期分割登録料）を納付すべき者は、登録料（前期分割登録料）を納付すべき期間（期間の延長があったときは延長後の期間）内に登録料（前期分割登録料）を納付することができないときは、期間の経過後２月以内に限り、期間延長請求書（期間徒過）を提出することにより、登録料（前期分割登録料）を納付することができる（商４１条３項、４１の２第３項、６５の８第４項、商施規１８条５項、６項、７項、８項）。

注１１．▲商標法に関するシンガポール条約の規定（同条約第１４条、同条約第９規則）に基づき、申請人から申し出があったときは、当該期間の経過後２月に限り、商標登録令第１０条第１項において準用する特許登録令第３８条第２項及び第３項の規定による却下を保留することとする。（→方式審査便覧７０．３０）

注１２．∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが（商７７条１項で準用する特３条１項１号本文）、所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後１２時（２４時）を経過した時（翌日午前零時）に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸１日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる（商７７条１項で準用する特３条１項１号ただし書）。

（改訂令和~~5~~6・~~7~~1）

０５．１２

出願人が死亡した場合の取扱い

査定の謄本、その他の通知書を出願人に送付したところ「受取人死亡」の理由により、その郵便物が特許庁に返送された場合には、その出願書類に表示されている住所又は居所の区、市、町又は村長宛に当該出願人の戸籍謄本の送付方を依頼し、相続人が判明したときは、相続人に特許法第２３条第１項※1の規定により受継を命ずる。

ただし、相続人が不明な場合には、当該出願について民法第９５~~８~~２条第２項において規定する６月間（相続人である旨の申出期間）の相続人捜索の公告をする。

~~なお、~~相続人からの申出がない場合は、特許法第７６条※2の規定を類推解釈により特許を受ける権利の消滅として取り扱い、出願を取り下げたものとみなし、爾後の処理をすることとする。

（改訂~~平成２３~~令和６・~~１~~１）

※1 特２３条１項：実２条の５第２項、意６８条２項、商７７条２項、商附則２７条２項（商附則２３条において準用）において準用
※2 特７６条：実２６条、意３６条、商３５条において準用

１３．３０

証明書返還請求による証明書返還の取扱い

提出された証明書の返還については、証明書の提出に係る手続が以下のいずれかに該当する場合で証明書に不備がある場合の証明書に限り、証明書~~の~~返還請求書（書式第３３）が提出された場合は、返還することとする。

（１）手続の却下（特１８条[※1]、実２条の３）
（２）不適法な手続の却下（特１８条の２第１項[※2]、１３３条の２第１項[※3]）
（３）手続補正指令（特１７条３項[※4]、１３３条１項[※5]、２項[※3]、実２条の２第４項）
（４）却下理由通知（特１８条の２第２項[※2]、１３３条の２第２項[※3]）
（５）方式に違反した場合の決定による却下（特１３３条３項[※5]）
（６）不適法な審判請求の審決による却下（特１３５条[※3]）
（７）行政指導の「受理しない旨の通知」

（注）多件一通手続の場合は、全件が上記に該当するときにのみに適用する。
（注）特例法施行規則第１３条第２項に規定する方法により、電子情報処理組織を使用して提出された証明書には適用しない。

（説明）

証明書返還請求は、不備のある証明書を提出したときに、不適法な手続の却下、補正指令、却下理由通知や行政指導の通知を受けた際、その不備のある証明書の返還を受け、当該証明書の訂正等を行うことにより再提出を簡便にし、手続者の便宜に資するものである。

なお、証明書の写しの提出が許容される場合において、当該証明書の写しに不備があるときは、手続者の保持する原本を訂正した上で原本又はその写しが再提出されるべきであり、当該取扱いの趣旨から鑑みて、提出された証明書が写しであることが明確な場合は、原則として返還しないものとする。

また、特例法施行規則第１３条第２項に規定する方法により、電子情報処理組織を使用して提出された証明書のうち、押印又は署名に代えて特許庁長官が定める電子署名がされた証明書は、提出後にその内容が改変されたものは真正な証明書として認められないため、不備の解消のために返還し、再提出を簡便にするという本来の返還の趣旨にそぐわないうえに、返還の効果も実質的に無いことから、押印又は署名を要さない証明書も含め、特例法施行規則第１３条第２項に規定する方法により、電子情報処理組織を使用して提出された証明書は、返還しないものとする。

（改訂令和~~5~~6・~~7~~1）

※1 特１８条：意６８条２項、商７７条２項~~、特例法４１条２項（第１項のみ）~~において準用

※2 特１８条の２第１項、２項：実２条の５第２項、意６８条２項、商７７条２項、特例法４１条２項において準用

※3 特１３３条２項、１３３条の２第１項、第２項、１３５条：特７１条３項｛実２６条、意２５条３項、商２８条３項〔商６８条３項〕｝、特１２０条の８第１項｛特１７４条１項｝、実４１条、意５２条、５８条２項｛商６２条１項〔商６８条５項〕、商附則２１条〔商附則２３条〕｝、意５８条３項｛商６２条２項〔商６８条５項〕｝、商５６条１項｛商４３条の１５第１項〔商６０条の２第１項（商６８条５項）、商６８条４項〕、商６８条４項｝、商附則１７条１項｛商附則２３条｝において準用

※4 特１７条３項：意６８条２項、商７７条２項~~、特例法４１条２項（第３号を除く）~~において準用

※5 特１３３条１項、１３３条３項：特７１条３項｛実２６条、意~~匡~~２５条３項、商２８条３項〔商６８条３項〕｝、特１２０条の５第９項｛特１７４条１項｝、特１２０条の８第１項｛特１７４条１項｝、特１３４条の２第９項、特１７４条２項、１７４条３項｛実４５条１項、意５８条４項、商６１条〔商６８条５項〕、商附則２０条〔商附則２３条〕｝、特１７４条４項、実４１条、意５２条、５８条２項｛商６２条１項〔商６８条５項〕、商附則２１条〔商附則２３条〕｝、意５８条３項｛商６２条２項〔商６８条５項〕｝、商５６条１項｛商４３条の１５第１項〔商６０条の２第１項（商６８条５項）、商６８条４項〕、商６８条４項｝、商附則１７条１項｛商附則２３条｝において準用

注記の準用条文は括弧を用いて記載されている。

例「特５０条｛特６７条の４、１５９条２項〔特１７４条２項〕｝」は、「特５０条：特６７条の４、１５９条２項（特１７４条２項において準用）において準用」を表す。

１５．２０

不適法な出願書類等に係る手続の却下の取扱い

不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする（特１８条の２第１項※1）。

また、却下しようとするときは、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない（特１８条の２第２項※1）。

不適法な出願書類等に係る手続の却下については、次のとおり取り扱う。

なお、この取扱いに当たっては、下記事項に充分留意するものとする。

（１）基準の運用に当たっては、当該出願書類等を総合的に検討し客観的に手続者の合理的意思を判断するよう努めるものとする。

（２）形式的には以下に掲げる却下事項に該当する場合であっても、個別具体的な事例においては、必要に応じた取扱いを行うことにより、関係法令の適正かつ妥当な運用を図るものとする。

１．出願手続の却下

願書及びその添付書類が、次に掲げる事項に該当する場合には、特許法第１８条の２第１項※1の規定により却下するものとする（特許法第３８条の２第１項各号に該当するときは、同条第２項の規定により補完をすることができる旨を通知し、規定する期間内にその補完をしないときは、同条第８項の規定により却下するものとする。また、商標法第５条の２第１項各号に該当するときは、同条第２項の規定により補完をすべきことを命じ、指定された期間内にその補完をしないときは、同条第５項の規定により却下するものとする。）。

（共通事項）

（１）いずれの種類の出願であるか不明な出願をしたとき。

（２）日本語で書かれていない書面をもって出願をしたとき（特許法施行規則等で認められる願書様式、特許法第３６条の２第１項に規定する外国語書面及び外国語要約書面を除く。）。（特施規２条１項※2）

（３）在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して出願をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで出願（特許出願（分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く。）を除く。）をしたとき。（特８条１項※3、特施令１条１号※4、２号）

（４）原出願の出願人以外の者が、分割出願、変更出願若しくは補正却下後の新出願をしたとき、又は基礎とされた実用新案登録の実用新案権者以外の者が実用新案登録に基づく特許出願をしたとき（代理権が確認できる代理

人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)。※5

（５）分割出願、変更出願若しくは補正却下後の新出願において、原出願が共同出願の場合で、原出願の出願人全員で行っていないとき、又は実用新案登録に基づく特許出願において、基礎とされた実用新案権が共有に係る場合で、共有者全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。)。※5

（６）出願をすることができる時又は期間が特許法、実用新案法、意匠法又は商標法により定められている場合において、その時又は期間外に出願をしたとき※6（特許出願の分割においては特許法第４４条第７項※7の規定が適用される場合、実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更においては同法第４６条第５項の規定が適用される場合、実用新案登録に基づく特許出願においては同法第４６条の２第３項の規定が適用される場合、特許権の存続期間の延長登録出願においては同法６７条の２第３項括弧書~~き~~又は特許法施行令第３条ただし書（改正前特許法施行令第３条ただし書注1）の規定が適用される場合及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願においては商標法第６５条の３第３項の規定が適用される場合を除く。)。

（特許出願）

（７） 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願（以下「先願参照出願」という。）をしようとする者が先の特許出願の出願時の特許出願人、出願後の承継人又は出願前の権利者でないとき。（特３８条の３第１項）

（８）先願参照出願をしようとする旨を願書に記載して特許出願をする者が先の特許出願をした国若しくは国際機関の名称、先の特許出願の出願日又は出願番号を願書に記載して提出しないとき。（特３８条の３第２項、特施規２７条の１０第１項）

（９）先願参照出願をした者が、特許出願の日から４月以内に、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに先の特許出願の認証謄本等又は先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合は日本語による翻訳文を提出しないとき。（特３８条の３第３項、特施規２７条の１０第３項、４項）

（実用新案登録に基づく特許出願）

（１０）実用新案権の設定の登録がなされていない実用新案登録出願又は実用新案権が消滅した実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき。（特４６条の２第１項）

（１１）実用新案登録に基づく特許出願の際に、実用新案権の放棄による登録の抹消の申請がなされていない又は当該申請が却下になった実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき。ただし、この場

合において、当該出願に対する却下の処分を行おうとする際に、実用新案権の放棄による登録の抹消の申請がなされているときは、却下の処分は行わない。（特４６条の２第１項）

（特許権の存続期間の延長登録出願）

（１２）特許番号が記載されていない願書をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき（願書に添付された書面全体から特定できるときを除く。）。（特６７条の２第１項２号、特６７条の５第１項２号（改正前特６７条の２第１項２号[注1]））

（１３）特許法第６７条第４項（改正前特許法第６７条第２項[注1]）の政令で定める処分の内容が記載されていない願書（延長の理由を記載した資料が添付されているときを除く。）をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき。（特６７条の５第１項４号（改正前特６７条の２第１項４号[注1]））

（１４）特許法第６７条第４項（改正前特許法第６７条第２項[注1]）の政令で定める処分（特施令２条）に該当しない処分が記載された願書（願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。）をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき。（特６７条の５第１項４号（改正前特６７条の２第１項４号[注1]））

（実用新案登録出願）

（１５）明細書及び実用新案登録請求の範囲を添付しないで実用新案登録出願をしたとき。（実５条２項）

（意匠登録出願）

（１６）図面を添付しないで意匠登録出願をしたとき（意匠法第６条第２項により図面に代えて写真、ひな形又は見本を提出するときを除く。）。（意６条１項、２項）

（１７）意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を記載しない書面をもって意匠登録出願をしたとき（願書に添付された書面全体から特定できるときを除く。）。（意６条１項３号）

（商標登録出願）

（１８）団体商標登録出願において、商標法第７条第１項に規定する「一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人」以外の者が出願をしたとき（願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。）。（商７条１項）

（１９）地域団体商標登録出願において、商標法第７条の２第１項に規定する「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成

十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人」（→０１．６３）以外の者（個人、会社等）が出願をしたとき（願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。）。（商７条の２第１項）

（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願）（→３５．６０）

（２０）防護標章登録の登録番号を記載しないで防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願をしたとき（願書に添付された書面全体から当該登録番号が特定できるときを除く。）。（商６５条の３第１項２号）

２．願書以外の出願書類の却下

願書以外の出願書類が、次に掲げる事項に該当する場合には、特許法第１８条の２第１項※1の規定により却下するものとする。

（１）提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続をしたとき。

（２）代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき（手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除く。）。

（３）出願人注2以外の者が手続をしたとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合又は他人による出願審査請求等を除く。）。

（４）査定謄本の送達後又は出願却下※8※9の処分の謄本の送達後に、意見書、物件提出書、又は特徴記載書を提出したとき。

（５）特許法第１８条の２第１項※1の規定により却下された出願について手続をしたとき、出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下された後に手続をしたとき、又は出願について拒絶査定が確定（審決の確定による場合を含む。）し、若しくは設定の登録がされた後に手続をしたとき（設定の登録後にした代理人選任等の届出、包括委任状の援用の制限の届出、情報の提供、受託番号の変更の届出、実用新案技術評価の請求及び秘密意匠期間の変更の請求を除く。）。

（６）手続却下※8又は出願却下※9の処分の謄本送達後（同日含む）に当該手続又は出願に対し手続補正書等を提出したとき（弁明等により手続却下の謄本の送達前の提出であることを証明した場合を除く。）。（→４３．２１）

（７）外国語書面出願又は外国語特許出願のいずれでもない出願（外国語書面出願又は外国語特許出願をもとにした日本語による分割出願を含む。）に誤訳訂正書を提出したとき。（特３６条の２、１７条の２第２項、１８４条の４、１８４条の１２第２項）

（８）一の手続をもって足りる手続（外国語書面出願の翻訳文（特３６条の２第２項）、明細書等提出書（特３８条の３第３項、特施規２７条の１０第５項）、出願審査請求書（特４８条の３）等）が重ねて行われたとき。

（９）法定期間若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間（特許法第５条第３項※10の規定により期間の延長を請求することができる場合（→０４．１０）は、延長を請求することができる期間）満了後に延長を請求したと

き。（特４条※11、５条※10、意１７条の４※12）

（１０）特許法第３８条の２第３項又は第９項の規定により特許出願について補完をする場合において、同条第４項に規定する手続補完書を特許法施行規則第２７条の７又は同規則第２７条の９に規定する期間経過後に提出したとき。

（１１）特許法第３８条の２第４項に規定する手続補完書により同法第３６条第２項の必要な図面のみが提出されたとき。

（１２）先願参照出願をした者が、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに先の特許出願の認証謄本等及び先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合にあってはその日本語による翻訳文のいずれかを特許法施行規則第２７条の１０第３項に規定する期間経過後に提出したとき。

（１３）先願参照出願をした者が、特許法第３８条の３第３項に規定する明細書等提出書で当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき必要な図面のみを提出したとき。

（１４）特許法第３８条の４第２項又は第９項の規定により明細書又は図面の一部の欠落を補完するために、特許法第３８条の４第３項に規定する明細書等補完書を特許法施行規則第２７条の１１第１項又は第１２項に規定する期間経過後に提出したとき。

（１５）明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第２７条の１１第７項に規定する優先権主張基礎出願の写し又は同項に規定する優先権主張基礎出願の日本語による翻訳文を、同項に規定する期間経過後に提出したとき。

（１６）明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第２７条の１１第４項に規定する意見書を同項に規定する期間経過後に提出したとき。

（１７）明細書又は図面の一部の欠落を補完するための手続において、特許法施行規則第２７条の１１第１０項に規定する期間経過後に特許法第３８条の４第７項の規定による明細書等補完書の取下げをしたとき。

（１８）発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための手続において、特許法第３０条第３項※13（意４条３項）に規定する証明書を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第３０条第４項※13（意４条４項）の規定が適用された場合を除く。）。

（１９）外国語書面出願において、特許法第３６条の２第２項に規定する翻訳文を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第３６条の２第４項又は第６項の規定が適用され、同条第７項の規定により同条第２項に規定する期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。）。

（２０）特許出願等に基づく優先権主張の手続において、特許法第４１条第１項柱書き、同項第１号から第５号まで若しくは同条第４項に規定する要件を満たしていないとき。（→２８．１２）（→２８．４１）

（２１）パリ条約による優先権主張の手続において、特許法第４３条第１項※14に規定する要件を満たしていないとき。（→２８．１１）（→２８．１２）

（２２）パリ条約による優先権主張の手続において、特許法第４３条第２項※14に規定する優先権証明書類等を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第４３条第７項又は第８項※14の規定が適用された場合を除く。）。

（２３）分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願において、原出願で主張していない優先権の主張をしたとき（特許から実用新案への変更出願、実用新案から特許への変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願に対し、原出願の日から１月以内に優先権主張書を提出した場合を除く。）。

（２４）出願審査の請求において、特許法第４８条の３第１項及び第２項に規定する期間経過後に出願審査請求書を提出したとき（特許法第４８条の３第５項が適用され、同条第６項の規定により同条第１項及び第７項で準用する第２項に規定する期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。）。

（２５）特許権の存続期間の延長登録において、特許法第６７条の６第１項（改正前特許法第６７条の２の２第１項注1）の規定による書面を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第６７条の６第４項（改正前特許法第６７条の２の２第４項注1）の規定が適用された場合を除く。）。

（２６）特許権の設定の登録を受けるための特許料の納付において、特許法施行規則第６９条第１項（意施規１８条１項、商施規１８条１項）の規定による特許料納付書を特許法第１０８条第１項（意４３条１項、商４１条１項、４１条の２第１項、６５条の８第１項、~~６５条の８第~~２項）に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第１０８条４項（意４３条４項、商４１条３項、４項、４１条の２第３項、４項、６５条の８第４項、５項）の規定が適用された場合を除く。）。

（２７）既納の特許料の返還において、特許法施行規則第７５条（実施規２１条の２、意施規１８条の２、商施規１８条の３）に規定する既納特許料返還請求書を特許法第１１１条第２項※15（実３４条２項、商４２条２項、６５条の１０第２項）に規定する期間経過後に請求したとき（特許法第１１１条第３項※15（実３４条３項、商４２条３項、６５条の１０第３項）の規定が適用された場合を除く。）。

（２８）外国語特許出願（外国語実用新案登録出願）において、特許法第１８４条の４第１項（実４８条の４第１項）に規定する明細書の翻訳文並びに同法第１８４条の４第１項及び第２項（実４８条の４第１項及び２項）に規定する請求の範囲の翻訳文を国内書面提出期間（国内書面提出期間の満了前２月から満了の日までに国内書面の提出があった場合は、翻訳文提出特例期間。以下同じ。）経過後に提出したとき（特許法第１８４条の４第４項（実４８条の４第４項）の規定が適用され、同法第１８４条の４第５項（実４８条の４第５項）の規定により国内書面提出期間が満了する時に提

出されたものとみなす場合を除く。)。

（２９）出願審査の請求の手数料（以下、「出願審査請求手数料」という。）又は過誤納の手数料の返還について、特許法施行規則第７６条に規定する出願審査請求手数料返還請求書、同規則第７７条（実施規２１条の３、意施規１８条の４、商施規１８条の４）に規定する既納手数料返還請求書を特許法第１９５条第１０項及び第１２項※16 （実５４条の２第１１項、意６７条８項、商７６条８項）に規定する期間経過後に請求したとき（特許法１９５条第１３項※16（実５４条の２第１２項、意６７条９項、商７６条９項）の規定が適用された場合を除く。)。

（３０）実用新案登録について、実用新案法施行規則第１０条第２項に規定する実用新案法第１４条の２第１項の訂正に係る訂正書を同法第１４条の２第１項第１号又は第２号に規定する期間経過後に提出したとき（実用新案法第１４条の２第５項、同条第６項の規定が適用された場合を除く。)。

（３１）個別指定手数料の返還において、意匠法施行規則第１８条の５に規定する個別指定手数料返還請求書を意匠法第６０条の２２第２項に規定する期間経過後に提出したとき（意匠法第６０条の２２第３項の規定が適用された場合を除く。)。

（３２）商標出願時の特例規定の適用を受けるための手続において、商標法施行規則第６条の２で規定する出願時の特例証明書提出を商標法第９条第２項で規定する期間経過後に提出したとき（商標法第９条第３項、同条第４項の規定が適用された場合を除く。)。

（３３）国際特許出願について発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための手続において、特許法第３０条第３項※13に規定する証明書を特許法施行規則第３８条の６の３※17に規定する期間経過後に提出したとき（特許法施行規則第３８条の６の３ただし書きの規定が適用された場合を除く。)。

（３４）国際特許出願又は特許法第１８４条の２０第１項の申出をする場合におけるパリ条約による優先権主張の手続において、特許協力条約に基づく規則１７．１（a）に規定する優先権書類として優先権証明書類等を特許法施行規則第３８条の１４第１項※18に規定する期間経過後に提出したとき（特許法施行規則第３８条の１４第１項ただし書きの規定が適用された場合を除く。)。

（３５）国際意匠登録出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続において、意匠法第６０条の７第１項に規定する書面を意匠法施行規則第１条の２に規定する期間経過後に提出したとき（証明書については意匠法施行規則第１条の２ただし書きの規定が適用される場合を除く。)。

（３６）実用新案法第６条の２の規定による補正を命じた場合において、その指定した期間の経過後に明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をしたとき。

（３７）実用新案登録を無効にすべき旨の審決（実用新案法第４１条において

準用する特許法第１２５条ただし書に規定する特許法第１２３条第１項第７号（実用新案登録の後に権利享有できない者になったとき（実３７条１項６号））に基づく無効に該当する場合を除く。）が確定した後に、実用新案技術評価の請求がなされたとき。（実１２条２項）

（３８）実用新案登録に基づく特許出願がされた後に、その基礎とされた実用新案登録に実用新案技術評価の請求がなされたとき。（実１２条３項）

（３９）意匠法第６条第２項の規定によるひな形又は見本を提出した日が、意匠登録出願を電子情報処理組織を使用して提出した日と同日でないとき。（特例施規１９条、２０条）

（４０）手続が以下に該当するとき。

ア．手続補正書が次に該当するとき。

ａ．手続補正書（誤訳訂正書、手続補完書）に補正の内容（訂正の内容、補完の内容）の記載がないとき（補正方法（訂正方法）が「削除」のときを除く。）又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限る。）。

ｂ．外国語書面出願において、翻訳文提出書の提出前に明細書、特許請求の範囲、図面又は要約書に係る補正をしたとき。

ｃ．通常出願をした後、当該出願を分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願にすることを目的とする補正をしたとき。

イ．意見書に意見の内容の記載がないとき。

ウ．翻訳文提出書に翻訳文が添付されていないとき。

エ．物件の提出を目的とする手続（優先権証明書提出書等）に物件が添付されていないとき。

オ．代表者選定届に何人が代表者となったかの記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。

カ．出願人名義変更届が、以下に該当するとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。

ａ．出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき。

ｂ．特許を受ける権利の帰属について訴訟が係属中であることを特許庁が知り得た後になされた手続であって、当該手続に係る者（出願人名義変更届の譲渡人、出願取下書の出願人等）が判決又はこれと同一の効力を有する和解調書等により正当な出願人（正当に特許を受ける権利を承継している者）でないことが判明したとき。

ｃ．団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、商標法第７条第１項に規定する「一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人」以外の者であるとき。

ｄ．地域団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、

商標法第７条の２第１項に規定する「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人」（→０１．６３）以外の者（個人、会社等）であるとき。

キ．代理人受任の届出書に受任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。

ク．代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）の届出書に選任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。

ケ．包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき。

コ．特徴記載書に意匠の特徴の記載がないとき。

サ．手続補足書に補足の内容の記載がないとき、又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限る）。

シ．受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を証明する書面が添付されていないとき。

ス．特許法第６７条の６第１項（改正前特許法第６７条の２の２第１項[注1]）の書面に、特許番号又は特許法第６７条第４項（改正前特許法第６７条第２項[注1]）の政令で定める処分の記載がないとき。

（４１）手数料の補正のみをする手続補正書が、次に該当するとき。

ア．予納を利用する場合

ａ．予納台帳番号が記載されていないとき。

ｂ．手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施行規則第４１条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。

ｃ．予納台帳の残高が不足することにより、予納額から手数料の納付に充てることが全くできないとき。

イ．特許印紙により納付する場合

特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき。

ウ．現金（電子現金）により納付する場合

納付の事実が存在しない又は使用済み若しくは返還済みのとき。

エ．口座振替により納付する場合

ａ．書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき。

ｂ．手続をする者（代理人によるときはその代理人）が手続補正書に記

載した振替番号を付与された者（特例法施行規則第４１条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。

ｃ．預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき。

オ．指定立替納付者により納付する場合

ａ．書面による手続補正書において指定立替納付者による納付の申出をしたとき（当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合を除く。）。

ｂ．クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、手数料が納付されていないとき。

（４２）意匠登録出願と同時でない又は設定登録料納付と同時でないときに意匠を秘密にすることの請求をしたとき。（意１４条）

（４３）共同で行わなければならない手続において、出願人全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。（特１４条※3）

（４４）出願公開の請求をする場合において、次に該当するとき。

ア．出願公開請求書の提出以前に、出願公開されているとき。（特６４条の２第１項１号）

イ．パリ条約による優先権等の主張を伴う出願でその優先権証明書類等が提出されていないとき。（特６４条の２第１項２号）

ウ．外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていないとき。（特６４条の２第１項３号）

ただし、~~上記イ．又はウ．の場合において、~~却下の処分を行おうとする際に、上記イ．の場合においては優先権証明書類等、~~証明書~~上記ウ．の場合において~~又~~は外国語書面の翻訳文が提出されているときは、却下の処分は行わない。

（４５）出願審査請求手数料の返還請求をする場合において、次に該当するとき。

ア．出願が放棄され又は取り下げられた日から６月を経過した後に返還請求をしたとき。（特１９５条１０項）

イ．出願審査請求手数料の納付に係る手続をした者以外の者が返還請求をしたとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。）。（特１９５条９項）

ウ．出願審査請求手数料を完納していない事件について返還請求をしたとき。

エ．審査の通知等に係る書類の到達後に出願の放棄又は取り下げがなされた事件について返還請求をしたとき。（特１９５条９項１号から４号まで）

（４６）回復理由書が次に該当するとき。

ア．救済手続期間注3外に提出されたとき。（特施規２５条の７第６項、２７条の４の２第４項※19、３１条の２第５項、３８条の２第３項※20、３８

条の６の２第４項※17 、３８条の１４第３項※21、６９条の２第２項、実施規２１条の４第１項、意施規１８条の６第１項、商施規２条１０項、１０条４項、１８条の２第２項、２０条３項）

イ．回復の理由の記載がされていないとき。

ウ．所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものであると認められるとき。（特３６条の２第６項、４１条１項１号括弧書、４３条の２第１項※22、４８条の３第５項※23、１１２条の２第１項、１８４条の４第４項、１８４条の１１第６項※24、実８条１項１号括弧書、３３条の２第１項、４８条の４第４項、意４４条の２第１項、商２１条１項、４１条の３第１項※25、６５条の３第３項、商附則３条３項※26）

エ．回復対象となる手続が提出されないとき。

オ．回復対象となる手続をすることができる者以外の者が手続をしたとき。

（４７）出願審査請求手数料又は特許料の軽減又は免除を受けようとする場合（平成３１年４月１日以降に出願審査の請求をした特許出願に限る。）において、審査請求料減免申請書又は特許料減免申請書が、出願審査請求書（特許法施行規則第１１条第４項(同規則第１１条の２第２項において準用する場合を含む。）の補正に係る手続補正書を提出する場合にあっては当該手続補正書。）又は特許料納付書の提出と同時に（特許料の免除を受ける者にあっては、特許法第１０８条第１項に規定する期間内（同条第４項の規定が適用された場合を除く。））に提出されていないとき。（特施規７２条２項、７３条２項）

（４８）複数意匠一括出願手続が終了（意施規２条の２第１１項）した後に、複数意匠一括出願手続の番号が記載された手続書面を提出したとき。

（４９）１．出願手続の却下の（２）、（３）及び（６）は、願書以外の出願書類に準用する。ただし、１．（３）について、以下の場合には適用しない。

ア．在外者である国際特許出願人が国内処理基準時までに手続をする場合（特１８４条の１１第１項※27）

イ．特許管理人を有する在外者が日本に滞在している場合（特施令１条１号）

ウ．先願参照出願をした者が、先の特許出願の認証謄本等を提出する場合（特施令１条２号、特施規４条の４）

エ．明細書又は図面の欠落を補完するための手続において優先権主張基礎出願の写しを提出する場合（特施令１条２号、特施規４条の４）

オ．特許出願（分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く。)と同時に提出することができる書面を出願と同時に提出する場合（願書に必要事項を記載してその提出を省略する場合を含む。）

カ．特許出願における手続において却下の処分を行おうとする際に特許管理人選任の届出がされている場合

（改訂令和~~5~~6・~~4~~1）

※1 特１８条の２第１項、第２項：実２条の５第２項、意６８条２項、商７７条２項、商附則２７条２項（商附則２３条において準用）、特例法４１条２項、現金手続省令８条において準用
※2 特施規２条１項：実施規２３条１項、意施規１９条１項、商施規２２条１項において準用
※3 特８条１項、１４条：実２条の５第２項、意６８条２項、商７７条２項、商附則２７条２項（商附則２３条において準用）、特例法４１条２項、国際出願法１９条１項において準用
※4 特施令１条１号：実施令４条１項、意施令２条１項、商施令７条１項において準用
※5 特４４条１項（実１１条１項において準用）、特４６条１項、２項、特４６条の２第１項、実１０条１項、２項、意１０条の２第１項、１３条１項、２項、１７条の３第１項（商１７条の２第１項（商６８条２項において準用）において準用）、商１０条１項、１１条１項、２項、３項、１２条１項、６５条１項、６８条１項、平成１０年改正前意１０条の２第１項、１１条１項、１２条１項、２項、１３条１項、２項、１７条の３第１項
※6 特４４条１項（実１１条１項において準用）、特４４条５項、６項、４６条１項から３項まで、４６条の２第１項、３項、６７条２項、６７条の２第３項、６７条の５第３項（改正前６７条の２第３項[注1]）、６７条の６第２項（改正前６７条の２の２第２項[注1]）、実１０条１項、２項、６項、７項、意１０条の２第１項、１３条１項から３項まで、１７条の３第１項（商１７条の２第１項（商６８条２項において準用）において準用）、意１７条の４第１項（商１７条の２第２項（商６８条２項において準用）において準用）、商１０条１項、１１条４項、１２条２項、６５条２項、６５条の３第２項、３項、平成１０年改正前意１０条の２第１項、１１条１項、１２条３項、１３条１項から３項まで、１７条の３第１項、特施令３条
※7 特４４条７項：実１１条１項において準用
注1 令和２年３月９日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成２８年法律第１０８号）附則第２条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。
注2 特許法第６７条の６第１項〔改正前特許法第６７条の２の２第１項[注1]〕の規定による書面の場合は、特許権者とする。
※8 特１８条１項（意６８条２項、商７７条２項、商附則２７条２項（商附則２３条において準用）、特例法４１条２項、現金手続省令８条において準用）、実２条の３
※9 特１８条２項、１８４条の５第３項（実４８条の５第３項において準用）
※10 特５条：実２条の５第１項、意６８条１項、商７７条１項、商附則２７条１項（商附則２３条において準用）において準用
※11 特４条：実１４条の２第５項、３９条の２第４項、４５条２項、５４条の２第５項、意６８条１項、商７７条１項、商附則２７条１項（商附則２３条において準用）において準用
※12 意１７条の４：商１７条の２第２項において準用
※13 特３０条３項、４項：実１１条１項において準用
※14 特４３条１項、２項、７項、８項：特４３条の２第２項（特４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項において準用）において準用）、特４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項において準用）、実１１条１項、意１５条１項、６０条の１０第２項、商１３条１項（商６８条１項において準用）において準用
※15 特１１１条２項、３項：意４５条において準用
※16 特１９５条１１項、１２項、１３項：国際出願法１８条３項、国際出願法施規８２条２項において準用

※17 特施規３８条の６の２第４項、３８条の６の３：実施規２３条４項において準用
※18 特施規３８条の１４第１項：実施規２３条７項において準用
注3 手続をすることができるようになった日から２月以内で所定の期間の経過後１年（商標に関しては６月）以内（特３６条の２第６項、４８条の３第５項、１１２条の２第１項、１８４条の４第４項、実３３条の２第１項、４８条の４第４項、意４４条の２第１項、商２１条第１項、６５条の３第３項、商附則３条３項（商附則２３条において準用））。
※19 特施規２７条の４の２第４項：特施規２７条の４の２第９項、実施規２３条第２項において準用
※20 特施規３８条の２第３項：実施規２３条３項において準用
※21 特施規３８条の１４第３項：特施規３８条の１４第６項、実施規２３条７項において準用
※22 特４３条の２第１項：特４３条の３第３項、実１１条１項、意１５条１項において準用
※23 特４８条の３第５項：同条７項において準用
※24 特１８４条の１１第６項：実４８条の１５第２項において準用
※25 商４１条の３第１項：商４１条の３第３項において準用
※26 商附則３条３項：商附則２３条において準用
※27 特１８４条の１１第１項：実４８条の１５第２項において準用

２１．６２

先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願（特）

１.先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願(先願参照出願)

特許を受けようとする者は、外国語書面出願をする場合を除き、特許法第３６条第２項の規定にかかわらず、願書に明細書及び必要な図面を添付することなく、その者がした特許出願（外国においてしたものを含む。以下「先の特許出願」という。）を参照すべき旨を主張する方法により、特許出願をすることができる。ただし、その特許出願が下記の（１）又は（２）に該当する場合は、この限りでない（特３８条の３第１項）。また、分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く（特３８条の３第６項）。

（１）特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。

（２）特許出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が特許出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。

２．先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法

（１）先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法により特許出願をしようとする旨及び下記アからウに掲げる事項を願書に記載して提出する（特３８条の３第２項、特施規２７条の１０第１項、第２項）。

ア．先の特許出願をした国又は国際機関の名称

イ．先の特許出願の出願日

ウ．先の特許出願の出願番号

なお、~~先の特許出願の認証謄本~~先の特許出願をした国又は国際機関の認証があるその出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲及び図面に相当するものの謄本（電磁的方法により提供されたものを含む。）又はその写し（以下「先の特許出願の認証謄本等」という。）における特許出願人と先願参照出願の願書に記載した出願人が相違するときは、願書に【その他】の欄を設けて、「先願参照出願の出願人は、先の特許出願の認証謄本における特許出願人からその発明について特許を受ける権利を承継した者である。」のように記載する。

（２）特許出願の日から４月以内（特施規２７条の１０第３項）に下記ア及びイを提出しなければならない（特３８条の３第３項）。

ア．明細書等提出書（特施規様式第３７の２）により、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面(特施規２７条の１０第５項)

なお、願書に添付すべき特許請求の範囲や要約書を提出する場合には、明細書等提出書ではなく、手続補正書に記載して提出する。

イ．物件提出書（特施規様式第２２）により、~~主張に係る先の特許出願に関し、先の特許出願をした国又は国際機関の認証があるその出願の際の書類で明細~~

~~書、特許請求の範囲及び図面に相当するものの謄本（以下「~~先の特許出願の認証謄本等~~」という。）~~及び先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合にあってはその日本語による翻訳文（特施規２７条の１０第４項、６項）

ただし、先の特許出願の認証謄本等又はこれに相当する書類を既に提出済みである場合（優先権証明書類等を電子的交換することで提出したものとみなされている場合を含む。）及び先の特許出願が日本国においてしたものである場合にあっては、先の特許出願の認証謄本等の提出を省略することができる（特施規２７条の１０第５項）。先の特許出願の認証謄本等の提出を省略するときは、願書又は明細書等提出書に【その他】の欄を設けて、「先の特許出願の認証謄本は、特願○○○○－○○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載する。

３．明細書等提出書が提出された場合の出願日

明細書等提出書により提出された明細書及び図面は、願書に添付して提出したものとみなす（特３８条の３第５項）。ただし、明細書等提出書により提出された明細書及び図面に記載した事項が、主張に係る先の特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（当該先の特許出願が、外国語書面出願である場合にあっては外国語書面、外国においてしたものである場合にあってはその出願に際し提出した書類であって明細書、特許請求の範囲又は図面に相当するもの）に記載した事項の範囲内にない場合は、その特許出願は明細書等提出書により明細書及び図面を提出した時にしたものとみなす（特３８条の３第４項）。

４．出願の却下

以下の（１）から（４）までのいずれかの場合には、特許法第１８条の２の規定によりその特許出願を却下するものとする。（→１５．２０）

（１）特許を受けようとする者が先の特許出願の出願時の特許出願人、出願後の承継人又は出願前の権利者でないとき。

（２）上記２．（１）アからウに掲げる事項のいずれかが願書に記載されていないとき。なお、全事項が記載されており、かつ、当該記載と先の特許出願の認証謄本等の記載との間の同一性が認められる場合には、その補正を認める。（→２８．１１）

（３）特許出願の日から４月以内に明細書等提出書により当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面が提出されていないとき。

（４）特許出願の日から４月以内に物件提出書により先の特許出願の認証謄本等（提出を省略できる場合（２．（２）イ．ただし書）を除く。）又はその日本語による翻訳文が提出されていないとき。

（~~新規平成２８~~改訂令和６・~~４~~１）

２３．２２

明細書又は図面の一部の補完（欠落補完）について（特）

願書に添付されている明細書又は図面（外国語書面を含む）について、その一部の記載が欠けているとき（願書に添付すべき図面の全てが欠けているときを含む。）には、明細書等補完書により補完をすることができる。（分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願を除く。）。補完をしたときは、その補完が国内優先権主張又はパリ条約~~等~~による優先権の主張若しくはパリ条約の例による優先権の主張を伴う出願であって、かつ、明細書等補完書に記載した内容が優先権の主張の基礎とした出願（以下「優先権主張基礎出願」という。）に完全に記載されているとき（以下「引用補完」という。）を除き、その特許出願は明細書等補完書を提出した時にしたものとみなされる。（特３８条の４、特施規２７条の１１）

１．明細書又は図面の一部が欠けている場合の通知

特許庁長官は、特許出願の日の認定に際して、願書に添付されている明細書又は図面（外国語書面を含む。）について、その一部の記載が欠けていることを発見したときは、その旨を特許出願人に通知する（特３８条の４第１項）。

２．明細書又は図面の一部の補完手続

（１）補完をすることができる期間

ア．特許法第３８条の４第１項の規定による通知を受けた者

通知の日から２月（特３８条の４第２項、特施規２７条の１１第１項）

イ．特許法第３８条の４第１項の規定による通知を受けていない者

特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から２月（特３８条の４第９項、特施規２７条の１１第１２項）

（２）補完をするための提出書類

上記（１）の期間内に以下の書類を提出しなければならない。

ア．明細書等補完書（特施規様式第３７の３）（特３８条の４第３項、特施規２７条の１１第２項）

明細書等補完書の【補完の内容】の欠落を補完した後の内容は、願書に添付されている明細書の言語（外国語書面の場合は当該外国語）で記載すること。また、引用補完に該当する場合にあっては、優先権主張基礎出願又はその翻訳文に記載された文言と完全に同じ記載をし、【補完の内容】の欄の次に【記載が欠けている箇所の表示】の欄を設け、優先権主張基礎出願において明細書又は図面の欠けている部分が記載されている箇所の説明を記載すること。

イ．引用補完に該当する場合にあっては、物件提出書（特施規様式第２３）

により優先権主張基礎出願の写し（特施規２７条の１１第７項、８項）。
ただし、優先権主張基礎出願の写し又はこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合（優先権証明書類等を電子的に交換することで提出したものとみなされている場合を含む。）又は当該優先権主張基礎出願が日本国においてした特許出願又は実用新案登録出願である場合は、提出を省略することができる（特施規２７条の１１第９項）。優先権主張基礎出願の写しの提出を省略するときは、明細書等補完書に【その他】の欄を設けて、「優先権主張基礎出願の写しは、特願○○○○－○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載する。

ウ．引用補完に該当する場合であって、優先権主張基礎出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合にあっては、物件提出書（特施規様式第２３）により優先権主張基礎出願の日本語による翻訳文（特施規２７条の１１第７項、８項）

３．明細書等補完書が提出された場合の出願日

補完をすることができる期間内に補完をしたときは、その特許出願は、特許法第３８条の２第１項又は第６項の規定にもとづく特許出願の日の認定にかかわらず、明細書等補完書を提出した時にしたものとみなす。ただし、その補完が国内優先権主張又はパリ条約等による優先権の主張若しくはパリ条約の例による優先権の主張を伴う特許出願に係るものであって、かつ、明細書等補完書に記載した内容が優先権主張基礎出願に完全に記載されている（引用補完に該当する）ときは、この限りでない（特３８条の４第４項ただし書、特施規２７条の１１第６項）。また、補完をすることができる期間内に優先権主張基礎出願の写し又は優先権主張基礎出願の日本語による翻訳文が提出されない場合にあっても、その特許出願は明細書等補完書を提出したときにしたものとみなす。

なお、その特許出願が、特許法第３８条の２第１項第１号又は第２号に該当する場合にその補完に係る手続補完書を、明細書等補完書を提出した後に提出したときは、その特許出願は当該手続補完書を提出した時にしたものとみなす（特３８条の４第５項）。

特許庁長官は、その特許出願を、明細書等補完書を提出したときにしたものとみなしたときは、その旨を特許出願人に通知する（特施規２７条の１１第３項）。通知があったときは、特許出願人は、当該通知の日から１月以内に限り、特許庁長官に意見書（特施規様式第３７の４）を提出することができる（特施規２７条の１１第４項、５項）。

また、特許出願人は、同期間内に限り、明細書等補完書取下書（特施規様式第３７の５）により、明細書等補完書を取り下げることができる（特３８条の４第７項、特施規２７条の１１第１０項、１１項）。

明細書等補完書の取下げがあったときは、その補完は、されなかったものとみなす（特３８条の４第８項）。

４．補完の効果

補完をした明細書又は図面は、願書に添付して提出したものとみなす（特３

８条の４第６項）。

（~~新規平成~~改訂令和~~２８~~６・~~４~~１）

２８．０１

パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権主張の手続

１．優先権主張の申立て

パリ条約第４条Ｄ（１）の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条Ｃ（４）の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条Ａ（２）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面（以下「優先権主張書」という。）を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない（特４３条１項※1）。ただし、国際特許出願については、特許法第４３条（~~第~~特４３条の２第２項（~~第~~特４３条の３第３項において準用する場合を含む。）及び~~第~~特４３条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定は適用されないため、当該「優先権主張書」による手続は認められない（特１８４条の３第２項（実４８条の３第２項において準用））。

特許法~~第~~４３条~~第~~１項の「経済産業省令で定める期間」は、以下のとおりである。

（１）特許

特許法第４１条第１項、同法第４３条第１項、同法第４３条の２第１項（同法第４３条の３第３項において準用する場合を含む。）又は同法第４３条の３第１項若しくは第２項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日（以下「優先日」という。）から１年４月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権主張を伴う特許出願の日から４月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間は除く。）（特施規２７条の４の２第３項１号）。

なお、ここで優先日は、優先権主張書を提出することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日である（特施規２７条の４の２第３項１号）。

（２）実用新案

実用新案登録出願の日から１月（特施規２７条の４の２第３項１号を読み替えて準用する実施規２３条２項）。

（３）意匠

意匠登録出願と同時（特４３条１項を読み替えて準用する意１５条１項）。

（４）商標

商標登録出願と同時（特４３条１項を読み替えて準用する商１３条１項）。

２．優先権主張書の記載事項（特４３条１項※1）

書面に記載する必要事項は以下のとおりである。

（１）パリ条約による優先権を主張する旨の表示
（２）優先権の基礎となる出願をした同盟国の国名
（３）優先権の基礎となる出願の出願年月日

ただし、優先権主張書に代えて、当該特許出願の願書に（１）から（３）までの事項を記載して書面の提出を省略することができる（特施規２７条の４第３項※２）。

なお、電子情報処理組織を使用して特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標章登録出願と同時に優先権主張を行う場合は、願書に必要事項を記録しなければならない。（特例施規１２条）

３．優先権証明書類等の提出

（１）特許・実用新案

ア．特許法第４３条第１項※1の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第４条Ｃ（４）の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条Ａ（２）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本~~又~~若しくはこれらと同様~~な~~の内容を有する公報若しくは証明書であってその同盟国の政府が発行したもの（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。特許法第４３条第５項※3及び第４４条第４項※4において同じ。）により提供されたものを含む。）又はこれらの写し（以下「優先権証明書類等」という。）を、次のａからｃまでに掲げる日のうち最先の日から１年４月以内に特許庁長官に提出しなければならない（特４３条２項※5~~※3~~）。

ａ．当該最初の出願若しくはパリ条約第４条Ｃ（４）の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条Ａ（２）の規定により当該最初の出願と認められた出願の日

ｂ．その特許出願が特許法第４１条第１項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

ｃ．その特許出願が特許法第４３条第１項※1、同法第４３条の２第１項※6~~※4~~（同法第４３条の３第３項において準用する場合を含む。）又は同法第４３条の３第１項※~~5~~7若しくは第２項※~~6~~8の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

また、電磁的方法によって優先権証明書類等に記載されている事項をパリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で交換することができる場合（特施規２７条の３の３第２項※9~~7~~）において、特許法第４３条第１項※1の規定による優先権主張をした者が、特許法第４３条第２項※~~2~~2に規定する優先権証明書類等の提出期間内に当該出願の番号その他当該事項を交換するために必要な事項（特施規２７条の３の３第３項※~~7~~9）を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、優先権証明書類等を提出したものとみなされる（特４３条５項※3~~8~~）。

イ．特許庁長官は、上記ア．に規定する期間内に優先権証明書類等又は特許法第４３条第５項に規定する書面の提出がなかったときは、優先権の主張をした者に対し、その旨を通知する（特４３条６項※~~9~~10)。通知を受けた者は、その通知の日から２月以内に限り、優先権証明書類等又は同法第４３条第５項に規定する書面を提出することができる（特４３条７項※~~10~~11、特施規２７条の３の３第５項※~~7~~9)

ウ．特許法第４３条第６項の通知を受けた者がその責めに帰することができない理由により、その通知を受けた日から２月以内に優先権証明書類等又は特許法第４３条第５項に規定する書面を提出することができないときは、以下の期間に、優先権証明書類等又は特許法第４３条第５項に規定する書面を提出することができる（特４３条８項※~~3~~5)。

ａ．優先権証明書類等を、発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により提出をすることができなかった場合、その者が当該書類を入手した日から１月（在外者にあっては、２月）（特施規２７条の３の３第６項１号)。（→２８．２１）

ｂ．上記ａ．に掲げる場合以外の場合、優先権証明書類等又は特許法第４３条第５項に規定する書面を提出することができなかった理由がなくなった日から１４日（在外者にあっては、２月)。ただし、当該期間が同法第４３条第７項に規定する期間（上記イ．の期間）の経過後６月を越えるときは、同項に規定する期間の経過後６月（特施規２７条の３の３第６項２号)。

エ．パリ条約による優先権の主張を伴う国際特許出願（又は特１８４条の２０第１項の申出）をする者は、国内書面提出期間が満了する時の属する日後（特１８４条の２０第４項の規定により特許出願とみなされた国際出願についてはその決定の後）２月以内に、特許協力条約に基づく規則１７．１（ａ）に規定する優先権書類として優先権証明書類等を提出することができる（特施規３８条の１４第１項※~~11~~12)。ただし、その国際特許出願の出願人がその責めに帰することができない理由により当該期間内に当該優先権証明書類等を提出することができないときは、その理由がなくなった日から１４日（在外者にあっては、２月）以内でその期間経過後６月以内に当該優先権証明書類等を提出することができる（特施規３８条の１４第１項※~~11~~12)。

（２）意匠

ア．意匠法第１５条第１項において準用する特許法第４３条第１項※1の規定による優先権の主張をした者は、優先権証明書類等を、意匠登録出願の日から３月以内に特許庁長官に提出しなければならない（特４３条２項を読み替えて準用する意１５条１項)。

また、ジュネーブ改正協定第６条（１）（ａ）の規定による優先権の主張をした者は、経済産業省令で定める期間（意匠法第６０条の６第１項に規定する国際公表があった日から３月）以内に、優先権証明書類等を提出し

なければならない（意６０条の１０第２項において読み替えて準用する特４３条２項、意施規１２条の２）。

また、電磁的方法によって優先権証明書類等に記載されている事項をパリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で交換することができる場合（意施規１９条３項において準用する特施規２７条の３の３第２項１号）において、意匠法第１５条第１項において準用する特許法第４３条第１項※1の規定による優先権主張をした者が意匠登録出願の日から３月以内に、又はジュネーブ改正協定第６条（１）（ａ）の規定による優先権主張をした者が国際公表があった日から３月以内に、当該出願の番号その他当該事項を交換するために必要な事項（意施規１９条３項において準用する特施規２７条の３の３第３項）を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、優先権証明書類等を提出したものとみなされる（意１５条１項、６０条の１０第２項において準用する特４３条５項※~~83~~)。

イ．特許庁長官は、上記ア．に規定する期間内に優先権証明書類等又は意匠法第１５条第１項及び意匠法第６０条の１０第２項において準用する特許法第４３条第５項に規定する書面の提出がなかったときは、優先権の主張をした者に対し、その旨を通知する（意１５条１項、６０条の１０第２項において準用する特４３条６項)。通知を受けた者は、その通知の日から２月以内に限り、優先権証明書類等又は意匠法第１５条第１項及び意匠法第６０条の１０第２項において準用する特許法第４３条第５項に規定する書面を提出することができる（意１５条１項、６０条の１０第２項において準用する特４３条７項、意施規１９条において準用する特施規２７条の３の３第５項)。

ウ．意匠法第１５条第１項及び意匠法第６０条の１０第２項において準用する特許法第４３条第６項の通知を受けた者がその責めに帰することができない理由により、その通知を受けた日から２月以内に優先権証明書類等又は意匠法第１５条第１項及び意匠法第６０条の１０第２項において準用する特許法第４３条第５項に規定する書面を提出することができないときは、以下の期間に、優先権証明書類等又は意匠法第１５条第１項及び意匠法第６０条の１０第２項において準用する特許法第４３条第５項に規定する書面を提出することができる（意１５条１項、６０条の１０第２項において準用する特４３条８項※~~85~~)。

ａ．優先権証明書類等を、発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出をすることができなかった場合、その者が当該書類を入手した日から１月（在外者にあっては、２月）（意施規１９条３項において準用する特施規２７条の３の３第６項１号)。（→２８．２１）

ｂ．上記ａ．に掲げる場合以外の場合、優先権証明書類等又は意匠法第１５条第１項及び意匠法第６０条の１０第２項において準用する特許法第４３条第５項に規定する書面を提出することができなかった理由

がなくなった日から１４日（在外者にあっては、２月）以内でその期間の経過後６月以内（意施規１９条３項において準用する特施規２７条の３の３第６項２号）。

（３）商標

ア．商標法第１３条第１項（商６８条１項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第４３条第１項※1の規定による優先権の主張をした者は、優先権証明書類等を、商標登録出願の日から３月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

イ．優先権証明書類等を提出する者は、上記期間内に優先権証明書類等を提出することができないときは、期間の経過後２月以内に限り、期間延長請求書（期間徒過）を提出することにより、優先権証明書類等を提出することができる（商１３条１項（商６８条１項において準用する場合を含む。）において準用する特４３条７項、商施規７条の２第１項、第２項）。

ウ．優先権証明書類等を提出する者が、その責めに帰することができない理由により所定の期間内に提出することができないときは、以下の期間にその書類を提出することができる（商１３条１項（商６８条１項において準用する場合を含む。）において準用する特４３条８項※~~3~~5）。

ａ．優先権証明書類等を、発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出することができなかった場合、その者が当該書類を入手した日から１月（在外者にあっては２月）以内（商施規７条の２第３項１号）。（→２８．２１）

ｂ．上記ａ．に掲げる場合以外の場合、優先権証明書類等を提出することができなかった理由がなくなった日から１４日（在外者にあっては２月）以内でその期間の経過後６月以内（商施規７条の２第３項２号）。

４．優先権の主張の基礎とした出願の番号を記載した書面の提出

特許法第４３条第１項※1の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第４条Ｃ（４）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条Ａ（２）の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を優先権証明書類等とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、優先権証明書類等の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知ったときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない（特４３条３項※~~2~~5）。

なお、以下の方法をとるときは、優先権の主張の基礎とした出願（以下「優先権基礎出願」という。）の番号を記載した書面の提出を省略することができる（特施規２７条の４第４項※2）。

（１）優先権基礎出願の番号が、優先権主張を申し立てるときに判明している場合は、願書又は優先権主張書に当該優先権基礎出願の番号及び必要な事項を記載する。

（２）優先権基礎出願の番号が、優先権証明書類等を提出するときに判明した

場合には、優先権証明書提出書（特許法第４３条第５項※~~83~~に該当する場合は手続補正書）に当該優先権基礎出願の番号及び必要な事項を記載する。

５．分割若しくは変更に係る新たな出願又は実用新案登録に基づく特許出願の優先権主張の手続

（１）優先権主張書又は優先権証明書類等の提出

特許法第４３条第１項※1の規定による優先権の主張を伴う出願をもとの出願（以下「もとの出願」という。）として分割に係る新たな出願（以下「分割出願」という。）、変更に係る新たな出願（以下「変更出願」という。）又は実用新案登録に基づく特許出願（以下「新特許出願」という。）をする場合において、パリ条約による優先権の主張をするためには、もとの出願について優先権の利益を享受していなければならず、もとの出願に優先権主張書又は優先権証明書類等の提出をしていない場合には、分割出願、変更出願又は新特許出願で優先権の主張をすることはできない（パリ条約４条Ｇ、→１５．２０「２．（２３）」）。また、原則として、分割出願、変更出願又は新特許出願についても優先権主張書及び優先権証明書類等を提出する必要がある（特４４条３項、特施規２７条の４の２第３項）。ただし、もとの出願に対して提出された書面又は書類（願書に記載して提出を省略したものを含む）であって、分割出願、変更出願又は新特許出願について提出しなければならない優先権主張書又は優先権証明書類等は、当該分割出願、変更出願又は新特許出願と同時に提出されたものとみなされる（特４４条４項※~~124~~、実１０条８項、意１０条の２第３項※13）。分割出願後にもとの出願を取り下げた場合、変更出願をしたことによりもとの出願を取り下げたとみなされた場合（特４６条４項、実１０条５項、意１３条４項及び商１１条５項※14）、又は新特許出願をするためにもとの実用新案権を放棄した場合（特４６条の２第１項）は、もとの出願が特許庁に係属していないため、もとの出願に優先権主張書又は優先権証明書類等を提出することができず、分割出願、変更出願又は新特許出願について優先権主張の手続きを完備することができない。そのため、以下の（２）から（４）の場合の各期間に限り、分割出願、変更出願又は新特許出願に対する優先権主張書又は優先権証明書類等の提出を認める。

（２）もとの出願に優先権主張書又は優先権証明書類等を提出しないまま、分割出願をした場合

分割出願をする場合においては、もとの出願に優先権主張書又は優先権証明書類等を提出する前に分割した場合であっても、もとの出願に対して所定の期間内に優先権主張書又は優先権証明書類等を提出し、優先権主張の手続を完備しておく必要がある。仮に、もとの出願に対して優先権主張書又は優先権証明書類等の提出がない場合は、原則分割出願のみに対する優先権主張書又は優先権証明書類等の提出は認められない。ただし、もとの出願に対して優先権主張書を提出している場合であって、優先権証明書類等の提出の時点においてもとの出願が取下等により特許庁に係属しておらず、優先権証明書類等を提出することができない場合は、もとの出願についての優先権証明

書類等の所定の提出期間内に限り、分割出願に対する優先権証明書類等の提出を認める。なお、分割出願時よりも後に「もとの出願」に提出された書面又は書類であっても、それが期間内に提出されている限り、分割出願と同時に提出された書面又は書類とみなされる[注1]（特４４条４項、実１１条１項、意１０条の２第３項）。

（３）もとの出願に優先権主張書を提出しないまま、変更出願又は新特許出願をした場合

変更出願又は新特許出願は、分割出願と異なり、出願形式の変更であって、もとの出願から派生した新たな出願ではないことから、みなし取下げ又は放棄されたもとの出願に代わって、もとの出願の優先権主張書の提出期間内に限り、変更出願又は新特許出願に対し優先権主張書が提出できるものとする。

ただし、特許出願又は実用新案登録出願をもとに意匠登録出願に変更した場合は、意匠登録出願に対する優先権主張書の提出時期は「出願と同時」であり、出願後に優先権の主張の手続をすることはできないため、たとえもとの出願の優先権主張書の提出期間内であったとしても、変更出願に対し優先権主張書を提出することは認めない。また、同様に特許出願をもとに実用新案登録出願に変更した場合は、実用新案登録出願に対する優先権主張書の提出時期は「出願の日から１月」であるため、たとえもとの出願の優先権主張書の提出期間内であったとしても、変更出願に対する優先権主張書の提出はもとの特許出願の日から１月に限られる。

以上により、もとの出願に優先権主張書を提出しないまま、変更出願又は新特許出願をした場合、次の期間内に限り、変更出願又は新特許出願に優先権主張書を提出できるものとする。

ア．実用新案登録出願から特許出願に変更する場合
　もとの実用新案登録出願の日（遡及した日）から１月

イ．実用新案登録に基づき新特許出願をする場合
　もとの実用新案登録出願の日（遡及した日）から１月

ウ．特許出願から実用新案登録出願に変更する場合
　もとの特許出願の日（遡及した日）から１月

（４）もとの出願に優先権証明書類等を提出しないまま、変更出願又は新特許出願をした場合

もとの出願に対して提出しなければならなかった優先権証明書類等は変更出願又は新特許出願に対して提出するものとし、この優先権証明書類等は、もとの出願について適用される提出期間内に提出できるものとする。

ただし、特許出願又は実用新案登録出願をもとの出願として意匠登録出願に変更した場合は、意匠登録出願の優先権証明書類等の提出期間である「出願の日から３月以内」（意１５条１項）を適用する。

以上により、変更出願又は新特許出願をする場合に、もとの出願又はもとの実用新案登録に係る実用新案登録出願に対して優先権証明書類等を提出することができないときは、変更出願又は新特許出願に対し、次の期間内に

限り、優先権証明書類等を提出できるものとする。

ア．特許出願に変更する場合又は新特許出願をする場合

ａ．もとの出願が実用新案登録出願である場合又は実用新案登録を基礎とする場合は、優先日から１年４月

ｂ．もとの出願が意匠登録出願である場合は、当該もとの出願の日から３月

イ．実用新案登録出願に変更する場合

ａ．もとの出願が特許出願である場合は、優先日から１年４月

ｂ．もとの出願が意匠登録出願である場合は、当該もとの出願の日から３月

ウ．意匠登録出願に変更する場合

もとの出願が特許出願又は実用新案登録出願である場合は、当該もとの出願の日から３月（優先日から６月以内にもとの出願をしている場合に限る。）

エ．商標登録出願又は防護標章登録出願に変更する場合

もとの出願の日から３月

６．パリ条約の例による優先権主張の手続

（１）特許法第４３条の２第１項※~~4~~6の規定によるパリ条約の例による優先権主張の手続（特・実・意）

パリ条約第４条Ｄ（１）の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条Ｃ（１）に規定する優先期間内に優先権の主張を伴う特許出願ができなかった者は、経済産業省令で定める期間（パリ条約第４条Ｃ（１）に規定する優先期間経過後２月）内に経済産業省令で定めるところ（回復理由書の提出）によりその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、パリ条約第４条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる（特４３条の２第１項※~~4~~6、特施規２７条の４の２第２項※~~7~~9）。ただし、故意に、優先期間内にその特許出願をしなかったと認められる場合は、この限りでない。

ア．優先権主張の申立て

優先権主張の申立て期間は、当該優先権の主張に係るパリ条約第４条Ｃ（１）に規定する優先期間の経過後２月以内である（特施規２７条の４の２第３項４号※7）。

イ．回復理由書の提出

優先権主張の申立て期間内に、回復理由書を提出しなければならない（特施規２７条の４の２第９項※~~7~~9において読み替えて準用する特施規２７条の４の２第４項※~~7~~9）。

特許庁長官は、回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる（特施規２７条の４の２第９項※~~7~~9において読み替えて準用する特施規２７条の４の２第５項※~~7~~9）。

ウ．手続をする者の責めに帰することができない理由による回復

手続をする者の責めに帰することができない理由により特許法第４３条の２第１項の規定による手続をすることとなった者は、回復理由書の提出と同時に提出する上申書又は回復理由書の【その他】の欄に当該手続をすることができなかった理由が「手続をする者の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、回復理由書を提出した日から２月以内に、その記載した事実を証明する書面を提出しなければならない。ただし、その記載した事実を裏付ける証拠書類は、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない（特施規２７条の４の２第９項※7において読み替えて準用する特施規２７条の４の２第６項、第７項）。

エ．優先権証明書類等の提出

優先権証明書類等の提出期間は、パリ条約による優先権主張の場合と同様である（特４３条の２第２項において準用する特４３条２項※5~~2~~）。

（２）特許法第４３条の３第１項※~~5~~7若しくは第２項※~~6~~8、商標法第９条の２※15又は９条の３の※15規定によるパリ条約の例による優先権主張の手続

パリ条約による優先権主張の場合と同様である。

（改訂令和~~5~~6・~~4~~1）

※1 特４３条１項：特４３条の２第２項（特４３条の３第３項、実１１条１項、意１５条１項において準用）、特４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項、商１３条１項（商６８条１項において準用）において準用）、実１１条１項、意１５条１項、商１３条１項（商６８条１項において準用）において準用

※2 特施規２７条の４第３項、４項：実施規２３条２項、意施規２条の２第１２項及び１９条３項、商施規２２条２項において準用

※3 特４３条５項：特４３条の２第２項（特４３条の３第３項、実１１条１項、意１５条１項において準用）、４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項において準用）、実１１条１項、意１５条１項において準用

※4 特４４条４項：特４６条６項、４６条の２第５項、実１１条１項において準用

※~~3~~5 特４３条２項、３項、８項：特４３条の２第２項（特４３条の３第３項、実１１条１項、意１５条１項において準用）、特４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項、商１３条１項（商６８条１項において準用）において準用）、実１１条１項、意１５条１項、６０条の１０第２項、商１３条１項（商６８条１項において準用）において準用

※~~4~~6 特４３条の２：特４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項において準用）、実１１条１項、意１５条１項において準用

※~~5~~7 特４３条の３第１項：実１１条１項、意１５条１項において準用

※~~6~~8 特４３条の３第２項：実１１条１項、意１５条１項、商１３条１項（商６８条１項において準用）において準用

※~~7~~9 特施規２７条の３の３第２項、３項、５項、特施規２７条の４の２第２項、３項、４項、５項、９項：実施規２３条２項、意施規２条の２第１２項及び１９条３項（特施規２７条の３の３第２項２号及び特施規２７条の４の２第３項を除く）において準用

~~※8 特４３条５項：特４３条の２第２項（特４３条の３第３項、実１１条１項、意１５~~

~~条１項において準用）、４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項において準用）、実１１条１項、意１５条１項において準用~~

※~~9~~10 特４３条６項：特４３条の２第２項（特４３条の３第３項、実１１条１項、意１５条１項において準用）、４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項において準用）、実１１条１項、意１５条１項において準用

※~~10~~11 特４３条７項：特４３条の２第２項（特４３条の３第３項、実１１条１項、意１５条１項において準用）、４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項において準用）、実１１条１項、意１５条１項、商１３条１項（商６８条１項において準用）において準用

※~~11~~12 特施規３８条の１４第１項：実施規２３条７項において準用

~~※12 特４４条４項：特４６条６項、４６条の２第５項、実１１条１項において準用~~

※13 意１０条の２第３項：意１３条６項において準用

※14 商１１条５項：商１２条３項、６５条３項において準用

※15 商９条の２、９条の３：商６８条１項において準用

注１ 特許庁編工業所有権法（産業財産権法）逐条解説特４４条４項参照

２８．１０

パリ条約第４条Ａ（２）の正規の国内出願を基礎とする優先権主張の手続の取扱い

１．パリ条約第４条Ａ（２）の規定により二国間又は多数国間の条約により正規の国内出願とされる出願を基礎として優先権を主張する出願の手続において、特許法第４３条第１項※1の規定に基づき記載するパリ条約の同盟国の国名については、次のとおり記載すれば足りるものとする。

（１）二以上の国において効力を有する特許（広域特許）の出願（以下「広域出願」という。）である場合には、当該広域特許を付与する権限を有する機関注1の名称又は当該広域出願における指定国のうちの一の国の国名

（２）特許協力条約に基づく国際出願である場合には、「世界知的所有権機関」又は当該国際出願における指定国のうちの一の国の国名

ただし、特許法第４３条第５項※2の規定の適用（特許法第４３条第２項※1に規定する~~書類~~優先権証明書類等に記載されている事項の電磁的方法による交換）を受けようとする者が、広域出願に基づきパリ条約の規定による優先権の主張をしようとするときは、同条第１項に基づき記載するパリ条約の同盟国の国名については当該広域出願に係る広域特許を付与する権限を有する機関（すなわち「欧州特許庁」）の名称を記載しなければならない（特施規２７条の３の３第４項※3）。

２．「最初に出願をし、若しくはパリ条約第４条Ｃ（４）の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条Ａ（２）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本」は、最初の出願を受理した主管庁が認証したものとする（パリ条約第４条Ｄ（３））。

この場合、「最初の出願を受理した主管庁」には、最初の出願が広域出願である場合には当該広域出願を受理した機関注1、最初の出願が国際出願である場合には当該国際出願を受理した機関注1又は世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ）国際事務局も含まれる。

（改訂令和~~3~~6・~~4~~1）

※1 特４３条１項、２項：特４３条の２第２項（特４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項において準用）、実１１条１項、意１５条１項において準用）、特４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項、商１３条１項（商６８条１項において準用）において準用）、実１１条１項、意１５条１項、商１３条１項（商６８条１項に

おいて準用）において準用

注1 例えば「欧州特許庁」
※2 特４３条５項：特４３条の２第２項{特４３条の３第３項〔実１１条１項、意１５条１項〕、実１１条１項、意１５条１項}、特４３条の３第３項〔実１１条１項、意１５条１項〕、実１１条１項、意１５条１項において準用
※3 特施規２７条の３の３第４項：実施規２３条２項、意施規第１９条３項において準用

２８．１１

優先権主張に係る表示に関する取扱い

特許法第１７条の４又は実用新案法第２条の２第１項に規定する補正ができる期間を除き、特許法第４３条第１項[※1]に規定する書面（願書に記載して提出を省略した場合には願書）及び同条第２項[※1]に規定する優先権証明書類等については、次に掲げる場合には、補正を認める。

１．書面に記載された第一国の出願の年月日（以下「書面の年月日」という。）と優先権証明書類等に記載された第一国の出願の年月日（以下「証明書類等の年月日」という。）が相違する場合において、書面の年月日と証明書類等の年月日とを合致させるとき

２．書面の年月日と証明書類等の年月日が一致しているが、その年月日が誤りであった場合において、訂正に係る優先権証明書類等を提出し、書面の年月日を訂正に係る証明書類等の年月日に合致させるとき

３．書面に記載された第一国の国名（以下「書面の国名」という。）と優先権証明書類等に記載された第一国の国名（以下「証明書類等の国名」という。）が相違する場合において、書面の国名を証明書類等の国名に合致させるとき

上記１．から３．までに掲げる場合の手続の補正は、手続補正書に理由書（誤記の原因、誤記が意図としたものでないことの釈明等を記載した書面）を添付して提出しなければならない。

（説明）

優先権の主張は、そのもたらす効果の第三者に及ぼす影響が大であることから、その主張の効果を判断するに当たっては、特許法第４３条第１項[※1]に規定する書面についての記載は厳格に解釈すべきことは当然であり、法律で規定する期間を除いては原則として補正を認めない。しかしながら、明らかな誤記と認められる場合には、法律に特段の規定がなくとも出願人の申立てにより誤記の訂正をなすことができるとするのが判例[注1]であり、書面の記載と優先権証明書類等の記載との間の同一性が認められる場合には、上記のように明らかな誤記として、その補正を認めることとする。

なお、書面の記載と優先権証明書類等の記載との間において第一国の出願の年月日及び国名のいずれもが相違している場合には、優先権主張の同一性は認められず、明らかな誤記とは認められない。

（改訂令和~~3~~6・~~4~~1）

※1 特４３条１項、２項：特４３条の２第２項（特４３条の３第３項、実１１条１項、

意１５条１項において準用)、特４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項、商１３条１項（商６８条１項において準用）において準用）)、実１１条１項、意１５条１項、商１３条１項（商６８条１項において準用）において準用

注[1] 昭和４８年７月２４日東京高裁判決・昭和４７年（行ケ）第１２８号

２８．２１

優先権証明書類等発行事務の遅延による提出期間徒過に関する取扱い

特許法第４３条第２項※1の規定により提出すべき優先権証明書類等~~（以下「優先権証明書類等」という。）~~の提出期間の徒過が、優先権証明書類等を発行すべき政府による~~優先権証明書類等~~当該書類の発行に関する事務の遅延によるものであって、特許法条約第１３条（３）及び特許法条約に基づく規則第１４規則（６）（７）に規定する要件に準じた以下の要件を満たした場合には、出願人の責めに帰することのできない理由により期間内に手続ができなかったものとし、期間徒過後の提出を認める（特４３条８項※1、特施規２７条の３の３第６項１号※2、商施規７条の２第３項１号）。

ただし、個別具体的な事例において形式的には当該要件を満たさない場合であっても、総合的に勘案して判断を行う。

（要件）

１．特許法第４３条第２項※1に規定する優先権証明書類等提出期間満了の２月前までに、先の出願がされた官庁へ優先権証明書類等発行の請求をすること。

２．特許法第４３条第７項※1の規定により優先権証明書類等を提出することができる期間（特施規２７条の３の３第５項※2、商施規７条の２第１項）内に、上申書に、優先権証明書類等発行の請求を行った官庁及びその申請日を記載し特許庁長官へ提出すること。併せて、１．の事実（先の出願がされた官庁に対し優先権証明書類等提出期間満了の２月前まで優先権証明書類等発行の請求をしたこと）を裏付ける証拠書類又は宣言書を特許庁長官へ提出すること。

３．先の出願がされた官庁より優先権証明書類等を入手してから１月（在外者にあっては２月）以内に特許庁長官へ提出すること。その際、優先権証明書提出書の【その他】欄に、「特許法第４３条第８項※1の規定による優先権証明書類等の提出」である旨を記載すること。

（改訂令和~~5~~6・~~4~~1）

※1 特４３条２項、７項、８項：特４３条の２第２項（特４３条の３第３項、実１１条１項、意１５条１項において準用）、特４３条の３第３項（実１１条１項、意１５条１項、商１３条１項（商６８条１項において準用）において準用））、実１１条１項、意１５条１項、６０条の１０第２項、商１３条１項（商６８条１項において準用）において準用

※2 特施規２７条の３の３第５項、６項１号：実施規２３条２項、意施規２条の２第１２項、１９条３項において準用

４５．２０

出願人名義変更届の取扱い

１．届出書と証明書との関係について

届出書に記載された事項と証明書に記載された事項が一致しない場合は、届出の内容を証明する正確な証明書を提出すべき旨の補正を命ずる。なお、手続書面の全体を勘案して証明書が正確で届出書の誤記と認められる場合は、届出書について補正をすべき旨のなお書きを追加する。

なお、以下に掲げる記名押印を要する証明書に記名押印がない場合は補正を命ずる（特施規様式第１８備考１９、２０、商施規様式第１１備考１７、１８）。

２．権利の承継を証明する書面について

（１）譲渡証書等には、譲渡に係る出願の番号等の記載、譲渡人及び譲受人双方の記名、譲渡人の押印を求める。

（２）譲渡人及び譲受人双方で届出がされている場合であっても、譲渡証書等を添付させる。

（３）同一譲渡人、同一譲受人の場合、一の譲渡証書等による複数件の譲渡に係る証明書の提出は認める。

（４）相続の場合には次の書面を添付させる。

ア．被相続人の死亡の事実及び相続人であることを証明する書面（戸籍謄本）

イ．被相続人又は相続人の本籍と現住所が相違する場合は、その同一性を証明する書面（住民票、戸籍の附票等）

ウ．相続人の間で遺産分割の協議をした場合は、民法第９０７条の遺産分割協議書

エ．その他の必要な書面

被相続人と相続人の本籍が相違する場合における相続人の転籍等を証明する書面（ただし、上記ア、イの書面に記載された相続人の氏名及び生年月日が同一であるときは、必要としない。）、相続人である親権を行う父又は母とその子の利益が相反する場合には、民法第８２６条の規定による家庭裁判所が選任した特別代理人であることを証明する書面、家庭裁判所で遺産分割の審判又は調停がなされたときは、その審判又は調停書の正本等

（５）法人の合併の場合には、登記事項証明書[注1][注2]を添付させる。

（６）会社分割の場合には、登記事項証明書[注1][注2]及び被承継人が記名押印した承継する権利を特定した証明書を添付させる。

３．同意書について

特許を受ける権利等が共有に係るときは、各共有者は他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない（特３３条３項[※1]）から、作成者（同意者）が記名押印した同意書の添付が必要である（特施規様式第１８備考２０、商施規様式第１１備考１８）。ただし、次の場合は他の共有者の同意があっ

たものとして取り扱い、同意書の添付は要しない。
（１）全ての共有者が同一の他人に譲渡した場合。
（２）一部共有者が他の全ての共有者に譲渡した場合。
（３）共有者がそれぞれ別の他人に譲渡した場合であっても、譲渡証書等が一通で作成されている場合。

４．持分の定めを証明する書面について
届出書に持分の定めを記載した場合は、持分の定めの事実を証明する書面又は譲渡証書等の文中において持分の定めについて明らかに記載し作成者（持分の定めの事実を証明する書面においては権利者全員、譲渡証書等においては譲渡人）が記名押印したものを添付させる（特施規様式第１８備考２０、商施規様式第１１備考１８）。

５．代理権を証明する書面について
（１）譲渡による権利の承継（特定承継）の場合は特許法施行規則第４条の３第１項第２号※2の規定により代理人の代理権は書面（委任状については、その写しを含む。以下同じ。）をもって証明する。ただし、権利の承継の届出を行う譲渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもって証明することを要しない。
（２）本人の死亡若しくは本人である法人の合併による権利の承継（一般承継）の場合は特許法第１１条※3の代理権の不消滅の規定により届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもって証明することを要しない。
（３）会社分割による権利の承継の場合は会社の組織的行為として一般承継の形態を採っているが、特許法第１１条※3の代理権の不消滅には該当せず、特許法施行規則第４条の３第１項第２号※2の規定により代理人の代理権は書面をもって証明する。

６．持分の届出又は持分の変更に伴う出願人名義変更届
（１）出願時に持分を届け出てなかった場合で、その後持分を届け出るときは、持分の定めの事実を証明する書面（持分契約書等）を添付して、出願人名義変更届の承継人欄に持分を記載する。
（２）出願時に届け出た持分を変更するときは、その事実を証明する書面（持分変更契約書又は持分の一部譲渡契約書等）を添付して、出願人名義変更届の承継人欄に持分を記載する。
（３）上記（１）又は（２）の場合の届出は、新たに権利の承継としての出願人名義変更届を提出する際に、持分の届出をする者についてその承継人欄に持分を記載するとともに持分を証明する書面を提出することにより行うことができる。

７．省令に基づく押印及び署名
（１）特許法施行規則様式第１８備考１９及び２０並びに商標法施行規則様式１１備考１７及び１８の規定による印は、本人確認できるものでなければならない。具体的には以下ア．又はイ．の印鑑を使用するものとする。
ア．実印（法人の場合は登記所に登録済みの印鑑、個人の場合は市区町村に登

録済みの印鑑。）

イ．実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印（特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を（２）イ．により証明された印鑑。）

（２）特許庁に対する手続において新たな印鑑を使用する場合は、以下の印鑑を証明する証明書等を提出しなければならない。

ア．（１）ア．（実印）の場合

印鑑証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。作成後３箇月以内のもの。（以下同じ。））

イ．（１）イ．（実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印）の場合

実印による証明書（代表者印を押印し、特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を、証明する日、法人の住所、名称及び代表者名を記載し証明するもの。）及び実印の印鑑証明書

（３）押印を要する証明書を特例法施行規則第１３条第２項に規定する方法で電子計算機から入力することにより、特定手続とともに特許庁長官に提出する場合は、特許法施行規則様式第１８備考１９及び２０並びに商標法施行規則様式第１１備考１７及び１８の規定による押印に代えて、特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない（特例施規１３条の２第１項）。

（~~３~~４）外国人[注3]は、特許法施行規則様式第１８備考１９及び２０並びに商標法施行規則様式第１１備考１７及び１８の規定による押印に代えて署名をすることができるが、当該署名は本人確認できるものでなければならない。具体的には、以下ア．からエ．までのいずれかにより証明された署名は、本人確認できた署名と取り扱うこととする。

ア．出願人名義変更届等に記載された、譲渡人又は譲受人の代理人である弁理士又は弁護士による「譲渡人等の署名に係る意思確認をした旨」の記載

イ．署名の真正性に係る認証（面前認証、自認認証等）付譲渡証書等

ウ．署名証明書

エ．譲渡人等本人が特許庁に来訪した際に提示した本人確認書類（パスポート等）

（改訂令和~~４~~６・１~~０~~）

※1 特３３条３項：実１１条２項、意１５条２項、商１３条２項において準用

※2 特施規４条の３第１項第２号：実施規２３条１項、意施規１９条１項、商施規２２条１項において準用

※3 特１１条：実２条の５第２項、意６８条２項、商７７条２項、商附則２７条２項にお

いて準用

注1 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第１１条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。また、【承継人】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について添付することを要しないこととする場合には、届出書において、当該法人に係る商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は商業登記法第７条に規定する会社法人等番号を記載する。（特施規様式第１８備考２１、商施規様式第１１備考１９）

注2 被承継人と承継人との間に合併及び分割又は複数の分割の事実があるときは、届出書において、当該届出に係る承継の事実を「令和○○年○○月○○日の会社分割による承継」のように記載する。（特施規様式第１８備考２２、商施規様式第１１備考２０）

注3 外国に住む日本人についても同様とする。

６４．２０

移転登録の申請書の取扱い

１．申請書と証明書との関係について

申請書に記載された事項と申請書に添付する証明書に記載された事項又は特許（登録）原簿に記載された事項と一致しない場合は、特登令第３８条及び方式審査便覧７０．３０に基づき、申請書の修正が可能であるとき等、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めるときは補正を命ずる（特登令第３８条１項※1)。また、登録の原因を証明する書面の訂正が必要となるとき等、登録の申請の不備が補正をすることができるものであると認めないときは、その申請を却下する（特登令３８条３項※1)。

２．登録の原因を証明する書面等について

（１）添付書面

申請書に添付して提出する証明書面については、特許登録令及び特許登録令施行規則に定められている。これは、当該登録の申請が、真正かつ適法になされていることを形式的に証明するため、提出を要求されるものであり、次のものがある。

ア．登録の原因を証明する書面（特登令２９条１項１号※1)

・譲渡証書、譲渡契約書、専用実施権許諾証書等

イ．相続、合併、会社分割等の登録の原因の発生の事実を証明する書面（特登令３５条※1)

・戸籍謄本、住民票、遺産分割協議書、登記事項証明書注1注2、権利承継証明書等

ウ．登録の原因についての第三者の許可等を証明する書面（特登令２９条１項２号※1)

・特許権等共有者の同意書、裁判所の許可書等

なお、登録の原因を証明する書面が執行力のある判決であるときは、登録の原因について第三者の許可等を証明する書面等は、申請書に添付する必要はない（特登令２９条２項※1)。

また、登録の原因について第三者の許可等を要する場合において、申請書にその第三者が記名し、押印したときは、第三者の許可等を証明する書面を申請書に添付する必要はない（特登令２９条３項※1)。

エ．登録上の利害関係人の承諾書等

オ．代位原因を証明する書面（特登令３１条※1)

カ．代理権を証明する書面（委任状については、その写しを含む。）（特登施規１３条の５※2)

（２）特許庁長官が提出を命ずる書面

特許庁長官は、登録の申請の手続について必要があると認めるときは、相当の期間を指定して次の書面の提出を命ずることができる。

また、特許庁長官は、請求により又は職権で、指定した期間を延長することができ、また、この期間の延長は、その期間が経過した後であっても、特許庁長官が指定した期間の満了の日（当該満了の日が特許法第３条第２項の規定の適用を受けるときにあっては、同項の規定の適用がないものとした場合における当該満了の日）の翌日から２月以内に限り、請求することができる。請求による期間の延長は、期間延長請求書によりしなければならない。（特登令３０条※1、特登施規１３条※2）（→０４．１０、０４．１２）

ア．申請人が外国人であるときは、その国籍を証明する書面。

イ．申請人が外国人である場合において、その外国人の属する国（告示で定める国を除く。)がパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は日本国と特許に関して相互に保護すべきことを約した国でないときは、次に掲げる書面のいずれか一。

ａ．同盟国又は加盟国のうちの一国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するときは、これを証明する書面。

ｂ．その外国人の属する国において日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているときは、これを証明する書面。

ｃ．その外国人の属する国において日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているときは、これを証明する書面。

ウ．申請人が法人であるときは、法人であることを証明する書面。

エ．戸籍若しくは住民票の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又はこれに準ずべき書面。

３．申請書又は添付書面の押印又は署名

（１）特許登録令第２９条第３項に規定する申請書の印並びに特許登録令施行規則第１０条※3、実用新案登録令施行規則第２条の３及び商標登録令施行規則第４条に規定する様式のうち押印を必要とする申請書及び添付書面の印は、本人確認できるものでなければならない。具体的には以下ア．又はイ．の印鑑を使用するものとする。

ア．実印（法人の場合は登記所に登録済みの印鑑、個人の場合は市区町村に登録済みの印鑑。）

イ．実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印（特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を（２）イ．により証明された印鑑。）

（２）特許庁に対する手続において新たな印鑑を使用する場合は、以下の印鑑を

証明する証明書等を提出しなければならない。

ア．（１）ア．（実印）の場合

印鑑証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。作成後３箇月以内のもの。（以下同じ。））

イ．（１）イ．（実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印）の場合

実印による証明書（代表者印を押印し、特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を、証明する日、法人の住所、名称及び代表者名を記載し証明するもの。）及び実印の印鑑証明書

（３）特許登録令施行規則第１０条[※3]、実用新案登録令施行規則第２条の３及び商標登録令施行規則第４条に規定する手続のうち押印を必要とする添付書面を特例法施行規則第１３条第２項に規定する方法により電子計算機から入力することにより、特定手続とともに特許庁長官に提出する場合は、その押印に代えて、特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない（特例施規１３条の２第１項）。押印を必要とする申請書を~~送信~~電子情報処理組織を使用して提出する場合は、特例法施行規則第１３条第２項に定める方法により、本人確認を行うこととする。

（~~３~~４）外国人[注3]は、特許登録令第２９条第３項に規定する申請書の印並びに特許登録令施行規則第１０条、実用新案登録令施行規則第２条の３及び商標登録令施行規則第４条に規定する様式のうち押印を必要とする申請書[注4]及び添付書面~~の印~~への押印に代えて署名をすることができるが、当該署名は本人確認できるものでなければならない。具体的には、以下ア．からエ．までのいずれかにより証明された署名は、本人確認できた署名と取り扱うこととする。

ア．申請書等に記載された、譲渡人又は譲受人の代理人である弁理士又は弁護士による「譲渡人等の署名に係る意思確認をした旨」の記載

イ．署名の真正性に係る認証（面前認証、自認認証等）付譲渡証書等

ウ．署名証明書

エ．譲渡人等本人が特許庁に来訪した際に提示した本人確認書類（パスポート等）

（改訂令和~~５~~６・~~７~~１）

※1 特登令２９条、３０条、３１条、３５条、３８条：実登令７条、意登令７条、商登令１０条において準用（特登令３８条１項６号を除く）

※2 特登施規１３条、１３条の５：実登施規３条３項、意登施規６条３項、商登施規１７条３項において準用

※3 特登施規１０条：実登施規３条３項（第６項を除く）、意登施規６条３項（第６項を

除く）、商登施規１７条３項（第２項、５項及び６項を除く）において準用

注[1] 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第１１条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。また、申請人（承継人）の欄に記載した法人以外に係る「登記事項証明書」について添付することを要しないこととする場合には、申請書において、当該法人に係る商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は商業登記法第７条に規定する会社法人等番号を記載する。（特登施規様式第８備考５）

注[2] 被承継人と承継人との間に複数の分割の事実があるときは、申請書において、当該届出に係る承継の事実を「令和○○年○○月○○日の会社分割による承継」のように記載する。（特登施規様式第８備考６）

注[3] 外国に住む日本人についても同様とする。

注[4] 当該申請書に係る署名は、日本に住む外国人に限る。

７２．１１

共有者の一方が相続人なくして死亡した場合の持分移転登録等の取扱い

１．~~（１）~~共有者の一方が相続人なくして死亡した場合は、民法第２５５条の規定により、その持分は他の共有者に帰属することとなる。

この場合においては、持分移転登録申請書の様式を用い、登録義務者欄には、被相続人を記載し、被相続人の相続財産~~管理人~~清算人の代位申請とする。登録の原因を証明する書面は、被相続人の除籍の謄本、家庭裁判所の相続財産~~管理人~~清算人の証明（官報公告された官報で可）及び特別縁故者（療養看護者等）（民法９５８条の２~~３~~）がいないことを証明する書面とする。

２．~~（２）~~共有者の一方が死亡し、その死亡者の相続人全員が相続放棄したときは民法第９３９条の規定により、初めから相続人とならなかったとみなされるため、その持分は他の共有者に帰属することとなる。

この場合においては、~~（１）~~上記１．と同様であるが、登録の原因を証明する書面は~~（１）~~上記１．に加えて相続を放棄した者が法定相続人であったことを証明する書面（戸籍謄本等及び家庭裁判所の相続放棄陳述受理証明書）とする。

~~２~~３．~~．~~上記１．~~の（１）、（２）~~と２．及び共有者の一方が持分を放棄した場合における登録免許税については、いずれも「その他の原因による移転の登録」として取り扱う。

~~３~~４．なお、上記１．~~の（１）~~及び~~（２）~~２．についての効力発生時期は、共有者の一方が死亡したときであり、他方、共有者の一方が持分を放棄した場合には登録しなければ効力は発生しない。

（改訂~~平成２３~~令和６・~~１~~１）

１００．０２

特例法令における用語の定義

１．電子情報処理組織

特例法にいう「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機（入出力装置等の周辺機器を含む。）と出願人等（手続をする者又はその者の代理人）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう（特例法２条１項）。

２．特許等関係法令

特例法にいう「特許等関係法令」とは、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、国際出願法若しくは特例法又はこれらの法律に基づく命令（政令、省令）をいう（特例法２条２項）。

３．特許料等

特例法第１４条第１項にいう「特許料等」とは、次に掲げるものをいう。

（１）特許法第１０７条第１項の特許料
（２）特許法第１１２条第２項の割増特許料
（３）実用新案法第３１条第１項の登録料
（４）実用新案法第３３条第２項の割増登録料
（５）意匠法第４２条第１項の登録料
（６）意匠法第４４条第２項の割増登録料
（７）商標法第４０条第１項又は第２項の登録料
（８）商標法第４１条の２第１項又は第７項の登録料
（９）商標法第４３条第１項から第３項までの割増登録料
（１０）商標法第６５条の７第１項又は第２項の登録料

４．電子署名

「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名をいう（特例施規１３条１項）。

５．電子証明書

「電子証明書」とは、商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第１２条の２第１項及び第３項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書及び特許庁長官が告示で定める電子証明書をいう（特例施規１３条１項）。

（~~新規平成２９~~改訂令和６・１~~４~~）

１１２．０１

~~電子計算機、~~電子証明書の届出

１．特定手続の入力

電子情報処理組織を使用して出願等の特定手続を行う者は、当該特許手続について規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を、当該手続をする出願人等の使用に係る電子計算機から入力してその特定手続~~き~~を行わなければならない（特例施規１０条の２第１項）。この場合、出願人等が使用する電子計算機は、特許庁長官が定める技術的基準に適合したものでなければならない（特例施規１０条の２第２項）。

２．~~電子計算機、~~電子証明書の届出

電子情報処理組織を使用した特定手続においては、識別番号、電子署名及び電子証明書（→１００．０２）により特定手続を行う者の意思表示の確認を行うため、特定手続を行おうとする者は、~~あらかじめ特許庁長官にその氏名又は名称、電子計算機に関する事項、使用しようとする電子証明書その他必要な事項を電子計算機から入力することにより、使用する電子計算機を届け出なければならない（特例施規１５条１項）。~~

~~また、その届出をする者は、使用しようとする~~電子証明書の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その電子証明書の届出を行わなければならない（特例施規１５条~~２~~１項）。

３．電子証明書の追加又はその使用の中止の届出

電子~~計算機~~証明書の届出をした者は、届け出た電子証明書の追加又はその使用を中止するときは、遅滞なく、特許庁長官に対し、電子証明書の追加等の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その届出を行わなければならない（特例施規１５条~~３~~２項）。

（改訂令和~~２~~６・１~~２~~）

１１３．０１

予納制度

１．予納制度の概要

特許料等（→１００．０２「３．」）又は手数料（以下「手数料等」という。）について導入された予納制度は、複数の手続について納付すべき手数料等をあらかじめ現金をもってまとめて特許庁に納めておき、個々の手続に際し、所要の手数料等の納付の申出をすることにより予納者にかかる予納額の範囲内において、当該手数料等が納付されたものとみなす制度である（特例法１４条、１５条）。

なお、この予納制度は、口座振替納付制度（→１１５．０１）とは異なり、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合以外に、書面の提出により手続を行う場合においても利用することができる（特例施規３８条の２第１項ただし書に規定する手続を除く。）。

２．予納の対象

予納の対象となるものは、特許料等又は以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料である（特例施規３８条の２第１項）。

~~ア~~a．特許出願（先願参照出願を除く。）

~~イ~~b．実用新案登録出願

~~ウ~~c．意匠登録出願

~~エ~~d．商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願

~~オ~~e．国際出願、国際予備審査の請求等

~~カ~~f．意匠を秘密にすることの請求

~~キ~~g．出願人名義変更の届出

~~ク~~h．出願審査の請求

~~ケ~~i．実用新案技術評価の請求

~~コ~~j．拒絶査定等に対する審判の請求

~~サ~~k．国内書面の提出

~~シ~~l．期間の延長の請求又は期日の変更の請求

~~ス~~m．商標権の存続期間の更新登録の申請

~~セ~~n．誤訳の訂正を目的とする補正、手数料の補正又は請求項若しくは区分の数を増加する補正

~~ソ~~o．ファイルに記録されている事項の証明の請求

~~タ~~p．ファイルの記録事項の記載書類の交付の請求

~~チ~~q．ファイルに記録されている事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）

~~ツ~~ｒ．登録事項の証明の請求
~~テ~~ｓ．登録事項記載書類の交付の請求
~~ト~~ｔ．登録事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）

以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料等は、電子情報処理組織を使用する場合に限り、予納を利用することができる（ただし、イ．については、書面の提出により手続を行う場合においても利用することができる）。

ア．先願参照出願（１）
イ．国際出願その他国際出願等に係る手続（手数料を納付するものに限る。）（３）
ウ．審判、再審又は判定の請求（拒絶査定等に対する審判の請求を除く。）（４）
エ．訂正の請求（５）
オ．特許異議申立て又は登録異議の申立て（６）
カ．審判又は再審への参加の申請（７）
キ．特許異議申立て又は登録異議申立てについての審理への参加の申請（８）
ク．審判、再審、判定、特許異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする期間の延長又は期日の変更の請求（９、１０）
ケ．審判、再審、判定、異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする補正による手数料の納付（１１、１２）
コ．特許権の存続期間の延長登録の出願、改正前特許法第１０９条による特許料の減免の申請、特許料免除の申請書の提出、特許証等の再交付の請求、特許権等に係る回復理由書の提出、特許料の返還の請求、実用新案登録に係る訂正書の提出及び実用新案登録料の返還の請求に関してする期間の延長の請求（１５）
サ．先願参照出願等の補正（１７）
シ．先願参照出願における明細書及び必要な図面の提出（２４）
ス．特許権の存続期間の延長登録の出願（３２、３３）
セ．国際出願に対する決定をすべき旨の申出（３９）
ソ．証明等の請求（４０、４１）
タ．国際登録出願（意匠）（４６）
チ．国際登録出願の補正（意匠）（４７）
ツ．国際意匠登録出願に係る期間の延長の請求（５１）
テ．国際登録出願（商標）（５６）
ト．事後指定（５７）
ナ．国際登録の存続期間の更新の申請（商標）（５８）
ニ．国際登録の名義人の変更の記録の請求（商標）（５９）
ヌ．国際登録出願等に係る補正（商標）（６０）
ネ．国際商標登録出願に係る期間の延長の請求（６２）
ノ．ファイル記録事項の交付の請求（６３）

ハ．裁定請求書の提出（８５）
ヒ．裁定取消請求書の提出（８６）
フ．特許証等の再交付の請求（８９）
ヘ．特許権等に係る回復理由書の提出（９０）
ホ．実用新案登録に係る訂正書の提出（９２）
マ．防護登録標章出願に基づく権利の存続期間の更新登録の出願、書換登録の申請に係る回復理由書の提出（１００）
ミ．商標権の分割の登録の申請（１１５）
（括弧内の数字は特例施規別表１の２の項を表す）

３．予納額の予納
（１）予納台帳番号の取得
識別番号の付与を請求し（現金手続省令２条１項）、あらかじめ特許庁長官に予納届を提出する（特例法１４条１項、特例施規様式第３４）。
（２）予納の方法
ア．現金納付の場合
納付書交付請求書を提出し、納付書の交付を請求する（現金手続省令４条）。
納付書により日本銀行の歳入代理店等において現金を納付し（現金手続省令５条１項）、予納書に必要事項を記載し、納付済証（特許庁提出用）を貼付して提出する（特例法１４条２項、特例施規３８条、様式第３５）。
イ．電子現金納付の場合
納付者のカナ氏名及び電子現金納付専用パスワードを電子計算機から入力し、その登録を特許庁に対して行う。電子情報処理組織から納付番号の取得をし、日本銀行の歳入代理店等において現金を納付し、電子情報処理組織または書面で納付番号を記載した予納書を提出する（特例施規４１条の９第２項で準用する同規則４１条の９第１項）。
（３）予納届の取下げ（→１１３．１２）
４．予納額からの納付及び予納額への加算の申出等
（１）予納額からの納付
特許庁長官は、予納者が、手数料等の納付に際し予納額からの納付の申出をした場合、当該予納者の予納額の範囲内において手数料等の額を控除し、当該手数料等が納付されたものとみなす（特例法１５条１項本文）。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失った後は、当該手数料等の納付がされたものとみなすことができない（特例法１５条１項ただし書）。
（２）予納額からの納付の申出の方法（特例施規４０条１項、２項、７項１号）
予納額からの納付の申出は、特許料納付書、願書等手続に係る書面の所定の欄に、~~予納額から納付する旨、~~予納台帳番号、納付しようとする手数料等の額を記載することにより行う~~（特例施規４０条１項、２項）~~。
特例法施行規則第１３条第２項の方法により申出をする場合は、同項に規定する入力情報として識別番号に加えて、上記事項を電子計算機から入力し

なければならない。

（３）予納額への加算

特許庁長官は、申出者が、特許等関係法令の規定による当該手数料等の返還の請求に際し予納額へ返還すべき額に相当する金額を加算する旨の申出をした場合、当該申出者が予納した予納額に、返還すべき額に相当する金額を加算することにより、返還に代えるものとする（特例法１５条２項）。

（４）予納額への加算の申出の方法

予納額への加算の申出は、既納特許料返還請求書、出願審査請求料返還請求書等手続に係る書面の所定の欄に、予納額への加算を求める旨、返還請求に係る手数料等の納付に使用した予納台帳番号、返還を請求する手数料等の額を記載することにより行う（特例施規４０条３項）。

ただし、過誤納による手数料等や不適法な手続として却下処分となった手続に係る手数料等（０７．１５「１．（１）及び（３）から（７）」に掲げる手数料等に限る。）については、手続をする者の便宜の向上及び事務効率の向上等の観点から、申出者の予納額に、返還すべき額に相当する金額を加算することとし、申出者は返還の請求に係る書面の提出を要しない。

５．委任による予納額からの納付又は予納額への加算の申出

予納者は、委任による代理人によりその予納者の予納額からの納付の申出又は予納額へ返還すべき額に相当する金額を加算する旨の申出をする場合にあっては、あらかじめ特許庁長官にその代理人を代理人届により届け出るものとする（特例施規４１条１項、様式第３７）。

なお、当該代理人は、当該予納者のした予納の届出がその効力を失った後は、その予納額からの納付の申出又はその予納額への加算の申出をすることはできない（特例法１５条１項ただし書）。

６．代理人による予納額の予納及び予納額からの納付等

予納制度においては、代理人は予納届を代理人自身が特許庁長官に届け出た上、手続をする者本人に代わって将来予測される委任事務の処理のために自己の名において予納することができる（特例法１６条）。

この場合、自己の名において予納額から手数料等の納付の申出をしたとき、又はその予納額に手数料等の返還すべき額に相当する金額を加算する旨の申出をしたときは、手続をする者本人が手数料等を納付したとき、又は手数料等の返還を受けたときと同じ効果が発生する。

ここでの手続をする者本人と代理人との関係は、代理人が現金で納付し、手続に係る書面に納付済証を貼付して手続を行う場合と同様に、民法の委任契約の規定が適用され、代理人は民法の規定に基づき、予納をする際必要となる費用の前払を手続をする者本人に対し請求し（民法６４９条）、又は立て替えた費用の償還を請求する（民法６５０条１項）ことができる。また、同様に、代理人は返還を受けた金銭を手続をする者本人に引き渡さなければならない（民法６４６条１項）。

（改訂令和~~5~~6・~~4~~1）

１１４．０１

包括委任状の提出

１．包括委任状の提出の趣旨

包括委任状制度は、特許庁長官へ、あらかじめ事件を特定しない包括的な代理権を授与した旨を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を提出することで、特許出願等の手続に際して、当該包括委任状を援用することにより代理権の証明を行うことができるようにしたものであり、手続をする者の便宜の向上及び特許庁の事務効率の向上等の観点を踏まえて導入された。

特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願、審判及び登録に関する手続についての代理権の証明、特例法施行規則第５条第１項及び第２項の規定による証明並びに国際出願に関する手続についての代理権の証明については、次に掲げる手続を除き、あらかじめ特許庁長官に提出した包括委任状（その写しを含む。）を援用してすることができる（特例施規６条１項、特施規９条の３第１項※1、特登施規１３条の６第１項※2、国際出願法施規６条の４第１項）。

~~ただし~~なお、国際出願に関する手続~~において~~についての代理権の証明は、委任者が署名又は押印した包括委任状（委任者が署名した場合又は特例法施行規則第１３条第２項の規定により、電子情報処理組織を利用して提出される場合にあっては、その写しを含む。）~~に限る~~をもって援用することができる。

（１）特例法施行規則第１０条第５４号から第５９号までに規定する手続

（２）特許法第１８６条第１項※3（意６３条１項、商７２条１項）の規定による証明等の請求

２．包括委任状（その写しを含む。以下同じ。）の提出

（１）包括委任状の提出は、包括委任状提出書（特例施規様式第６）によりしなければならない。ただし、商標法条約に基づく規則で定めるモデル国際様式、特許法条約に基づく規則２０（１）に規定するモデル国際様式又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によりすることができる（特例施規６条２項）。

（２）特許庁長官は、包括委任状が提出されたときは、これに番号を付し、その番号を包括委任状を提出した者に通知しなければならない（特例施規６条３項）。

３．包括委任状の援用

手続に際して包括委任状を援用するときは、特許庁に対して提出する書類に通知された包括委任状番号を記載しなければならない(特例施規６条４項※4)。

具体的には、提出する書類の【提出物件の目録】の欄に【包括委任状番号】の欄を設けて、通知された包括委任状の番号を記載することにより、代理権を

証明する書面の提出を省略することができる。

また、包括委任状の番号が通知されていないときは、【包括委任状番号】の欄に代えて、【物件名】の欄を設けて、「代理権を証明する書面」又は「委任状」と通数を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、「令和何年何月何日提出の包括委任状」のように記載する。

なお、国際出願に関する手続に際して包括委任状を援用するときは、包括委任状の写しを願書その他の国際出願に関する書類に添付しなければならない（国際出願法施規６条の４第２項）。

（具体例）

包括委任状番号が通知されている場合

【提出物件の目録】

【包括委任状番号】○○○○○○○

包括委任状番号が通知されていない場合

【提出物件の目録】

【物件名】代理権を証明する書面　１

【援用の表示】令和何年何月何日提出の包括委任状

（改訂令和~~４~~6・~~１０~~1）

※1 特施規９条の３第１項：実施規２３条１項、意施規１９条１項、商施規２２条１項において準用

※2 特登施規１３条の６第１項：実登施規３条３項、意登施規６条３項、商登施規１７条３項において準用

※3 特１８６条１項：実５５条１項において準用

※4 特例施規６条４項：特施規９条の３第２項（実施規２３条１項、意施規１９条１項、商施規２２条１項において準用）、特登施規１３条の６第２項（実登施規３条３項、意登施規６条３項、商登施規１７条３項において準用）において準用

１１５．０１

口座振替納付制度

１．口座振替納付制度の概要

特許料等（→１００．０２「３．」）又は手数料（以下「手数料等」という。）について導入された口座振替納付制度は、国庫金納付に係る電子決済インフラの整備に伴い、手数料等の納付を金融機関の口座からの振替による納付の申出をすることによりできるようにした制度である。

この制度を利用できるのは、手数料等の納付にあたり電子情報処理組織を使用して口座振替による納付の申出をした者に限る(特例法１５条の２第１項)。

なお、包括納付の申出（特例施規４１条の２）又は自動納付の申出（特例施規４１条の５）にあっても、口座振替による納付の申出をすることができる。

２．口座振替納付の対象

（１）口座振替納付の対象一般

口座振替納付の対象となるものは、電子情報処理組織を使用して行うことができる特定手続について納付すべき手数料等である。

（２）口座振替納付の対象

口座振替納付の対象となるものは、特許料等又は以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料である（特例施規３８条の２第１項）。

~~ア~~a．特許出願（先願参照出願を除く。）

~~イ~~b．実用新案登録出願

~~ウ~~c．意匠登録出願

~~エ~~d．商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願

~~オ~~e．国際出願、国際予備審査の請求等

~~カ~~f．意匠を秘密にすることの請求

~~キ~~g．出願人名義変更の届出

~~ク~~h．出願審査の請求

~~ケ~~i．実用新案技術評価の請求

~~コ~~j．拒絶査定等に対する審判の請求

~~サ~~k．国内書面の提出

~~シ~~l．期間の延長の請求又は期日の変更の請求

~~ス~~m．商標権の存続期間の更新登録の申請

~~セ~~n．誤訳の訂正を目的とする補正、手数料の補正又は請求項若しくは区分の数を増加する補正

~~ソ~~o．ファイルに記録されている事項の証明の請求

~~タ~~p．ファイルの記録事項の記載書類の交付の請求

~~チ~~ｑ．ファイルに記録されている事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）
~~ツ~~ｒ．登録事項の証明の請求
~~テ~~ｓ．登録事項記載書類の交付の請求
~~ト~~ｔ．登録事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）

以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料等は、特例法施行規則別表第１の２に掲げる手続で口座振替納付の対象となるものである。
ア．先願参照出願（１）
イ.国際出願その他国際出願等に係る手続(手数料を納付するものに限る。)（３）
ウ．審判、再審又は判定の請求（拒絶査定等に対する審判の請求を除く。）（４）
エ．訂正の請求（５）
オ．特許異議申立て又は登録異議の申立て（６）
カ．審判又は再審への参加の申請（７）
キ．特許異議申立て又は登録異議申立てについての審理への参加の申請（８）
ク．審判、再審、判定、特許異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする期間の延長又は期日の変更の請求（９、１０）
ケ．審判、再審、判定、異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする補正による手数料の納付（１１、１２）
コ．特許権の存続期間の延長登録の出願、改正前特許法第１０９条による特許料の減免の申請、特許料免除の申請書の提出、特許証等の再交付の請求、特許権等に係る回復理由書の提出、特許料の返還の請求、実用新案登録に係る訂正書の提出及び実用新案登録料の返還の請求に関してする期間の延長の請求（１５）
サ．先願参照出願等の補正（１７）
シ．先願参照出願における明細書及び必要な図面の提出（２４）
ス．特許権の存続期間の延長登録の出願（３２、３３）
セ．国際出願に対する決定をすべき旨の申出（３９）
ソ．証明等の請求（４０、４１）
タ．国際登録出願（意匠）（４６）
チ．国際登録出願の補正（意匠）（４７）
ツ．国際意匠登録出願に係る期間の延長の請求（５１）
テ．国際登録出願（商標）（５６）
ト．事後指定（５７）
ナ．国際登録の存続期間の更新の申請（商標）（５８）
ニ．国際登録の名義人の変更の記録の請求（商標）（５９）

ヌ．国際登録出願等に係る補正（商標）（６０）
ネ．国際商標登録出願に係る期間の延長の請求（６２）
ノ．ファイル記録事項の交付の請求（６３）
ハ．裁定請求書の提出（８５）
ヒ．裁定取消請求書の提出（８６）
フ．特許証等の再交付の請求（８９）
ヘ．特許権等に係る回復理由書の提出（９０）
ホ．実用新案登録に係る訂正書の提出（９２）
マ．防護登録標章出願に基づく権利の存続期間の更新登録の出願、書換登録の申請に係る回復理由書の提出（１００）
ミ．商標権の分割の登録の申請（１１５）
（括弧内の数字は特例施規別表１の２の項を表す）

３．口座振替による納付における事前手続

（１）口座振替による納付の届出（特例施規３９条の２）

口座振替による手数料等の納付を可能とするためには、あらかじめ特許庁長官に必要な記載事項を記載した書面（「特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替納付申出書兼特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替依頼書」）を届け出ることとする。

（２）振替番号の通知（特例施規３９条の３）

特許庁長官は、口座振替による納付の届出を受理したときは、届出をした者に振替番号を付与し、その番号をその者に通知する。

（３）口座振替による納付の届出の取下げ

口座振替による納付の届出を取り下げるときは、「特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替解約届」を届け出、口座振替による納付の届出により結んだ契約を解約することにより行う。

４．口座振替による納付の申出の方法（特例施規４０条１項、４項、７項２号）

口座振替による納付の申出は、手続に係る書面に、振替番号及び納付しようとする手数料等の額を記載することにより行う。

特例法施行規則第１３条第２項の方法により申出をする場合は、同項に規定する入力情報として識別番号に加えて、上記事項を電子計算機から入力しなければならない。

（注）手数料等は「納付金額」欄に記載された金額に基づいて徴収する。過誤納分の返還は、返還請求書によらなければすることができない（→０７．１５）。

５．口座振替による納付の申出に係る納付情報の送信（特例施規４０条の２）

特許庁長官は、手数料等の納付をしようとする者から、口座振替による納付を希望する旨の申出があった場合には、納付すべき手数料等の額及びその他の必要な納付情報を、事前に委託した口座のある金融機関に対し、電気通信回線を使用して送信する。

６．口座振替による納付日の特例（特例施規４０条の３）

手数料等を口座振替により納付する場合であって、特許庁長官が領収済通知情報（歳入徴収官事務規程（昭和２７年大蔵省令第１４１号）第２１条の５第２項）を受信したときは、口座振替による納付の申出があったときを、その納付がされたときとする。

７．委任による口座振替による納付の申出（特例施規４１条１項、様式第３７）

口座振替による納付をしようとする者は、委任による代理人により口座振替による納付の申出をする場合にあっては、あらかじめ特許庁長官にその代理人を代理人届により届け出るものとする。

代理人を届け出ていないときは、当該代理人は、口座振替による納付の申出を行うことができない。

なお、届出された代理人は、当該口座振替による納付をしようとする者のした口座振替による納付の届出が解約された後は、口座振替による納付の申出をすることはできない。

８．代理人による口座振替による納付（特例法１６条）

予納による場合と同様に（→１１３．０１「６．」）、口座振替による納付についても、出願人等から委任を受けた代理人は、委任者のために代理人の名において口座振替による納付をすることができる。

この場合、委任による代理をしようとする者が委任事務を処理するために自己の名において口座振替による納付の申出をしたときは、手続をする者本人が手数料等を納付したのと同じ効果が発生する。

（改訂令和~~4~~6・~~4~~1）

１１５．０２

指定立替納付者による納付制度

１．指定立替納付者による納付制度の概要

指定立替納付者による納付制度は、特許料等（→１００．０２「３．」）又は手数料（以下「手数料等」という。）の納付をしようとする者が、指定立替納付者（クレジットカード会社）による納付を希望する旨を申し出ることによって、手数料等をク　ジットカード決済により納付する制度である。

また、包括納付の申出（特例施規４１条の２）又は自動納付の申出（特例施規４１条の５）には、指定立替納付者による納付制度を利用することはできない。

２．指定立替納付者による納付の対象

指定立替納付者による納付の対象となるものは、電子情報処理組織を使用して行うことができる特許料等又は以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料（特例施規３８条の２第１項）及び電子情報処理組織を使用せず指定立替納付者による納付の申出をする場合の手数料等である（特例施規３８条の２第２項）。なお、電子情報処理組織を使用せず、~~特許料等又は~~手数料等を指定立替納付者により納付する場合の申出は、当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合に限る。

~~（１）~~ａ．特許出願（先願参照出願を除く。）

~~（２）~~ｂ．実用新案登録出願

~~（３）~~ｃ．意匠登録出願

~~（４）~~ｄ．商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願

~~（５）~~ｅ．国際出願、国際予備審査の請求等

~~（６）~~ｆ．意匠を秘密にすることの請求

~~（７）~~ｇ．出願人名義変更の届出

~~（８）~~ｈ．出願審査の請求

~~（９）~~ｉ．実用新案技術評価の請求

~~（１０）~~ｊ．拒絶査定等に対する審判の請求

~~（１１）~~ｋ．国内書面の提出

~~（１２）~~ｌ．期間の延長の請求又は期日の変更の請求

~~（１３）~~ｍ．商標権の存続期間の更新登録の申請

~~（１４）~~ｎ．誤訳の訂正を目的とする補正、手数料の補正又は請求項若しくは区分の数を増加する補正

~~（１５）~~ｏ．ファイルに記録されている事項の証明の請求

~~（１６）~~ｐ．ファイルの記録事項の記載書類の交付の請求

~~（１７）~~ｑ．ファイルに記録されている事項の閲覧の請求（電子情報処理

組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）

~~（１８）~~ｒ．登録事項の証明の請求

~~（１９）~~ｓ．登録事項記載書類の交付の請求

~~（２０）~~ｔ．登録事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）

以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料等は、特例法施行規則別表第１の２に掲げる手続で指定立替納付者による納付の対象となるものである。

ア．先願参照出願（１）

イ.国際出願その他国際出願等に係る手続(手数料を納付するものに限る。)（３）

ウ．審判、再審又は判定の請求（拒絶査定等に対する審判の請求を除く。）（４）

エ．訂正の請求（５）

オ．特許異議申立て又は登録異議の申立て（６）

カ．審判又は再審への参加の申請（７）

キ．特許異議申立て又は登録異議申立てについての審理への参加の申請（８）

ク．審判、再審、判定、特許異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする期間の延長又は期日の変更の請求（９、１０）

ケ．審判、再審、判定、異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする補正による手数料の納付（１１、１２）

コ．特許権の存続期間の延長登録の出願、改正前特許法第１０９条による特許料の減免の申請、特許料免除の申請書の提出、特許証等の再交付の請求、特許権等に係る回復理由書の提出、特許料の返還の請求、実用新案登録に係る訂正書の提出及び実用新案登録料の返還の請求に関してする期間の延長の請求（１５）

サ．先願参照出願等の補正（１７）

シ．先願参照出願における明細書及び必要な図面の提出（２４）

ス．特許権の存続期間の延長登録の出願（３２、３３）

セ．国際出願に対する決定をすべき旨の申出（３９）

ソ．証明等の請求（４０、４１）

タ．国際登録出願（意匠）（４６）

チ．国際登録出願の補正（意匠）（４７）

ツ．国際意匠登録出願に係る期間の延長の請求（５１）

テ．国際登録出願（商標）（５６）

ト．事後指定（５７）

ナ．国際登録の存続期間の更新の申請（商標）（５８）

ニ．国際登録の名義人の変更の記録の請求（商標）（５９）

ヌ．国際登録出願等に係る補正（商標）（６０）

ネ．国際商標登録出願に係る期間の延長の請求（６２）
ノ．ファイル記録事項の交付の請求（６３）
ハ．裁定請求書の提出（８５）
ヒ．裁定取消請求書の提出（８６）
フ．特許証等の再交付の請求（８９）
ヘ．特許権等に係る回復理由書の提出（９０）
ホ．実用新案登録に係る訂正書の提出（９２）
マ．防護登録標章出願に基づく権利の存続期間の更新登録の出願、書換登録の申請に係る回復理由書の提出（１００）
ミ．商標権の分割の登録の申請（１１５）
（括弧内の数字は特例施規別表１の２の項を表す）

３．指定立替納付者による納付の申出の方法（特例施規４０条１項、５項、６項、７項３号）

指定立替納付者による納付の申出は、手続に係る書面に、指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする手数料等の額を記載することにより行う。

特例法施行規則第１３条第２項の方法により申出をする場合は、同項に規定する入力情報として識別番号に加えて、上記事項を電子計算機から入力しなければならない。

（注）手数料等は「納付金額」欄に記載された金額に基づいて徴収する。過誤納分の返還は、返還請求書によらなければすることができない（→０７．１５）。

４．指定立替納付者による納付の申出に係る納付情報の送信（特例施規４０条の２）

特許庁長官は、手数料等の納付をしようとする者から、指定立替納付者による納付を希望する旨の申出があった場合には、納付すべき手数料等の額及びその他の必要な納付情報を、指定立替納付者が事前に委託した口座のある金融機関に対し、電気通信回線を使用して送信する。

５．指定立替納付者による納付日の特例（特例施規４０条の３）

手数料等を指定立替納付者により納付する場合であって、特許庁長官が領収済通知情報（歳入徴収官事務規程（昭和２７年大蔵省令第１４１号）第２１条の５第２項）を受信したときは、指定立替納付者による納付の申出があったときを、その納付がされたときとする。

６．代理人による指定立替納付者による納付（特例法１６条）

予納による場合と同様に（→１１３．０１「６．」）、指定立替納付者による納付についても、出願人等から委任を受けた代理人は、委任者のために代理人の名において指定立替納付者による納付をすることができる。

この場合、委任による代理をしようとする者が委任事務を処理するために自己の名において指定立替納付者による納付の申出をしたときは、手続をする者本人が手数料等を納付したのと同じ効果が発生する。

（改訂令和~~4~~6・~~4~~1）

１２４．０１

特許法施行規則等で様式を定めている手続以外の手続を行う場合の書式について

１．特許法施行規則等で様式を定めている手続以外の次の表の第２欄に掲げる手続を書面の提出により行う場合は、同表の第３欄に掲げる書類を同表の第４欄に掲げる書式により作成する。

	手　　続	書　類　名	書　式
１	書留郵便物受領書等の提出	出願日証明書提出書	書式 第１０
２	外国語特許出願に係る翻訳文の提出	国際出願翻訳文提出書	書式 第１０の２
３	特許庁長官又は審判長若しくは審査官に対する上申	上申書	書式 第１１
４	設定登録後の特許料の納付の補充	特許料納付書（補充）	書式 第４７
５	設定登録後の実用新案登録料の納付の補充	実用新案登録料納付書（補充）	書式 第４８
６	設定登録後の意匠登録料の納付の補充	意匠登録料納付書（補充）	書式 第４９
７	設定登録の特許料の納付の補充	特許料納付書（設定補充）	書式 第４２
８	設定登録の意匠登録料の納付の補充	意匠登録料納付書（設定補充）	書式 第４３
９	設定登録の商標登録料の納付の補充	商標登録料納付書（設定補充）	書式 第４４
１０	設定登録の防護標章更新登録料の納付の補充	防護標章更新登録料納付書（設定補充）	書式 第４６
１１	商標登録料の分割納付後期分の納付の補充	商標登録料納付書（分納補充）	書式 第４５
１２	商標権存続期間更新登録の申請書の補充	商標権存続期間更新登録申請書（補充）	書式 第５０
１３	証明の請求	証明請求書	書式 第６７
１４	優先権証明の請求	優先権証明請求書	書式 第６８
１５	微生物の試料の分譲の資格証明書の請求	証明願	書式 第６９
１６	登録事項記載書類の交付の請求	登録事項記載書類の交付請求書	書式 第７１

１７	認証付登録事項記載書類の交付の請求	認証付登録事項記載書類の交付請求書	書式第７２
１８	ファイル記録事項の閲覧（縦覧）の請求	ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書	書式第７３
１９	登録事項の閲覧の請求	登録事項の閲覧請求書	書式第７４
２０	ファイル記録事項記載書類の交付の請求	ファイル記録事項記載書類の交付請求書	書式第７５
２１	認証付ファイル記録事項記載書類の交付の請求	認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書	書式第７６
２２	早期審査の申出	早期審査に関する事情説明書	書式第１５
２３	早期審査に関する事情説明の補充	早期審査に関する事情説明補充書	書式第１６
２４	実施関連出願についての早期審査の申出（意匠）	早期審査に関する事情説明書	書式第１７
２５	外国関連出願についての早期審査の申出（意匠）	早期審査に関する事情説明書	書式第１８
２６	早期審査の申出（商標）	早期審査に関する事情説明書	書式第１９
２７	協議の結果の届出（意匠）	協議の結果届	書式第１２
２８	協議の結果の届出（商標）	協議の結果届	書式第１３
２９	書換登録申請の取下	書換登録申請取下書	書式第１４
３０	本国登録証明の請求	本国登録証明請求書	書式第７０
３１	早期審理の申出	早期審理に関する事情説明書	書式第６５
３２	早期審理に関する事情説明の補充	早期審理に関する事情説明補充書	書式第６６
３３	審尋に対する回答	回答書	書式第６４
３４	登録申請書の閲覧の請求（設定登録後）	登録申請書の閲覧請求書	書式第７７

２．前記１．の第１号から第３号まで、第１３号、第１４号、第１８号、第２０号及び第２１号に係る部分は、実用新案登録出願に関する手続に準用する。

３．前記１．の第１号、第３号、第１３号、第１４号、第１８号、第２０号、第２１号及び第３１号から第３３号までに係る部分は、意匠登録出願に関する手続に準用する。

４．前記１．の第１号、第３号、第１３号、第１４号、第１８号、第２０号、第

２１号及び第３１号から第３３号までに係る部分は、商標登録出願に関する手続に準用する。

５．前記１．の第３号から第１２号まで、第２２号から第２~~６~~８号まで、第３０号から第３３号までに係る部分は、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合に準用する。この場合において、「特許印紙貼付欄の表示」は、不要とする。

（改訂令和~~３~~６・~~４~~１）

１２７．０３

電子情報処理組織による手続等の却下の取扱い

電子情報処理組織を使用して行われた手続が、次に掲げる事項に該当する場合には却下するものとする（特例法４１条２項において準用する特１８条の２第１項）。

（１）特例法施行規則第１０条の特定手続以外の手続をしたとき。

（２）電子情報処理組織を使用して特定手続を実行した者（代理人を含む。）~~の識別番号~~と手続に係る書類に表示された手続をした者又はその代理人~~の識別番号が一致しないとき~~（手続をした者又はその代理人が複数あるときは、そのうちのいずれとも）~~識別番号~~が一致しないとき~~。）~~（特例施規１３条１項、２項）。

（３）特例法施行規則別表第１の２に掲げる特定手続が、当該特定手続ごとに行われていないとき（特例施規１３条２項）。

（４）特例法施行規則第１０条各号に規定する特定手続が、同規則第１３条第２項に規定する方法により行われたとき。

（改訂~~平成２３~~令和６・~~１１~~１）

１５３．０３

ファイルに記録された事項の訂正及び訂正の申出について

１．ファイルに記録された事項の訂正

ファイルに記録された事項が書面に記載され~~た~~、又は電磁的記録に記録された事項と同一でないことを特許庁長官が知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正する（特例法８条３項）。

２．訂正の申出

何人も、ファイルの記録に誤りがあることを知ったときは、特許庁長官に対し、その訂正を申し出ることができ、申出を受けて、特許庁長官は、上記１．の訂正をする（特例法８条４項）。

なお、ファイルに記録された事項の訂正の申出を行うときは、ファイル訂正申出書（書式第２７）により作成するものとする。

（改訂~~平成２３~~令和６・１~~１~~）

書式第３６

【書類名】　特許料納付書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【併合識別】併合

【併合件数】

【特許権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

（【特許料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【納付金額】）

【併合納付の明細】

【特許番号】

　　【請求項の数】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

【特許番号】

　　【請求項の数】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

【特許番号】

　　【請求項の数】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

〔備考〕

１　「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

２　~~特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には特許料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。~~

~~３~~　特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により特許料を納付するときは、「（【特許料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載（現金納付に係る納付済証については記載不要）し、別紙として添付する。特例法施行規則第４０条第１項の規定により特例法第１５条第１

項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には特許料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。特許法第１０７条第５項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【納付金額】）」には、納付すべき特許料の額を記載する。また、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により特許料を納付したときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。~~特許法第１０７条第５項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【納付金額】）」には、納付すべき特許料の額を記載する。~~

~~４~~３　昭和６２年１２月３１日以前にした特許出願に係る特許料を納付するときは、「【請求項の数】」の欄を「【発明の数】」とし、発明の数を記載する。

~~５~~４　その他は、特許法施行規則様式第２の備考１から４まで、１０から１２まで、１４及び２２から２５まで、様式第２６の備考９、様式第６９の備考２及び３並びに様式第７０の備考１と同様とする。この場合において、様式第２６の備考９中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第６９の備考３中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と読み替えるものとする。

（改訂令和~~５~~６・~~４~~１）

書式第３７

【書類名】　実用新案登録料納付書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【併合識別】併合

【併合件数】

【実用新案権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

（【登録料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【納付金額】）

【併合納付の明細】

【実用新案登録番号】

　　【請求項の数】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

【実用新案登録番号】

　　【請求項の数】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

【実用新案登録番号】

　　【請求項の数】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

〔備考〕

１　「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

２　複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。

３　~~特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には登録料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。~~

~~４~~　特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を納付するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧

をして記載（現金納付に係る納付済証については記載不要）し、別紙として添付する。特例法施行規則第４０条１項の規定により特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には登録料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。実用新案法第３１条第５項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【納付金額】）」には、納付すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。~~実用新案法第３１条第５項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【納付金額】）」には、納付すべき登録料の額を記載する。~~

~~５~~４　昭和６２年１２月３１日以前にした実用新案登録出願に係る登録料を納付するときは、「【請求項の数】」の欄は設けるには及ばない。

~~６~~５　その他は、実用新案法施行規則様式第１の備考１から４まで、７から１０まで、１３、３１及び３４並びに様式第１４の備考１及び２と同様とする。この場合において、様式第１の備考９中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。

（改訂令和~~５~~６・~~４~~１）

書式第３８

【書類名】　意匠登録料納付書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【併合識別】併合

【併合件数】

【意匠権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

（【登録料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【納付金額】）

【併合納付の明細】

【意匠登録番号】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

【意匠登録番号】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

【意匠登録番号】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

〔備考〕

１　「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

２　~~特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には登録料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。~~

~~３~~　特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を納付するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載（現金納付に係る納付済証については記載不要）し、別紙として添付する。特例法施行規則第４０条第１項の規定により特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には登録料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示

すること。）を記載する。意匠法第４２条第５項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【納付金額】）」には、納付すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。~~意匠法第４２条第５項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【納付金額】）」には、納付すべき登録料の額を記載する。~~

~~４~~３　その他は、意匠法施行規則様式第１８の備考１から４まで、６、７、１０から１２まで、１９及び２１並びに様式第１９の備考１から３までと同様とする。この場合において、様式第１８の備考１２中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と読み替えるものとする。

（改訂令和~~５~~６・~~４~~１）

書式第３９

【書類名】　特許料納付書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【併合識別】併合

【併合件数】

【特許権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【特許料の表示】

　　【予納台帳番号】

　　【納付金額】

【併合納付の明細】

【特許番号】

　　【請求項の数】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

【特許番号】

　　【請求項の数】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

【特許番号】

　　【請求項の数】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

〔備考〕

１　「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。

~~２　「【特許料の表示】」の欄は、特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときに限り、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には特許料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。~~

~~３~~２　特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により特許料を納付したときは、「【特許料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

~~４~~３　昭和６２年１２月３１日以前にした特許出願に係る特許料を納付すると

きは、「【請求項の数】」の欄を「【発明の数】」とし、発明の数を記録する。

~~5~~ 4　その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第９の備考１、２、５、６、８、１１及び２６、様式第１２の備考４、様式第１９の備考２から４まで並びに様式第２０の備考１と同様とする。この場合において、様式第１９の備考３中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と読み替えるものとする。

（改訂令和~~5~~ 6・~~4~~ 1）

書式第４０

【書類名】　実用新案登録料納付書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【併合識別】併合

【併合件数】

【実用新案権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【登録料の表示】

　　【予納台帳番号】

　　【納付金額】

【併合納付の明細】

【実用新案登録番号】

　　【請求項の数】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

【実用新案登録番号】

　　【請求項の数】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

【実用新案登録番号】

　　【請求項の数】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

〔備考〕

１　「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。

~~２　「【登録料の表示】」の欄は、特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときに限り、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を「【納付金額】」には登録料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。~~

~~３~~２　特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「【登録料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

~~４~~３　昭和６２年１２月３１日以前にした実用新案登録出願に係る登録料を納

付するときは、「【請求項の数】」の欄は設けるには及ばない。

~~5~~ 4　その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第９の備考１、２、５、６、８、１１及び２６、様式第１２の備考４、様式第１９の備考２から４まで並びに様式第２０の備考１と同様とする。この場合において、様式第１９の備考３中「【特許出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、備考４中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

（改訂令和~~5~~ 6・~~4~~ 1）

書式第４１

【書類名】　意匠登録料納付書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【併合識別】併合

【併合件数】

【意匠権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【登録料の表示】

　　【予納台帳番号】

　　【納付金額】

【併合納付の明細】

【意匠登録番号】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

【意匠登録番号】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

【意匠登録番号】

　　【納付年分】　　第　　年分

　　【納付金額】

〔備考〕

１　「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数（「件」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

~~２　「【登録料の表示】」の欄は、特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときに限り、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には登録料の合計額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。~~

~~３~~２　特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「【登録料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

~~４~~３　その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第９の備考１、２、５、６、８、１１及び２６、様式第１２の備考４、様式第１９の備考２から４まで並びに様式第２０の備考１と同様とする。この場合において、様式第１９の備考３中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠

権者】」と、備考４中「【特許料の表示】とあるのは「【登録料の表示】と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

（改訂令和~~5~~6・~~4~~1）

書式第４２

【書類名】　特許料納付書（設定補充）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【出願番号】

【請求項の数】

【特許出願人】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【納付年分】　　第１年分から第　　年分

（【特許料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【補充金額】）

【その他】　補充指令書発送日　令和　　年　　月　　日

――

（　　円）

〔備考〕

１　~~特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には特許料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。~~

~~２~~　特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により特許料を~~納付~~補充するときは、「（【特許料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第４０条１項の規定により特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき特許料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。特許法第１０７条第５項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であって、特例法施行規則第４０条第１項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき特許料の額を記録する。特許法第１０７条第５項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台

帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき特許料の額を記載する。また、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により特許料を~~納付~~補充したときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。~~特許法第１０７条第５項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき特許料の額を記載する。~~

~~３~~２　昭和６２年１２月３１日以前にした特許出願に係る特許料を補充~~納付~~するときは、「【請求項の数】」の欄を「【発明の数】」とする。

~~４~~３　その他は、特許法施行規則様式第６９の備考と同様とする。

（改訂令和~~５~~６・~~４~~１）

書式第４３

【書類名】　意匠登録料納付書（設定補充）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【出願番号】

【意匠登録出願人】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【納付年分】　　第１年分

（【登録料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【補充金額】）

【その他】　補充指令書発送日　令和　　年　　月　　日

――

（　　円）

〔備考〕

１　~~特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には登録料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。~~

~~２~~　特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を~~納付~~補充するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第４０条１項又は同項及び同条第２項の規定により特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき登録料又は補充すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。意匠法第４２条第５項ただし書及び同法第６７条第６項ただし書の規定により、現金により登録料又は登録料及び手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第４０条第１項又は同項及び同条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき登録料又は補充すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。意匠法第４２条第５項ただし書及び同法第６７条第６項ただし書の

規定により、現金により登録料又は登録料及び手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項又は同項及び同条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料又は補充すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記載する。また、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により登録料を~~納付~~補充したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。~~意匠法第４２条第５項ただし書及び同法第６７条第６項ただし書の規定により、現金により登録料又は登録料及び手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項又は同項及び同条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料又は補充すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記載する。~~

~~３~~２　その他は、意匠法施行規則様式第１８の備考と同様とする。

（改訂令和~~５~~６・~~４~~１）

書式第４４

【書類名】　商標登録料納付書（設定補充）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【出願番号】

【商品及び役務の区分数】

【商標登録出願人】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　（【識別番号】）

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

（【納付の表示】）

（【登録料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【補充金額】）

【その他】　補充指令書発送日　令和　　年　　月　　日

――

（　　円）

〔備考〕

１　防護標章登録料納付書の補充をするときは、「【書類名】」を「防護標章登録料納付書（設定補充）」とし、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」と記載する。

~~２　特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には登録料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。~~

~~３~~２　特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を~~納付~~補充するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第４０条１項の規定により特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき登録料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。商標法第４０条第６項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき登録料の額を記録する。商標法第

４０条第６項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により登録料を~~納付~~補充したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。~~商標法第４０条第６項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料の額を記載する。~~

~~４~~３　その他は、商標法施行規則様式第１７の備考と同様とする。

（改訂令和~~５~~６・~~４~~１）

書式第４５

【書類名】　商標登録料納付書（分納補充）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【商標登録番号】

【商品及び役務の区分の数】

【商標権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　（【識別番号】）

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

（【登録料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【補充金額】）

【その他】　補充指令書発送日　令和　　年　　月　　日

――

（　　円）

〔備考〕

１　~~特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には登録料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。~~

~~２~~　特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を~~納付~~補充するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第４０条１項の規定により特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき登録料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。商標法第４０条第６項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき登録料の額を記録する。商標法第４０条第６項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充す

べき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により登録料を~~納付~~補充したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。~~商標法第４０条第６項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料の額を記載する。~~

~~３~~２　その他は、商標法施行規則様式第１８の備考と同様とする。

（改訂令和~~５~~６・~~４~~１）

書式第４６

【書類名】　防護標章更新登録料納付書（設定補充）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【出願番号】

【商標登録番号】

【防護標章更新登録出願人】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　（【識別番号】）

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

（【登録料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【補充金額】）

【その他】　補充指令書発送日　令和　　年　　月　　日

――

（　　円）

〔備考〕

１　~~特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には登録料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。~~

~~２~~　特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を~~納付~~補充するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第４０条１項の規定により特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき登録料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。商標法第４０条第６項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき登録料の額を記録する。商標法第４０条第６項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充す

べき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により登録料を~~納付~~補充したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。~~商標法第４０条第６項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料の額を記載する。~~

~~３~~２　その他は、商標法施行規則様式第１９の備考と同様とする。

（改訂令和~~５~~６・~~４~~１）

書式第４７

【書類名】　特許料納付書（補充）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【特許番号】

【請求項の数】

【特許権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【納付年分】　　第　　年分

（【特許料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【補充金額】）

【その他】　補充指令書発送日　令和　　年　　月　　日

〔備考〕

１　~~特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には特許料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。~~

~~２~~　特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により特許料を~~納付~~補充するときは、「（【特許料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第４０条１項の規定により特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき特許料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。特許法第１０７条第５項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であって、特例法施行規則第４０条第１項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき特許料の額を記録する。特許法第１０７条第５項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき特許料の額を記載する。また、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により特許料を~~納付~~補充したときは、「（【特許料の表

示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。~~特許法第１０７条第５項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき特許料の額を記載する。~~

~~３~~２　昭和６２年１２月３１日以前にした特許出願に係る特許料を補充~~納付~~するときは、「【請求項の数】」の欄を「【発明の数】」とする。

~~４~~３　その他は、特許法施行規則様式第７０の備考と同様とする。

（改訂令和~~５~~６・~~４~~１）

書式第４８

【書類名】　実用新案登録料納付書（補充）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【実用新案権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【納付年分】　　第　　年分

（【登録料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【補充金額】）

【その他】　補充指令書発送日　令和　　年　　月　　日

〔備考〕

１　~~特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には登録料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。~~

~~２~~　特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を~~納付~~補充するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第４０条１項の規定により特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき登録料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。実用新案法第３１条第５項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき登録料の額を記録する。実用新案法第３１条第５項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により登録料を~~納付~~補充したときは、「（【登録料の

表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。~~実用新案法第３１条第５項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料の額を記載する。~~

~~３~~２　昭和６２年１２月３１日以前にした実用新案登録出願に係る登録料を~~納付~~補充するときは、「【請求項の数】」の欄は設けるに及ばない。

~~４~~３　その他は、実用新案法施行規則様式第１４の備考と同様とする。

（改訂令和~~５~~６・~~４~~１）

書式第４９

【書類名】　意匠登録料納付書（補充）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【意匠登録番号】

【意匠権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【納付年分】　　第　　年分

（【登録料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【補充金額】）

【その他】　補充指令書発送日　令和　　年　　月　　日

〔備考〕

１　~~特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には登録料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。~~

~~２~~　特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を~~納付~~補充するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第４０条１項の規定により特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき登録料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。意匠法第４２条第５項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき登録料の額を記録する。意匠法第４２条第５項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により登録料を~~納付~~補充したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載

する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。

~~意匠法第４２条第５項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、補充すべき登録料の額を記載する。~~

~~３~~２　その他は、意匠法施行規則様式第１９の備考と同様とする。

（改訂令和~~５~~６・~~４~~１）

書式第５１

【書類名】　特許料納付書（補充）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【併合識別】併合

【特許番号】

【併合件数】

【特許権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

（【特許料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【補充金額】）

【その他】　補充指令書発送日　令和　　年　　月　　日

〔備考〕

１　「【特許番号】」の欄には、補充に係る特許料納付書の「【併合納付の明細】」に記載した最初の特許番号を記載する。

２　~~特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により特許料を納付するときは、「（【特許料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載（現金納付に係る納付済証については記載不要）し、別紙として添付する。また、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により特許料を納付したときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。特許法第１０７条第５項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【特許料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、納付すべき特許料の額を記載する。~~

~~３~~　その他は、書式第３６の備考と同様とする。この場合において、「【納付金額】」とあるのは「【補充金額】」と読み替えるものとする。

（改訂令和~~５~~6・~~４~~1）

書式第５２

【書類名】　実用新案登録料納付書（補充）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【併合識別】併合

【実用新案登録番号】

【併合件数】

【実用新案権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

（【登録料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【補充金額】）

【その他】　補充指令書発送日　令和　　年　　月　　日

〔備考〕

１　「【実用新案登録番号】」の欄には、補充に係る実用新案登録料納付書の「【併合納付の明細】」に記載した最初の登録番号を記載する。

２　~~特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を納付するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載（現金納付に係る納付済証については記載不要）し、別紙として添付する。また、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。実用新案法第３１条第５項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、納付すべき登録料の額を記載する。~~

~~３~~　その他は、書式第３７の備考と同様とする。この場合において、「【納付金額】」とあるのは「【補充金額】」と読み替えるものとする。

（改訂令和~~５~~6・~~４~~1）

書式第５３

【書類名】　意匠登録料納付書（補充）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【併合識別】併合

【意匠登録番号】

【併合件数】

【意匠権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

（【登録料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【補充金額】）

【その他】　補充指令書発送日　令和　　年　　月　　日

〔備考〕

１　「【意匠登録番号】」の欄には、補充に係る意匠登録料納付書の「【併合納付の明細】」に記載した最初の登録番号を記載する。

２　~~特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により登録料を納付するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載（現金納付に係る納付済証については記載不要）し、別紙として添付する。また、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。意匠法第４２条第５項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第１項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、納付すべき登録料の額を記載する。~~

~~３~~　その他は、書式第３８の備考と同様とする。この場合において、「【納付金額】」とあるのは「【補充金額】」と読み替えるものとする。

（改訂令和~~５~~6・~~４~~1）

書式第５４

【書類名】　特許料納付書（補充）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【併合識別】併合

【特許番号】

【併合件数】

【特許権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【特許料の表示】

　　【予納台帳番号】

　　【補充金額】

【その他】　補充指令書発送日　令和　　年　　月　　日

〔備考〕

１　「【特許番号】」の欄には、補充に係る特許料納付書の「【併合納付の明細】」に記録した最初の特許番号を記録する。

２ ~~特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により特許料を納付したときは、「【特許料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【補充金額】」の欄は設けるには及ばない。~~

~~３~~　その他は、書式第３９の備考と同様とする。この場合において、「【納付金額】」とあるのは「【補充金額】」と読み替えるものとする。

（改訂令和~~５~~６・~~４~~１）

書式第５５

【書類名】　実用新案登録料納付書（補充）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【併合識別】併合

【実用新案登録番号】

【併合件数】

【実用新案権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【登録料の表示】

　　【予納台帳番号】

　　【補充金額】

【その他】　補充指令書発送日　令和　　年　　月　　日

〔備考〕

１　「【実用新案登録番号】」の欄には、補充に係る実用新案登録料納付書の「【併合納付の明細】」に記録した最初の登録番号を記録する。

２　~~特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「【登録料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【補充金額】」の欄は設けるには及ばない。~~

~~３~~　その他は、書式第４０の備考と同様とする。この場合において、「【納付金額】」とあるのは「【補充金額】」と読み替えるものとする。

（改訂令和~~５~~６・~~４~~１）

書式第５６

【書類名】　意匠登録料納付書（補充）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【併合識別】併合

【意匠登録番号】

【併合件数】

【意匠権者】

　　【氏名又は名称】

【納付者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【登録料の表示】

　　【予納台帳番号】

　　【補充金額】

【その他】　補充指令書発送日　令和　　年　　月　　日

〔備考〕

１　「【意匠登録番号】」の欄には、補充に係る意匠登録料納付書の「【併合納付の明細】」に記録した最初の登録番号を記録する。

２　~~特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「【登録料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【補充金額】」の欄は設けるには及ばない。~~

~~３~~　その他は、書式第４１の備考と同様とする。この場合において、「【納付金額】」とあるのは「【補充金額】」と読み替えるものとする。

（改訂令和~~５~~６・~~４~~１）

書式第６７

【書類名】　証明請求書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【事件の表示】
　　【出願番号】
【請求人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
【証明に係る事項】
（【利害関係を有する事由】）
【交付方法】
【請求部数】
（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）
（【提出物件の目録】）

――

（　　円）

〔備考〕

１　「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載する。

２　「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。

３　「【証明に係る事項】」の欄は、次の要領で記載する。

イ　「【証明に係る事項】」の欄には、「証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明してください。」のように記載し、「【証明に係る書類名】」の欄を設けて、記録されている書類全部の証明を請求するときは「全部」と記載する。また、記録されている特定の書類の証明を請求するときは「特許願（明細書、特許請求の範囲、図面、要約書）」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記載する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記載する。

ロ　特許願の「出願日」、「発明者」、「特許出願人」のうち特定の事項の

証明を求める場合は、「【証明に係る事項】」の欄に、それぞれ「特許願を提出した出願の年月日」を、「特許願の発明者の住所又は居所及び氏名」を、「特許願の特許出願人の住所又は居所及び氏名又は名称」のように証明に必要なものを記載する。

4　「【利害関係を有する事由】」の欄には、証明を求める事項が「平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する仮通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、「特許出願人」「特許出願の差押債権者」「特許出願人〇〇の破産管財人」のように記載する。

5　「【交付方法】」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。

6　「【請求部数】」の欄は、証明書の交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

7　特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により手数料を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第４０条第２項の規定により特例法第１５条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額を記載する。特許法第１９５条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第４０条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」に納付すべき手数料の額を記載する。特許法第１９５条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報によるときは、「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

8 ~~7~~　証明を求める者が平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。

9 ~~8~~　その他は、特許法施行規則様式第２の備考１から~~5~~ 4まで、１０から１２まで及び~~２１、~~２２、２４から２６と同様とする。ただし、様式第２の~~備考５にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、~~備考２６にかかわらず、平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第１０条第２項は適用されない。

（改訂令和6 ~~2~~・１ ~~2~~）

書式第６８

【書類名】　優先権証明請求書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【事件の表示】

　　【出願番号】

【請求人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【出願国・地域名】

【交付方法】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

――

（　　円）

〔備考〕

１　「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○○」のように出願の番号を記載する。

２　「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。

３　「【出願国・地域名】」の欄は、優先権を主張する国・地域名を記載する。また、２国以上の優先権を主張する国・地域名を記載する場合は、行を改めて記載する。なお、この場合において、同一国に２通以上提出する場合も同様とする。

４　既に提出されている書類について同時に証明を請求するときは、「【出願国・地域名】」の欄の次に「【証明に係る他の書類名】」の欄を設けて、「手続補正書」、「出願人名義変更届」のように記載する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」、「令和何年何月何日提出の出願人名義変更届」のように記載する。

５　「【交付方法】」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。

６　その他は、特許法施行規則様式第２の備考１から~~５~~４まで、１０から１２まで及び~~２１、~~２２、２４、２５並びに書式第６７の備考７と同様とする。

~~ただし、様式第２の備考５にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。~~

（改訂令和６~~２~~・１~~２~~）

書式第６９

証　明　願

特　許 印　紙

（　　円）

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

請求人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
担当者
電話番号

請求人は、自己の試験又は研究のため下記の特許出願（特許）に係る微生物の試料の分譲を受けたいので、特許法施行規則第２７条の３の規定により分譲を受ける資格を有することを証明してください。

記

１　事件の表示
２　事件との関係
３　特許出願人（特許権者）
　　住所（居所）
　　氏名（名称）
４　寄託機関
５　受託番号
６　交付方法
７　添付書類の目録
（１）分譲請求書　　通
（２）　　通

〔備考〕

１　「事件の表示」の欄には、特許出願中のものについては「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を、特許権に係るものについては「特許第○○○○○○○」のように特許番号を記載する。

２　「事件との関係」の欄には、特許法施行規則第２７条の３第１項第２号及び第３号の場合のみ記載し、同条同項第１号の場合には「事件との関係」の欄は設けるには及ばない。第２号の場合には「警告を受けた者」、第３号の場合には「拒絶理由通知を受けた者」と記載し、それぞれの関係を証明する書面を添付する。

３　「寄託機関」の欄には、寄託機関の名称を正確に記載する（略称は認めない）。

４　「受託番号」の欄には、国際寄託番号又は国内寄託番号を記載する。

５　「交付方法」の欄には、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。

６　特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第１９５条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「請求人」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「６　交付方法」の欄の次に「７　指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第１９５条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号１２書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「６　交付方法」の欄の次に「７　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。

~~６~~７　その他は、特許法施行規則様式第３の備考１から~~４~~３、７、８、１１、１４と同様とする。~~この場合において、様式第３の備考４中「「４　請求の内容」の欄の次に「５　納付番号」」とあるのは「「６　交付方法」の欄の次に「７　納付番号」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」」とあるのは「「６　交付方法」の欄の次に「７　指定立替納付」」と読み替えるものとする。~~

（改訂令和６~~４~~・１~~４~~）

書式第７１

【書類名】　登録事項記載書類の交付請求書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【特許番号】
【請求人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
（【利害関係を有する事由】）
【交付方法】
【請求部数】
（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）
（【提出物件の目録】）
――
（　　円）

〔備考〕

１　国際登録にあっては、「【書類名】」を「国際登録に係る登録事項記載書類の交付請求書」と記載する。

２　「【特許番号】」には、「特許第○○○○○○○号」のようにその特許番号を記載する。実用新案登録にあっては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第○○○○○○○号」のようにその登録番号を記載する。意匠登録にあっては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第○○○○○○○号」のようにその登録番号を記載する。商標登録にあっては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第○○○○○○○号」のようにその登録番号を記載し、商標権の分割又は分割移転に係る登録の場合は「商標登録第○○○○○○○号」に続けて「の２」のように示す記号を記載する。国際登録にあっては、「【特許番号】」を「【国際登録番号】」とし「国際登録第○○○○○○○号」のようにその登録番号を記載する。

３　「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。

４　「【利害関係を有する事由】」の欄には、交付を求める事項が「平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する通常実施権に係る事

項」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。

5　「【交付方法】」の欄は、当該書類の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。

6　「【請求部数】」の欄は、交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

7　交付を求める者が平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。

8　その他は、特許法施行規則様式第２の備考１から~~５~~４まで、１０から１２まで及び~~２１、~~２２、２４から２６並びに書式第６７の備考７と同様とする。ただし、様式第２の~~備考５にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、~~備考２６にかかわらず、平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第１０条第２項は適用されない。

（改訂令和６~~２~~・１~~２~~）

書式第７２

【書類名】　認証付登録事項記載書類の交付請求書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【特許番号】

【請求人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

（【利害関係を有する事由】）

【交付方法】

【請求部数】

（【手数料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【納付金額】）

（【提出物件の目録】）

――

（　　円）

〔備考〕

１　国際登録にあっては、「【書類名】」を「国際登録に係る認証付登録事項記載書類の交付請求書」と記載する。

２　「【特許番号】」には、「特許第○○○○○○○号」のようにその特許番号を記載する。実用新案登録にあっては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第○○○○○○○号」のようにその登録番号を記載する。意匠登録にあっては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第○○○○○○○号」のようにその登録番号を記載する。商標登録にあっては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第○○○○○○○号」のようにその登録番号を記載し、商標権の分割又は分割移転に係る登録の場合は「商標登録第○○○○○○○号」に続けて「の２」のように示す記号を記載する。国際登録にあっては、「【特許番号】」を「【国際登録番号】」とし「国際登録第○○○○○○○号」のようにその登録番号を記載する。

３　「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。

４　「【利害関係を有する事由】」の欄には、交付を求める事項が「平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する通常実施権に係る事

項」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。

5　「【交付方法】」の欄は、当該書類の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。

6　「【請求部数】」の欄は、交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

7　交付を求める者が平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。

8　その他は、特許法施行規則様式第２の備考１から~~５~~４まで、１０から１２まで及び~~２１、~~２２、２４から２６並びに書式第６７の備考７と同様とする。ただし、様式第２の~~備考５にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、~~備考２６にかかわらず、平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第１０条第２項は適用されない。

（改訂令和６~~２~~・１~~２~~）

書式第７３

【書類名】　ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【事件の表示】

　　【出願番号】

【請求人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

（【利害関係を有する事由】）

（【手数料の表示】）

　（【~~予納台帳番号~~指定立替納付】）

　（【納付金額】）

（【提出物件の目録】）

――

（　　円）

〔備考〕

１　「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○○」のように出願の番号を記載する。

２　「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。

３　「【利害関係を有する事由】」の欄には、閲覧を求める事項が「平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者○○の破産管財人」のように記載する。

４　閲覧を求める者が平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。

５　特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により手数料を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特許法第１９５条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第４０条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【納付金額】」に納付すべき手数料の額を記載する。 特許法第１９５条第

８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報によるときは、「（【指定立替納付】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

~~5~~6　その他は、特許法施行規則様式第２の備考１から~~5~~4まで、１０から１２まで及び~~２１、~~２２、２４から２６と同様とする。ただし、様式第２の~~備考５にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、~~備考２６にかかわらず、平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第１０条第２項は適用されない。

（改訂令和~~２~~6・１~~２~~）

書式第７４

【書類名】　登録事項の閲覧請求書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【特許番号】

【請求人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

（【利害関係を有する事由】）

（【手数料の表示】）

　（【~~予納台帳番号~~指定立替納付】）

　（【納付金額】）

（【提出物件の目録】）

――

（　　円）

〔備考〕

１　国際登録に基づく商標権に係る登録事項の閲覧の請求をする場合は、「【書類名】」を「国際登録に係る登録事項の閲覧請求書」と記載する。

２　「【特許番号】」には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその特許番号を記載する。実用新案登録にあっては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。意匠登録にあっては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。商標登録にあっては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載し、商標権の分割又は分割移転に係る登録の場合は「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」に続けて「の２」のように示す記号を記載する。国際登録にあっては、「【特許番号】」を「【国際登録番号】」とし「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。

３　「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。

４　「【利害関係を有する事由】」の欄には、閲覧を求める事項が「平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。

５　閲覧を求める者が平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。

６　その他は、特許法施行規則様式第２の備考１から~~５~~４まで、１０から１２まで及び~~２１、~~２２、２４から２６並びに書式第７３の備考５と同様とする。ただし、様式第２の~~備考５にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、~~備考２６にかかわらず、平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第１０条第２項は適用されない。

（改訂令和~~２~~６・１~~２~~）

書式第７５

【書類名】　ファイル記録事項記載書類の交付請求書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【事件の表示】

　　【出願番号】

【請求人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【交付に係る書類名】

（【利害関係を有する事由】）

【交付方法】

【請求部数】

（【手数料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【納付金額】）

（【提出物件の目録】）

――

（　　円）

〔備考〕

１　「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載する。

２　「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。

３　「【交付に係る書類名】」の欄は、次の要領で記載する。

イ　交付を求める書類が「特例法施行規則第１０条５８号に規定する特例法第１２条第２項の規定による書類」に該当する場合であって、記録されている書類全部の交付を請求するときは「全部」と記載する。

ロ　記録されている特定の書類の交付を請求するときは、「特許願（明細書、特許請求の範囲、図面、要約書）」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」、「移転登録申請書」のように記載する。この場合において、交付に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記載する。

４　「【利害関係を有する事由】」の欄には、交付を求める書類が「平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する通常実施権に係る書

類」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。

5　「【交付方法】」の欄は、当該書類の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。

6　「【請求部数】」の欄は、交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

7　交付を求める者が平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を記載する。

8　その他は、特許法施行規則様式第２の備考１から~~５~~４まで、１０から１２まで及び~~２１、~~２２、２４から２６並びに書式第６７の備考７と同様とする。ただし、様式第２の~~備考５にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、~~備考２６にかかわらず、平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第１０条第２項は適用されない。

（改訂令和~~２~~６・１~~２~~）

書式第７６

【書類名】　認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【事件の表示】

　　【出願番号】

【請求人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

【交付に係る書類名】

（【利害関係を有する事由】）

【交付方法】

【請求部数】

（【手数料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【納付金額】）

（【提出物件の目録】）

――

（　　円）

〔備考〕

１　「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載する。

２　「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。

３　「【交付に係る書類名】」の欄は、次の要領で記載する。

イ　記録されている書類全部の交付を請求するときは「全部」と記載する。

ロ　記録されている特定の書類の交付を請求するときは、「特許願（明細書、特許請求の範囲、図面、要約書）」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記載する。この場合において、交付に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記載する。

４　「【利害関係を有する事由】」の欄には、交付を求める書類が「平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する通常実施権に係る書類」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者○○の破産管財人」のように記載する。

５　「【交付方法】」の欄は、当該書類の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で交付を受ける場合は「郵送」のように記載する。

６　「【請求部数】」の欄は、交付を請求する数（部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

７　拒絶の理由の通知（意匠登録出願及び商標登録出願に限る。）を受けた場合であって、当該通知において指定された期間内に請求するときは、「【交付に係る書類名】」の欄の次に「【拒絶理由通知を受けた事件の表示】」の欄及び「【出願番号】」の欄を設けて、拒絶の理由の通知を受けた当該事件の番号を「意願○○○○－○○○○○○」のように記載する。この場合において、「【交付方法】」の欄には「郵送」と記載する。

８　交付を求める者が平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。

９　その他は、特許法施行規則様式第２の備考１から~~５~~４まで、１０から１２まで及び~~２１、~~２２、２４から２６並びに書式第６７の備考７と同様とする。ただし、様式第２の~~備考５にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、~~備考２６にかかわらず、平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第１０条第２項は適用されない。

（改訂令和~~２~~６・１~~２~~）

書式第７７

【書類名】　登録申請書の閲覧請求書
【提出日】　令和　　年　　月　　日
【あて先】　特許庁長官　　殿
【閲覧を請求する申請書】
　　【特許番号】
　　【受付日】
　　【受付番号】　　Ｎｏ．
　　【登録年月】
　　【申請書類名】　　登録申請書
【請求人】
　（【識別番号】）
　　【住所（居所）】
　　【氏名（名称）】
　　【電話番号】
（【利害関係を有する事由】）
【手数料の額】
（【提出物件の目録】）
――
（　　円）

〔備考〕

１　「閲覧を請求する申請書」の欄の【特許番号】には、当該申請書に係る特許番号を「特許第○○○○○○○号」のように、実用新案登録にあっては【特許番号】を「実用新案登録番号」とし「実用新案登録第○○○○○○○号」のようにその登録番号を記載する。【受付日】には、当該申請書に係る受付日を「令和○○年○○月○○日」のように、【受付番号】には、当該申請書に係る受付番号を「Ｎｏ．○○○○」のように、【申請書類名】には、当該申請書に係る書類名を「専用実施権設定登録申請書」「専用実施権移転登録申請書」のように記載する。

２　【利害関係を有する事由】欄には、閲覧を求める事項が「平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、利害関係を有する事由を「特許権者」「専用実施権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者○○の破産管財人」のように記載する。

３　【手数料の額】には、当該請求に係る手数料の額を「○○○○円」のように記載する。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特許法第１９５条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第４０条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、【請求人】の欄に「（【識別番号】）の欄を設けて識別番号を記載し、「【手数料の額】」を「【指定立替納付】」

とし、「【指定立替納付】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第１９５条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、特例法施行規則第４１条の９第１項に規定する納付情報によるときは、「【手数料の額】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。

４　閲覧を求める者が平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に規定する利害関係人であるときは、「【提出物件の目録】」欄に「【利害関係人であることを証明する書面】」と記載し、当該書面を添付する。

５　その他は、特許法施行規則様式第２の備考１から~~５~~４まで、１０から１３まで及び２４から２６と同様とする。ただし、様式第２の~~備考５にかかわらず、特許印紙をはるときは、破線より下にはるものとし、その上にその額を括弧をして記載する。また、~~備考２６にかかわらず、平成２３年改正前特許法第１８６条第３項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第１０条第２項は適用されない。

（改訂令和~~４~~６・１~~４~~）